

大洲市都市計画マスタープラン



令和2年3月
大洲市

はじめに



大洲市では、平成 20 年（2008 年）1 月に「都市計画マスタープラン」を策定し、長期的な視点に立った都市づくりを進めてまいりました。一方で、本格的な人口減少時代を迎え、超高齢社会が到来するなど大洲市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。また、平成 30 年 7 月豪雨災害の発災以降、市民生活と経済・産業の再生を図ると共に、再度災害防止に向けて、災害に強いまちづくりを第一に、防災・減災対策を推進し、地域防災力の向上に取り組んでいます。

このような状況を踏まえ、この度、大洲市都市計画マスタープランを改訂し、まちの将来像とその実現に向けた都市づくりの方針を定めました。新たなマスタープランでは、「清流肱川が結ぶ豊かな自然・歴史の中で、市民一人一人が新たな創造を目指し、本市の魅力向上と地域経済の活性化を図るとともに、誰もが安全に安心して、快適に暮らせる、協働による自立した持続可能な都市づくりを進める」ことを基本理念として設定しています。

今後は、本マスタープランに掲げる 3 つの目標「災害に強く、安全に安心して暮らすことのできる都市づくり」「快適で住みやすい、豊かな住環境の形成を目指す都市づくり」「歴史・文化に囲まれた、個性豊かな魅力あふれる都市づくり」の実現に向けて、市民・企業・団体などの皆様と行政がそれぞれの役割を担いながら、「チーム大洲」で一丸となって取り組んでまいります。

結びに、本計画改訂に当たり、未来の大洲市を担う高校生によるアンケート調査やパブリックコメントなどを実施し、貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆様を始め、本マスタープラン検討委員会委員の皆様、関係各位に対しまして、心から感謝申し上げますと共に、今後とも計画の実現に向けて一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

大洲市長 二 宮 隆 久

目次

第1章 計画の概要

1.1 都市計画マスタープランの意義	1
1.2 都市計画の概要	1
1.3 対象区域	3
1.4 都市計画マスタープランの位置づけ	3
1.5 目標年次	5
1.6 計画の構成	5
1.7 策定体制	6

第2章 大洲市の現状

2.1 人口	7
2.2 土地利用	16
2.3 工業・商業	21
2.4 観光	22
2.5 交通	23
2.6 財政	27
2.7 歴史資源	29
2.8 防災	30

第3章 大洲市の都市づくりの課題

3.1 都市づくりの課題の考え方	31
3.2 都市づくりの課題整理の流れ	32
3.3 課題整理	33
3.4 課題の類型化と主要課題の抽出	45

第4章 大洲市の目指すべきまちの将来像

4.1 都市づくりの基本理念の設定	48
4.2 将来フレームの設定	48
4.3 将来都市像と都市づくりの目標の設定	49
4.4 都市の拠点・軸の設定	51
4.5 将来都市構造図	53

第5章 分野別のまちづくりの方針

5.1 土地利用の方針	55
5.2 都市施設整備の方針	62
5.3 市街地整備の方針	77
5.4 自然的環境保全と都市環境形成の方針	84
5.5 都市景観形成の方針	87
5.6 都市防災の方針	90

第6章 地域別の構想

6.1 地域区分	95
6.2 大洲地域	96
6.3 長浜地域	111
6.4 肱川・河辺地域	123

第7章 実現化の方策

7.1 考え方と取り組み方針	133
7.2 実現に向けた取り組み	135

第1章 計画の概要

1.1 都市計画マスタープランの意義

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正によって規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）として定める計画です。

都市計画マスタープランは、住民参加のもとに市町村自らが都市づくりの将来ビジョンを確立し、都市像や都市目標を実現するために土地利用や都市施設の方針などを明らかにする計画であり、都市づくりの長期的・総合的な指針としての役割を果たすものとなります。

大洲市では、平成20年1月に大洲市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）を策定しており、目標年次は令和7年としています。

しかし、当初予測していた以上の本格的な人口減少社会、少子高齢社会の到来、市民の環境への意識の高まり、都市型災害や大規模な災害発生の懸念などといった社会経済情勢の変化や、並行して策定を進めている大洲市立地適正化計画との整合を図るため、大洲市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という。）を見直す必要が生じました。なお、本計画は大洲市の都市づくりの総合的な指針となるものです。

【都市計画マスタープランの意義】

- 大洲市の都市計画に関する基本的な方針である。
- 具体的な都市計画の決定・変更の指針となる。
- 今後の都市づくりにおける合意形成の拠り所となる。

1.2 都市計画の概要

（1）都市計画及び都市計画区域

●都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設及び市街地開発事業に関する計画です。

計画的なまちづくりを行っていくため、土地の利用方法や建物の建て方のルール、道路や公園などの計画を定めていきます。








●都市計画区域

健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保するために、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域です。

(2) 地域地区

地域地区とは、健康で住みやすく効率的な土地利用を実現するために、建築物等について規制・誘導を行う制度であり、主なものに「用途地域」があります。

用途地域とは、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るため、住居、商業、工業といった土地利用毎に建築物の用途、形態などを規制する地域です。

用途地域の例（全部で13種類あります。）	<p>第1種低層住居専用地域</p>  <p>低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。</p>	<p>第2種中高層住居専用地域</p>  <p>主に中高層住宅のための地域です。大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。</p>	<p>第1種住居地域</p>  <p>住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。</p>	<p>準住居地域</p>  <p>道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。</p>
	<p>近隣商業地域</p>  <p>まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。</p>	<p>商業地域</p>  <p>銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。</p>	<p>準工業地域</p>  <p>主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。</p>	<p>工業地域</p>  <p>どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。</p>

大洲市にはこれらの8種類の用途地域があります。

参照：国土交通省 HP

(3) 地区計画

地区計画とは、それぞれの地区にふさわしいまちづくりを進めるために、住民参加のもとに地区の道路・公園の位置、建築物や緑化のルールなどを定めるものです。

地区計画で定められるまちづくりのルール

- ・地区施設(生活道路、公園、広場、遊歩道など)の配置と規模
- ・建物の建て方や街並みのルール(用途、容積率、建ぺい率、高さ、敷地規模、セットバック、デザイン、生垣化 など)
- ・保全すべき植林地 など

(4) 都市施設

都市施設とは、道路、公園、下水道など、都市で生活するのに必要な施設を言います。

都市計画では、都市の現状と将来の見通しを考慮して、必要な施設の位置や規模などを計画的に定めます。

都市施設の種類

- ・交通施設(道路、駐車場等) ・公共空地(公園、緑地等)
- ・供給処理施設(下水道、ごみ焼却場等)
- ・教育文化施設(図書館等) ・社会福祉施設(保育所等)
- ・市場・と畜場・火葬場 など

(5) 市街地開発事業

市街地開発事業とは、まちを新しくつくりかえたり、古いまちをつくりかえるため、一定の区域を対象に、道路・公園などの公共施設と宅地・建築物などを一体的・総合的に整備する事業の総称です。都市計画では、事業施行区域、公共施設の配置や宅地の利用計画などを定めます。

市街地開発事業の種類

- ・土地区画整理事業
- ・市街地再開発事業 など

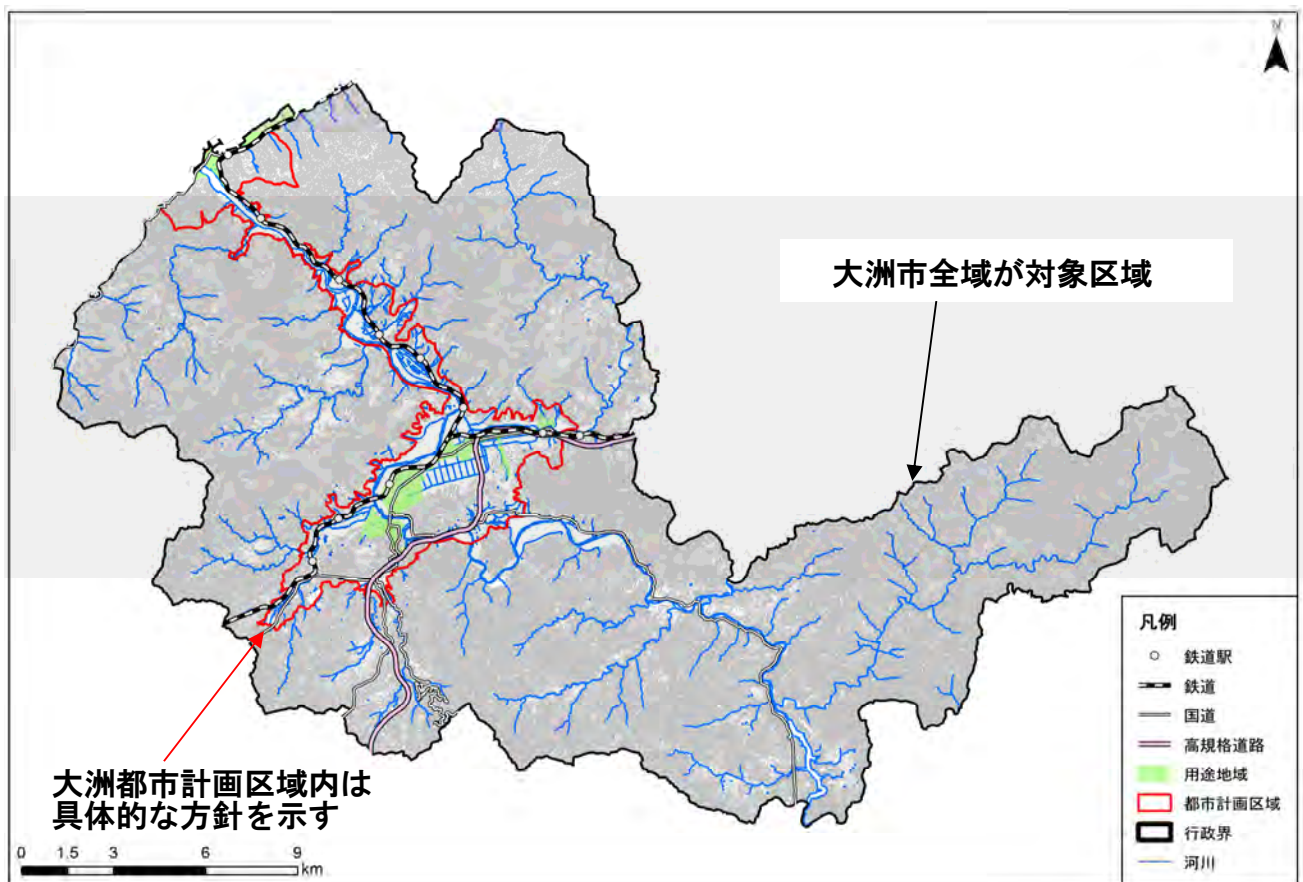
1.3 対象区域

大洲市全域を視野に入れながら、大洲都市計画区域内は具体的な方針を明らかにする。

本計画の対象区域は、大洲市全域とします。

その上で、大洲都市計画区域内の各地域の位置づけを明らかにし、具体的な方針を示すものとします。

■ 対象区域



1.4 都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、大洲市総合計画や大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略、大洲都市計画区域マスタープランなどの上位計画に即して定めるもので、まちづくり計画の全体像（全体構想）と、地域ごとの将来像（地域別構想）から構成されます。また、各関係計画と整合を図るとともに、上位計画の改訂や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、市民・高校生アンケート結果や、地域別まちづくりワークショップ、パブリックコメント等から市民意向を広く収集し、計画に反映します。

立地適正化計画は、本計画と同様の上位計画に即すとともに、本計画との調和が保たれたものでなければなりません。また、立地適正化計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、本計画の一部として見なされます。

本計画は大洲市全域を対象としますが、立地適正化計画は大洲都市計画区域を対象とします。なお、立地適正化計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、本計画は、立地適正化計画の記載事項を盛り込んで作成するものとします。

■ 都市計画マスタープランの位置づけ



1.5 目標年次

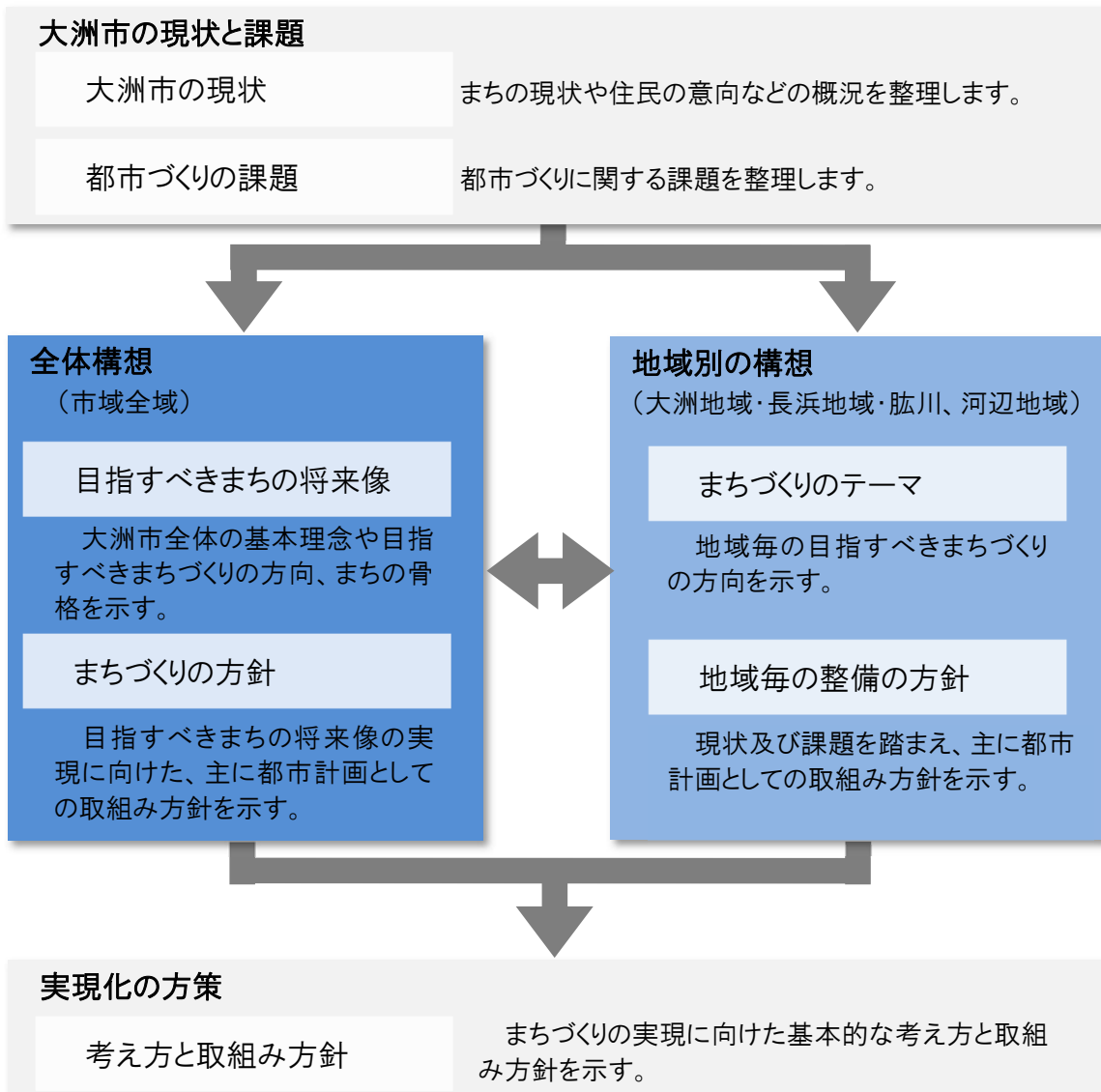
中長期的視点に立ち、概ね20年後の令和22年を目標年次とする。

本計画の目標年次は、中長期的なまちづくりの方向性を視野に入れつつ、概ね20年後の令和22年（2040年）までとします。ただし、今後の社会情勢の変化や上位計画等の改訂に対応するため、必要に応じて見直すものとします。

1.6 計画の構成

本計画は、以下の構成とします。

■ 都市計画マスタープランの構成



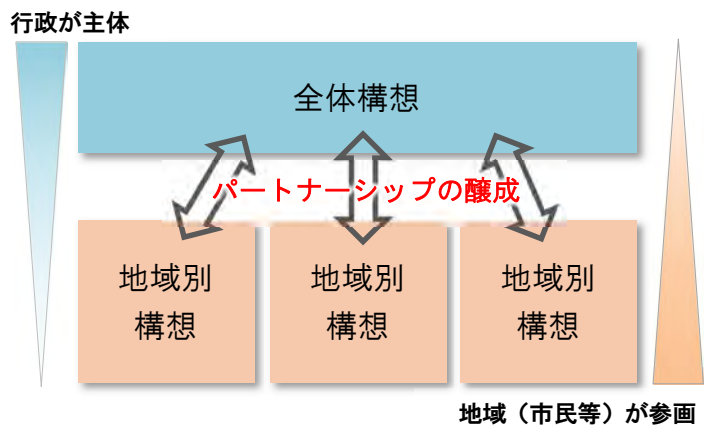
1.7 策定体制

本計画は、「検討委員会」と、市役所職員で組織する「検討部会」が中心となって計画づくりを行います。検討部会で計画案の検討、情報交換などを行い、検討委員会で計画案に対する審議や調査、提言などを行います。

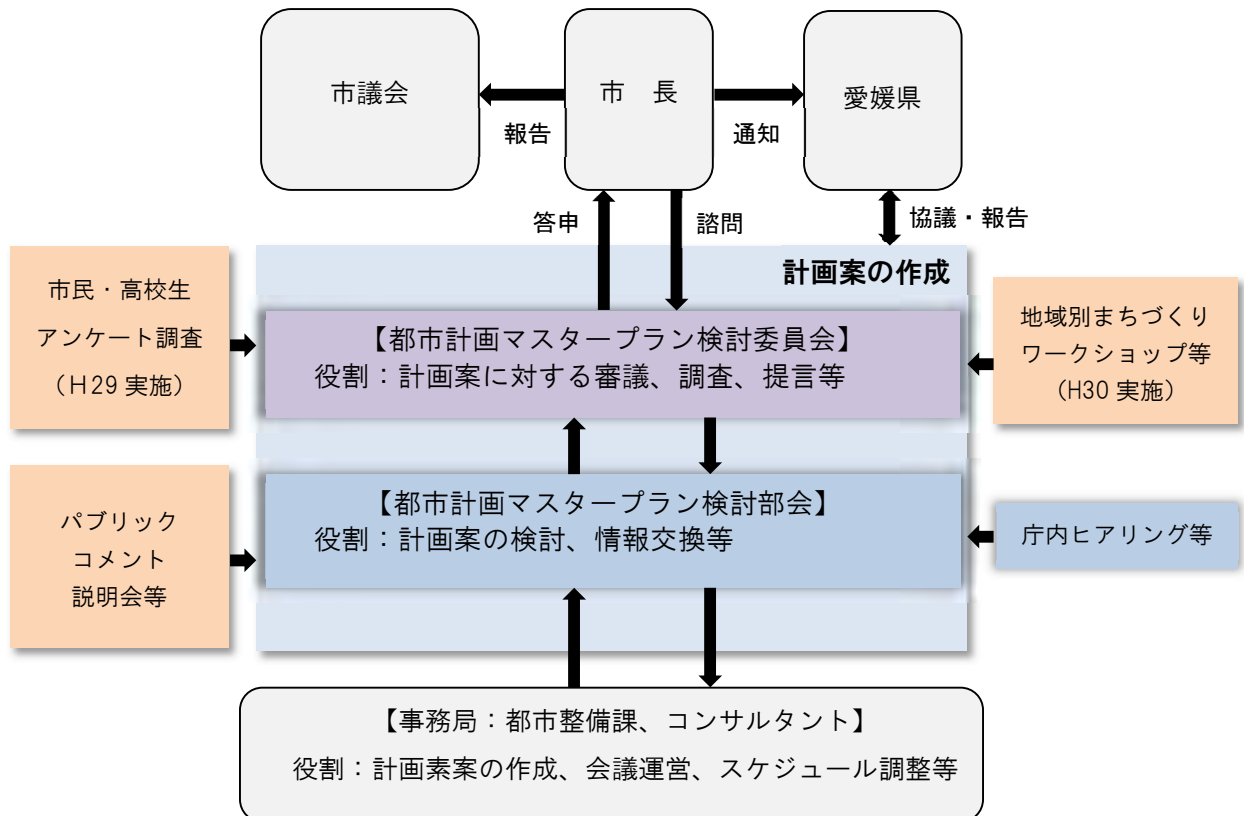
都市計画マスタープラン策定のための体制や市民参加手法には決められたものではありませんが、これからのまちづくりは行政だけで進めることは困難であり、計画づくりの段階から市民の意見を取り入れた、行政と市民の役割分担のもとでのまちづくりが求められています。

このため、都市計画マスタープラン策定にあたっては、市民の意見を広く収集するために地域別まちづくり懇談会などを実施するなど、市民とのパートナーシップの醸成や継続的な取組みを期待できる協働の策定体制を構築します。

■ 市民と行政の協働イメージ



■ 策定体制



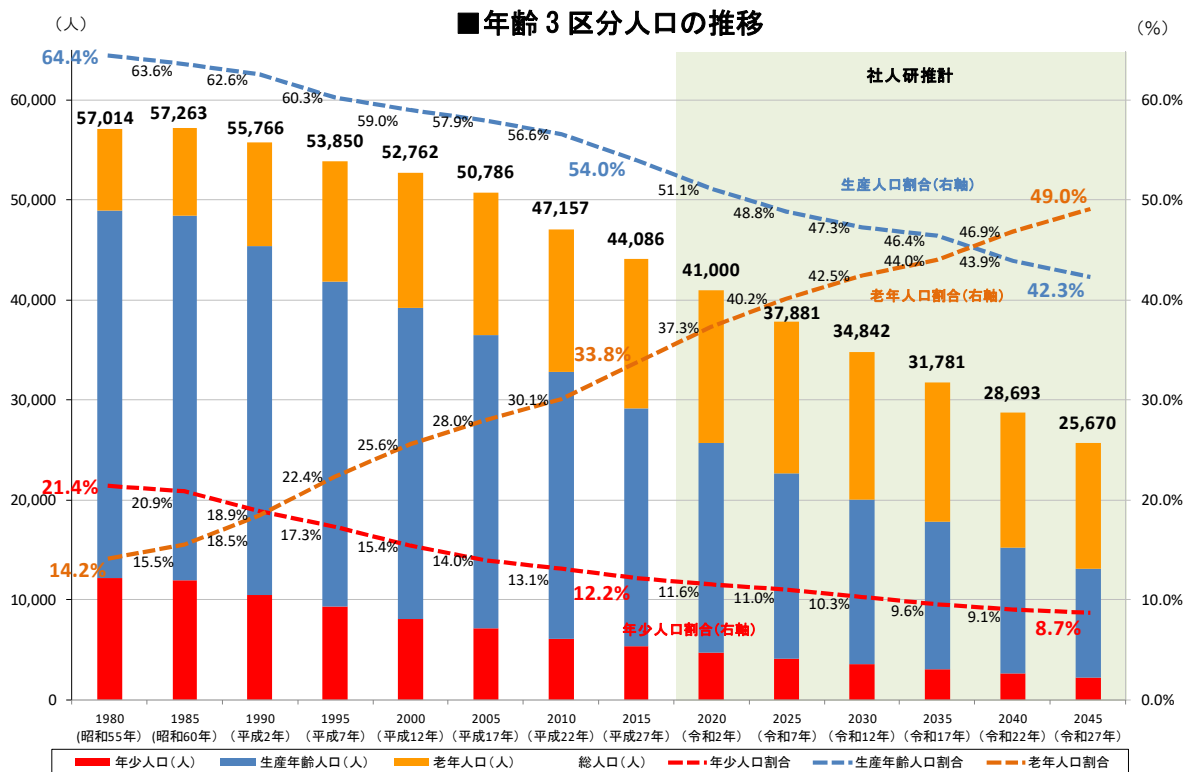
第2章 大洲市の現状

2.1 人口

(1)人口・世帯数の推移

人口減少が進む中、高齢化や大洲市の将来を担う年少人口の減少が著しくなっています。人口減少を抑制するためには、産業振興や住みやすい生活環境の維持充実が望まれます。

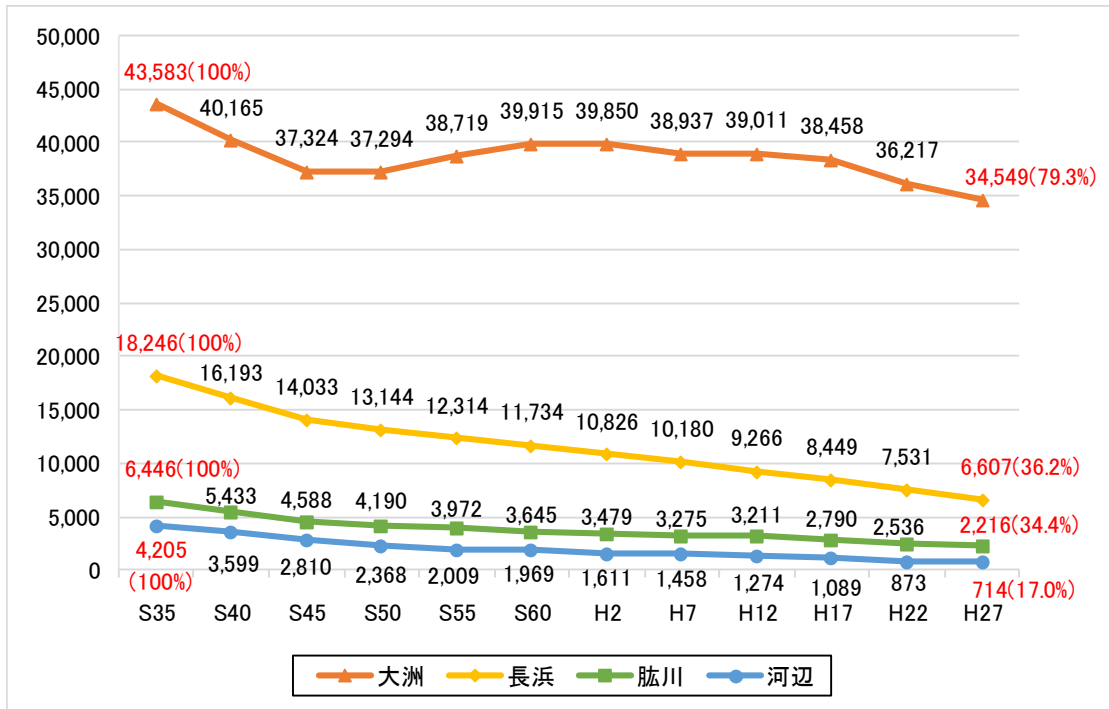
- 大洲市の人口は、1980（昭和 55）年の 57,014 人から、2015（平成 27）年には 44,086 人まで減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2045（令和 27）年には 25,670 人（2015（平成 27）年比約 58%）まで減少すると推計されています。
- 年少人口の割合は、2030（令和 12）年頃に 10%程度まで低下し、その後は微減傾向が続くと推計されています。
- 生産年齢人口の割合は、2025（令和 7）年頃に 50%を下回り、その後も減少傾向が続くと推計されています。
- 老年人口の割合は、2025（令和 7）年には 40%を超え、2040（令和 22）年頃には生産年齢人口を上回り、2045（令和 27）年には約 50%に達すると推計されています。



出典) 平成 27 年まで：国勢調査
令和 2 年以降：国立社会保障・人口問題研究所

- 地域別の人口を比較すると、どの地域も昭和35年を基準として、平成27年には大きく減少しており、大洲地域の人口は79.3%となっていますが、河辺地域は17.0%と、8割以上減少しています。

■大洲市内の地域毎の人口推移



出典) 国勢調査

- 愛媛県全体では、年齢3区分別の将来予測は、年少人口（0-14歳）と生産年齢人口（15-64歳）が減少して老年人口（65歳以上）が増加となりますが、大洲市を含めた多くの都市では、老年人口も減少する局面になると予測されています。なお、大洲市の年少人口と生産年齢人口の増減率は、県平均に比べ低くなると予測されています。

■県内都市との年齢構成別人口の比較

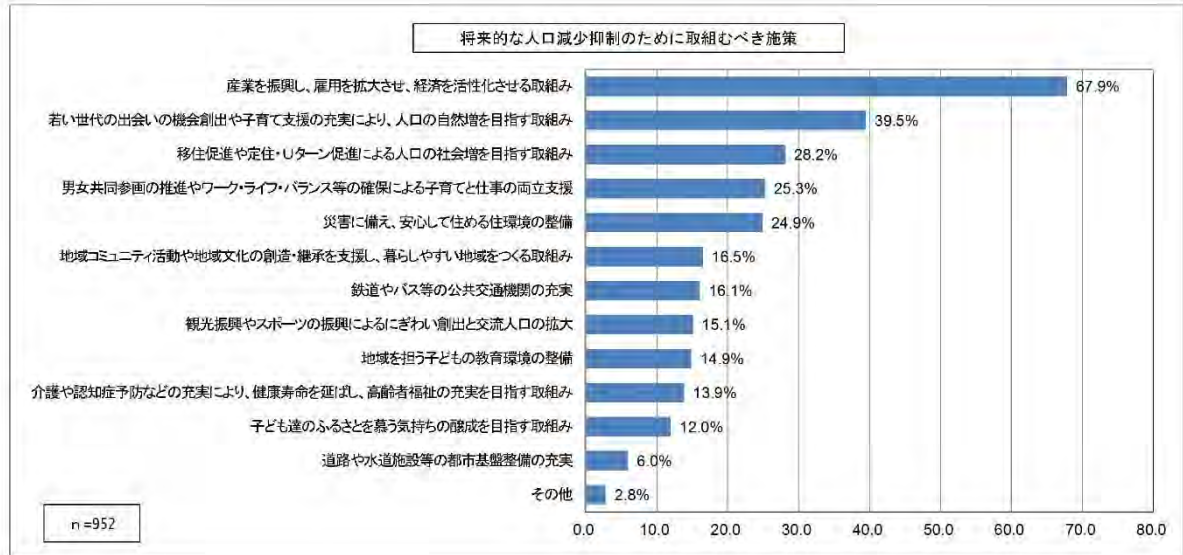
市町村	総人口			0-14歳			15-64歳			65歳以上		
	2015年	2040年	増減率	2015年	2040年	増減率	2015年	2040年	増減率	2015年	2040年	増減率
愛媛県	1,385,262	1,080,610	0.78	170,154	109,277	0.64	790,668	539,391	0.68	424,440	431,942	1.02
松山市	514,865	457,842	0.89	65,879	47,520	0.72	315,018	240,904	0.76	133,968	169,418	1.26
今治市	158,114	109,772	0.69	18,819	10,557	0.56	86,385	53,406	0.62	52,910	45,809	0.87
宇和島市	77,465	44,893	0.58	8,483	3,440	0.41	40,803	19,468	0.48	28,179	21,985	0.78
八幡浜市	34,951	19,399	0.56	3,558	1,308	0.37	18,271	7,996	0.44	13,122	10,095	0.77
新居浜市	119,903	102,501	0.85	15,814	12,312	0.78	67,101	54,045	0.81	36,988	36,144	0.98
西条市	108,174	83,913	0.78	13,898	8,767	0.63	61,050	40,500	0.66	33,226	34,646	1.04
大洲市	44,086	28,693	0.65	5,382	2,620	0.49	23,804	12,605	0.53	14,900	13,468	0.90
伊予市	36,827	28,302	0.77	4,609	3,276	0.71	20,623	13,981	0.68	11,595	11,045	0.95
四国中央市	87,413	68,318	0.78	10,772	6,926	0.64	50,225	34,476	0.69	26,416	26,916	1.02
西予市	38,919	23,770	0.61	4,199	2,091	0.50	18,837	10,123	0.54	15,883	11,556	0.73
東温市	34,613	29,153	0.84	4,393	3,068	0.70	20,607	15,129	0.73	9,613	10,956	1.14
上島町	7,135	3,997	0.56	548	314	0.57	3,558	1,961	0.55	3,029	1,722	0.57
久万高原町	8,447	3,820	0.45	728	191	0.26	3,715	1,248	0.34	4,004	2,381	0.59
松前町	30,064	25,418	0.85	4,007	2,859	0.71	17,330	12,658	0.73	8,727	9,901	1.13
砥部町	21,239	15,851	0.75	2,671	1,509	0.56	12,203	7,446	0.61	6,365	6,896	1.08
内子町	16,742	10,270	0.61	1,905	896	0.47	8,452	4,303	0.51	6,385	5,071	0.79
伊方町	9,626	4,600	0.48	839	251	0.30	4,637	1,692	0.36	4,150	2,657	0.64
松野町	4,072	2,329	0.57	354	126	0.36	1,986	873	0.44	1,732	1,330	0.77
鬼北町	10,705	6,318	0.59	1,159	513	0.44	5,027	2,430	0.48	4,519	3,375	0.75
愛南町	21,902	11,451	0.52	2,137	733	0.34	11,036	4,147	0.38	8,729	6,571	0.75
平均値			0.67			0.53			0.57			0.88

出典) 国立社会保障・人口問題研究所

(参考)

- 人口減少に歯止めをかける対策へのニーズは高く、「産業振興や雇用拡大」、「若い世代の出会いの機会創出や子育て支援」等に対する期待が高くなっています。

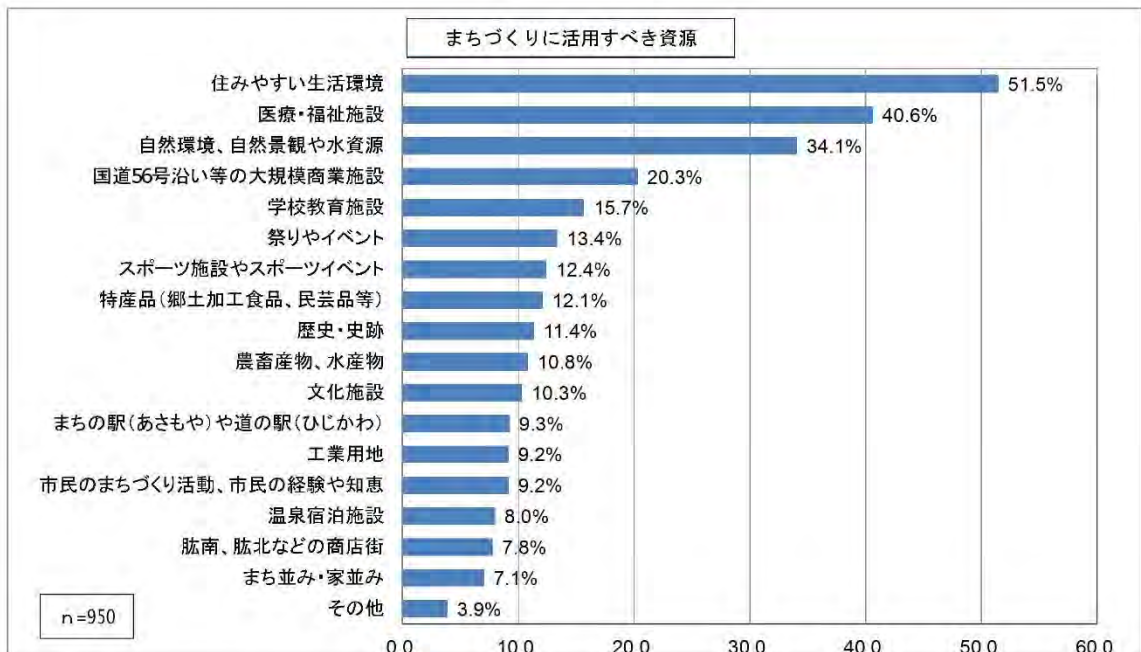
■望まれる施策（市民アンケート）



出典) 大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 『これからのまちづくりを進める上で、有効に活用していくべき本市の資源』として「住みやすい生活環境」、「医療・福祉施設」、「自然環境、自然景観や水資源」が重視されています。

■まちづくりに活用すべき資源（市民アンケート）



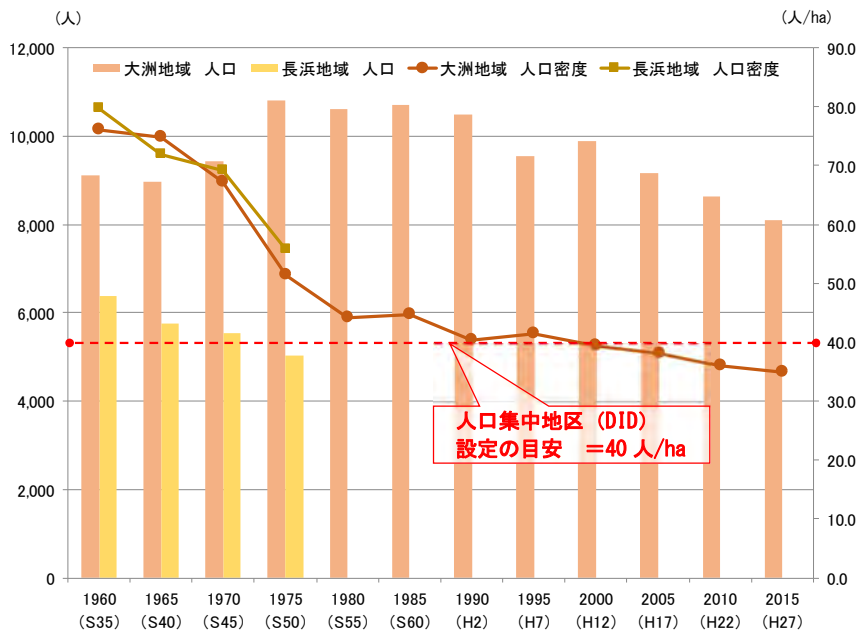
出典) 大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(2)人口集中地区（DID）における人口の推移

人口集中地区（DID）の人口減少が進んでおり、中心市街地の役割を發揮するためにも、適切な人口密度を確保することが必要です。

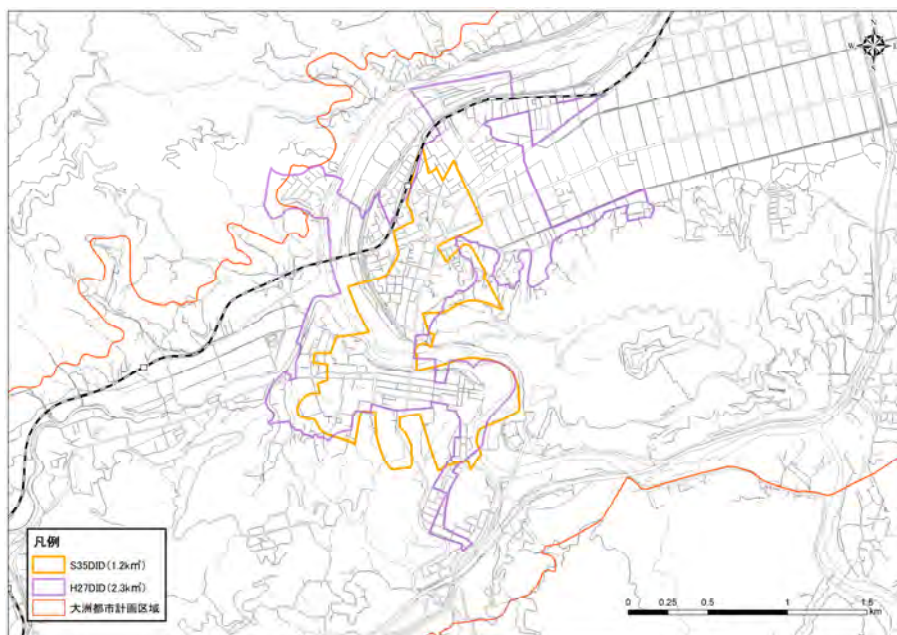
- 人口集中地区（DID）では、人口の減少に伴い、人口密度も減少しています。広大な市街地を有する大洲地域における人口集中地区（DID）は、公共施設や商業施設が多く立地するなど、中心市街地としての機能を有しています。効率的な行政運営の観点からも、人口集中地区（DID）の人口減少を抑制することが望まれています。

■人口集中地区（DID）の推移



出典) 国勢調査

■大洲地域における人口集中地区（DID）の推移



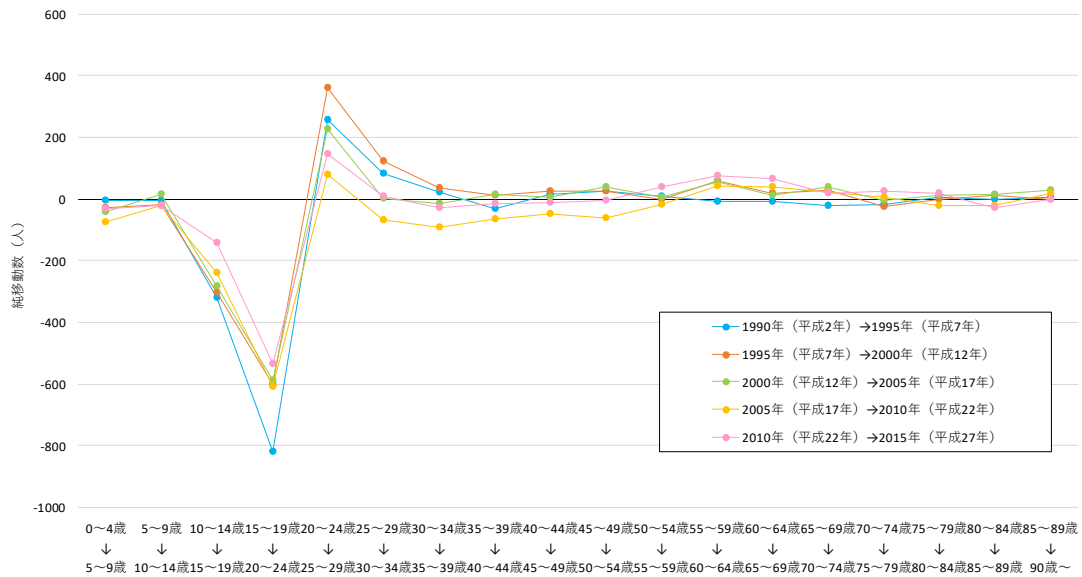
出典) 国勢調査

(3) 転出・転入人口の状況

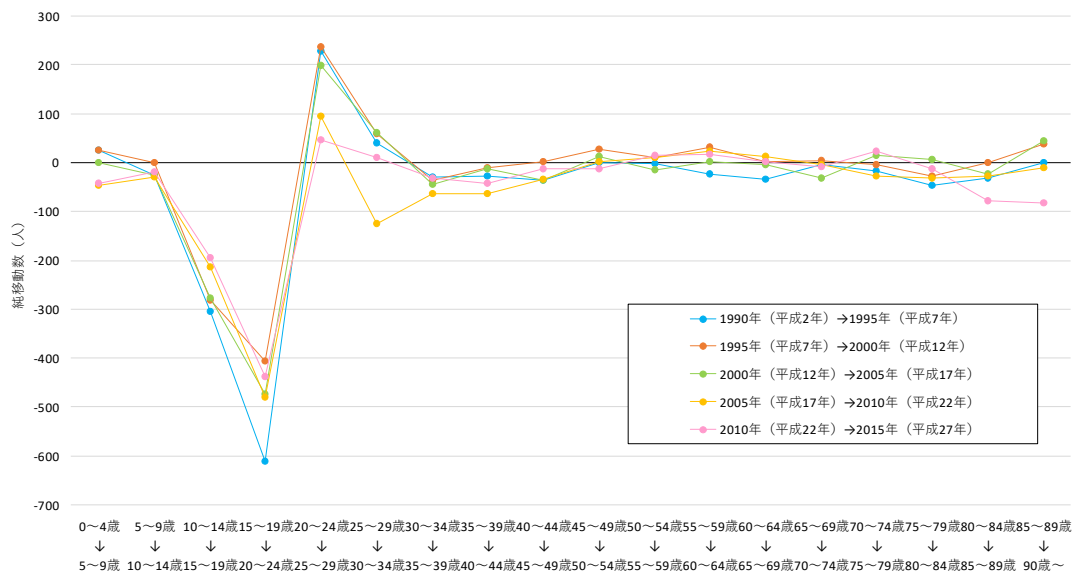
子育て世代など若い世代を中心に県内他市町への転出が顕著です。公共施設を有効に活用しながら、「医療」、「子育て」に着目した取組みを充実することが必要です。

- 男女ともに、15歳～24歳になる段階で大幅な転出超過となっており、市外の大学・専門学校等への進学や就職等によるものと考えられます。
- 男女ともに、25～29歳になる段階で、就職やUターンなどが要因と考えられる転入超過となっていますが、年々、縮小傾向にあります。

■ 年齢5歳階級別純移動の推移・男性



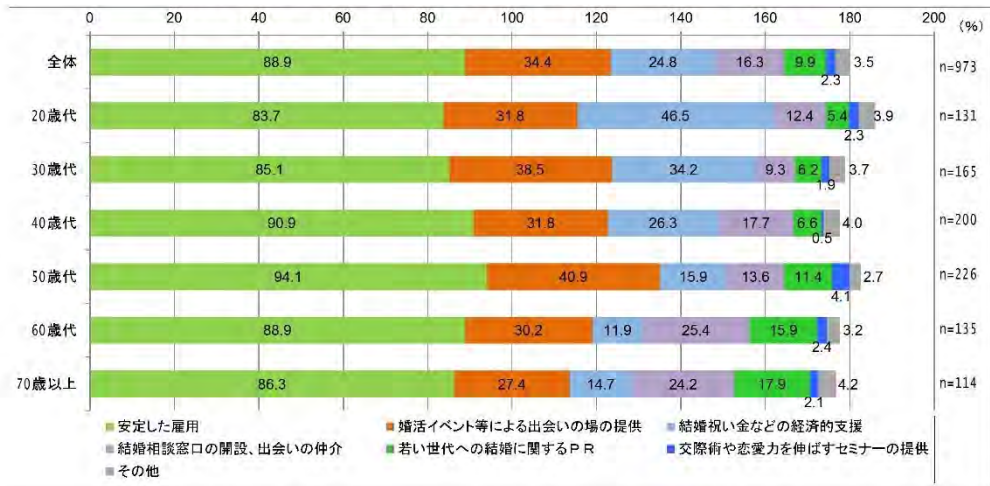
■ 年齢5歳階級別純移動の推移・女性



出典) RESAS 地域経済分析システム

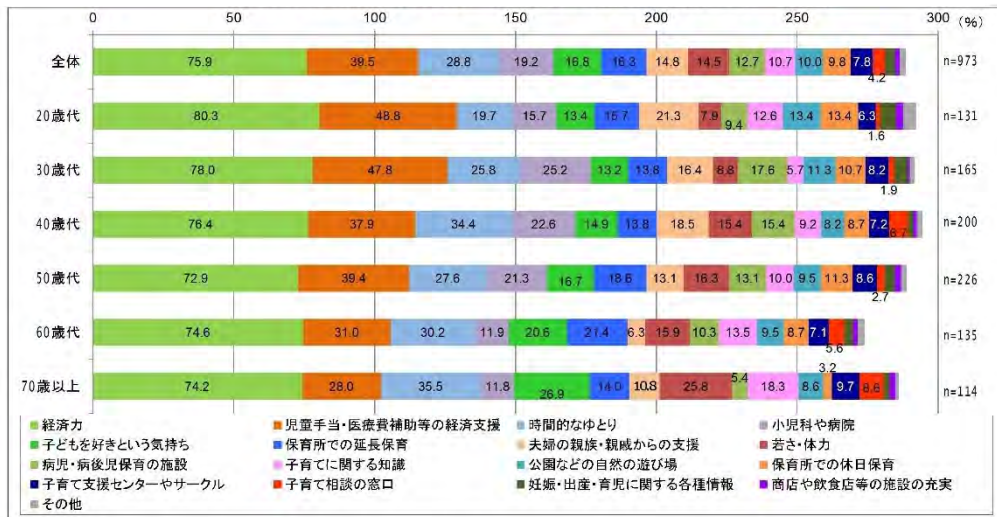
- 大洲市民の20歳代又は30歳代の世代の意向を見ると、結婚の実現については、他の年齢層に比べて「経済的支援」が重視されています。また、子育てについては、他の年齢層と比較すると、「夫婦の親族・親戚からの支援」、「病児・病後児保育の施設」、「小児科や病院」が重視される傾向にあります。

■結婚の実現に特に重要なもの※（年齢別クロス集計・市民アンケート結



※複数選択の設問であり、回答者数に対して選ばれた選択肢の割合（%）を算出しているため、合計が100%以上となる。

■子育てに特に重要なもの※（年齢別クロス集計・市民アンケート結果）



※ 複数選択の設問であり、回答者数に対して選ばれた選択肢の割合（%）を算出しているため、合計が100%以上となる。

出典）大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 大洲市では、「仕事」、「住居」、「子育て」など様々な観点から、移住・定住に関する取組みを実施しています。また、平成28年度には、移住・定住支援センターを設置しています。

(参考)

■大洲市における移住・定住、若者の地元回帰、結婚・子育て支援に関する事業

区分	事業
住まいの確保・空き家の活用促進	空き家バンク制度／空き家媒介手数料補助事業／空き家改修費・取得費補助事業(県外移住者県補助事業)／空き家家財道具等処分費補助事業(県外移住者県補助事業)／新築住宅取得費補助事業／県外移住希望者滞在費補助事業
若者の地元回帰、就業・結婚支援	新規就業移住者新生活支援事業／結婚新生活支援事業(所得340万円未満世帯国補助事業)／新規就業者等奨学金返還補助事業／農山漁村地域新規参入確保・育成事業／農地バンク制度
子育て環境の充実	子ども医療費助成事業(一部無料化)／第3子以降における認可外保育所保育料無料化(軽減)事業／愛顔の子育て応援事業(県補助事業)／第3子以降幼稚園給食費無料化(軽減)事業／市立幼稚園一時預かり事業／病児保育事業／ファミリーサポート・センター事業／延長保育事業／一時預り事業／子育て支援センター事業

- 公共施設の利用者負担の現状について、条例により利用者から使用料等を徴収している施設を対象に、トータルコスト(減価償却費を含む)に占める収入の割合を整理すると、福祉施設、医療施設、観光施設は50%を超えていますが、その他施設の大部分はトータルコストの4分の1にも満たない割合となっています。

(参考)

■大洲市内の公共施設のトータルコストに占める収入割合

(千円)

施設用途	収入	支出					トータルコスト (a+b+c+d)	トータルコストに占める収入の割合
		施設に係る経費 (a)	事業運営に係る経費 (b)	指定管理委託料 (c)	減価償却費 (d)			
公民館	1,517	61,345	217,677	0	164,112	443,134	0.3%	
博物館	24,998	8,422	49,339	22,000	42,088	121,849	20.5%	
文化ホール	9,125	38,572	26,028	0	42,248	106,848	8.5%	
福祉施設	1,046,350	173,085	1,286,055	26,062	156,967	1,642,170	63.7%	
保育所	190,435	26,779	618,584	0	46,042	691,406	27.5%	
幼稚園	9,322	7,335	78,974	0	15,358	101,667	9.2%	
医療施設	3,343,441	1,054,883	3,402,436	0	133,068	4,590,387	72.8%	
公営住宅	126,889	61,179	2,731	0	332,142	396,051	32.0%	
スポーツ施設	17,466	141,417	21,384	0	166,270	329,070	5.3%	
観光施設	223,528	43,185	103,203	47,890	78,509	272,787	81.9%	
斎場	7,021	31,692	9,381	0	16,243	57,316	12.2%	
職員住宅	2,488	38	0	0	15,480	15,518	16.0%	

※1 条例により利用者から使用料等を徴収している施設のみを記載

※2 支出の内、「施設に係る経費」は光熱水費、維持管理費、賃貸料、工事費(改修費)、公有財産・備品購入費など、「事業運営に係る経費」は人件費、事業運営委託費、物件費などの合計

出典) 大洲市公共施設等白書

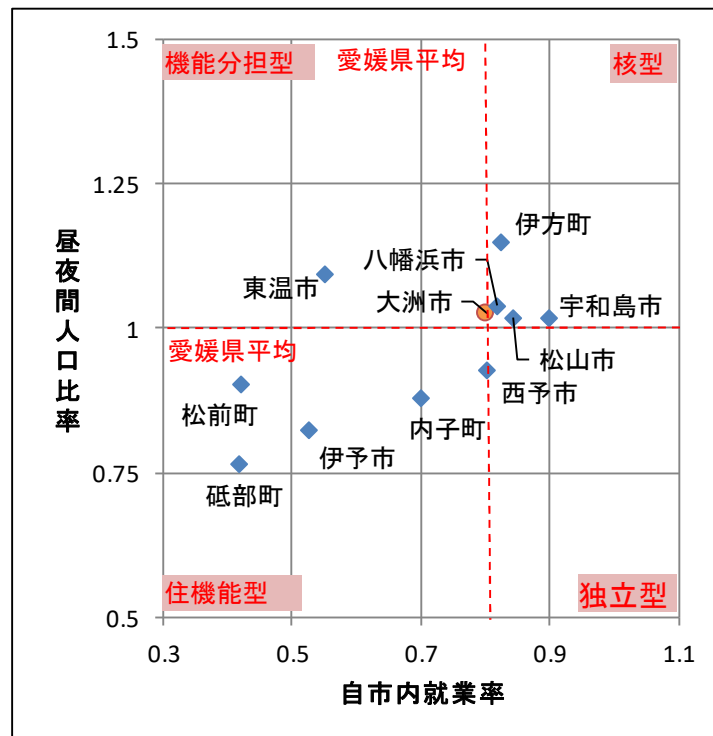
(4) 昼夜間人口

本市の昼夜間人口比は1.03であり、夜間人口よりも昼間人口が多くなっています。自市内就業率は80.2%であり、愛媛県の平均とほぼ同じ状況です。

■他都市との昼夜間人口比の比較

	夜間人口(人)			昼間人口(人)	昼夜間人口比
		自市内就業人口(人)			
		自市内就業率(%)			
大洲市	22,744	18,244	80.2%	23,320	1.03
松山市	262,133	220,824	84.2%	267,372	1.02
宇和島市	39,667	35,625	89.8%	40,471	1.02
八幡浜市	18,302	14,998	81.9%	19,057	1.04
西予市	19,392	15,581	80.3%	18,040	0.93
伊予市	20,061	10,582	52.7%	16,574	0.83
東温市	18,185	10,038	55.2%	19,915	1.10
内子町	9,014	6,303	69.9%	7,925	0.88
伊方町	5,036	4,149	82.4%	5,785	1.15
松前町	15,371	6,480	42.2%	13,935	0.91
砥部町	11,505	4,818	41.9%	8,835	0.77
愛媛県	705,351	569,777	80.8%	705,492	1.00

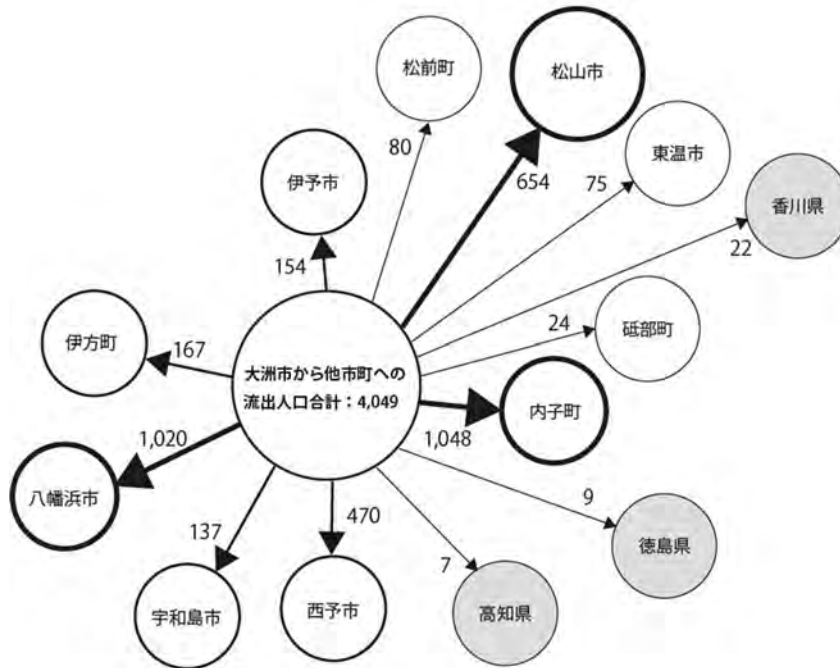
出典) 国勢調査



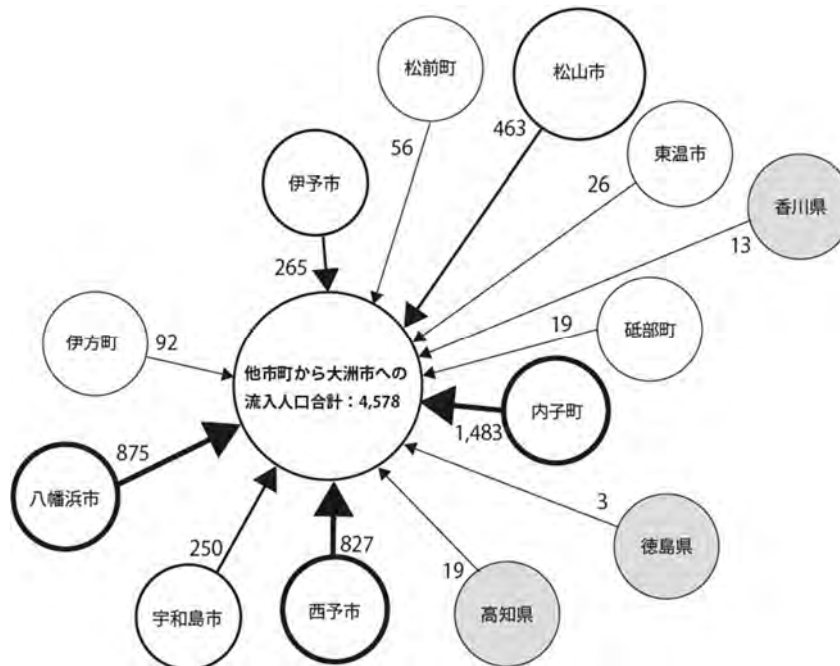
(5) 流出人口

本市は、流出人口<流入人口となっています。流出人口、流入人口ともに内子町がもっとも多く、八幡浜市がその次に多くなっています。

■流出人口（人）



■流入人口（人）



出典) 国勢調査

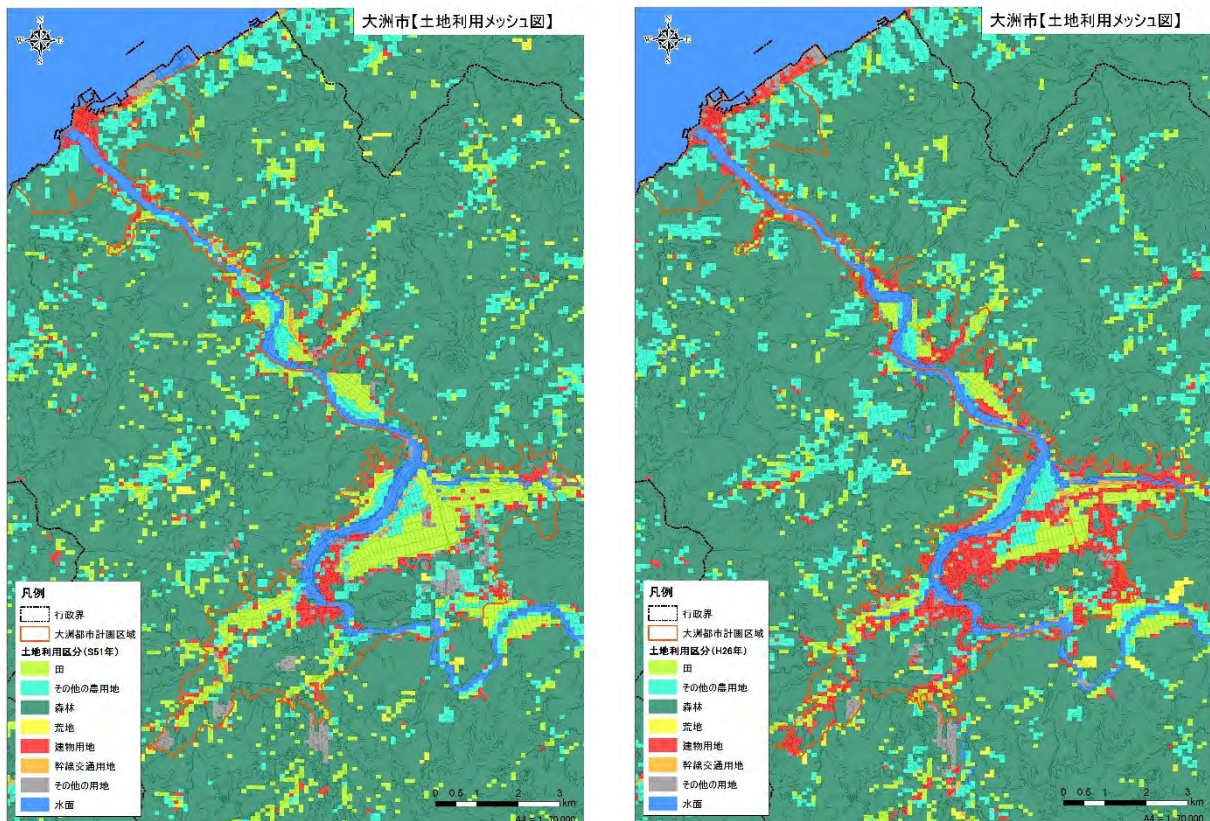
2.2 土地利用

(1) 土地利用の動向

商工業などの産業振興によって、鉄道駅周辺や幹線道路沿道を中心に都市的土地利用に転換されています。良好な自然環境に包まれた市街地形成など、都市と自然とのバランスのとれた土地利用の誘導が必要です。

- 国勢調査による昭和50年と平成27年の人口は、大洲地域で37,294人と34,549人(0.93倍)、長浜地域で13,144人と6,607人(0.50倍)となっています。
- 大洲地域の森林を省く平地部の土地利用を見ると、昭和51年では、肱北地区と肱南地区を中心に建物利用が行われており、その他の大半は、田、その他の農用地等の自然的土地利用です。平成26年では、肱北地区や東大洲地区において住宅や商業施設の立地によって建物用地が広がってきました。
- 長浜地域の森林を省く平地部の土地利用を見ると、昭和51年では、肱川の河口部において建物利用が行われており、その他の大半は、田、その他の農用地等の自然的土地利用です。平成26年では、晴海地区や拓海地区において産業振興に伴う工業施設の立地によって建物用地が広がってきました。

■土地利用状況（左：昭和51年 右：平成26年）



出典) 国土数値情報(土地利用細分メッシュ)

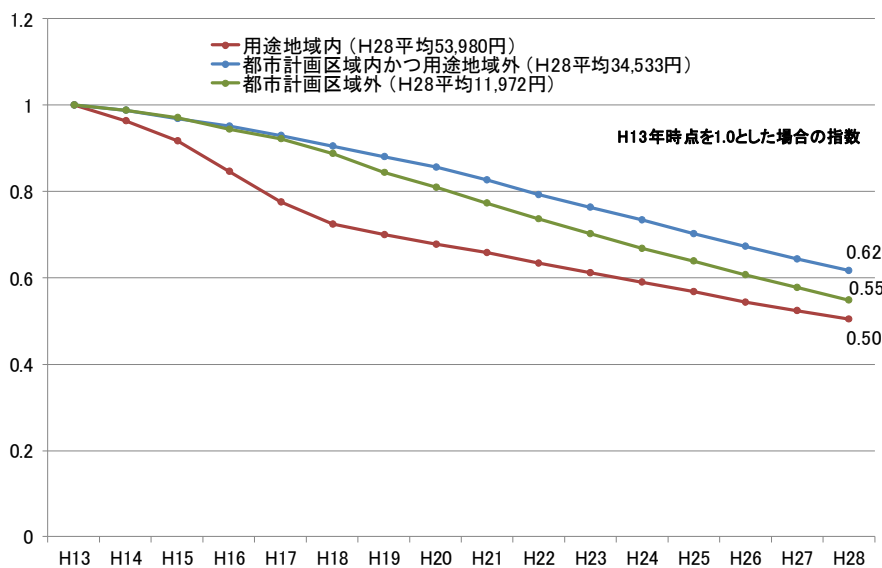
(2) 開発と空き家などの動向

地価が下落する中、住宅の新規着工戸数の推移は概ね一定しています。
 一方で、市街地内には空き地や空き家などの低未利用地が増加しています。
 市街地の活性化の観点からも、計画的な公共施設整備と適切な土地利用の誘導
 が必要です。

①地価の推移

- 地価は、全てのエリアで長期的に下落しています。平成13年と平成28年との地価は、用途地域内では特に半減しています。

■地価の推移

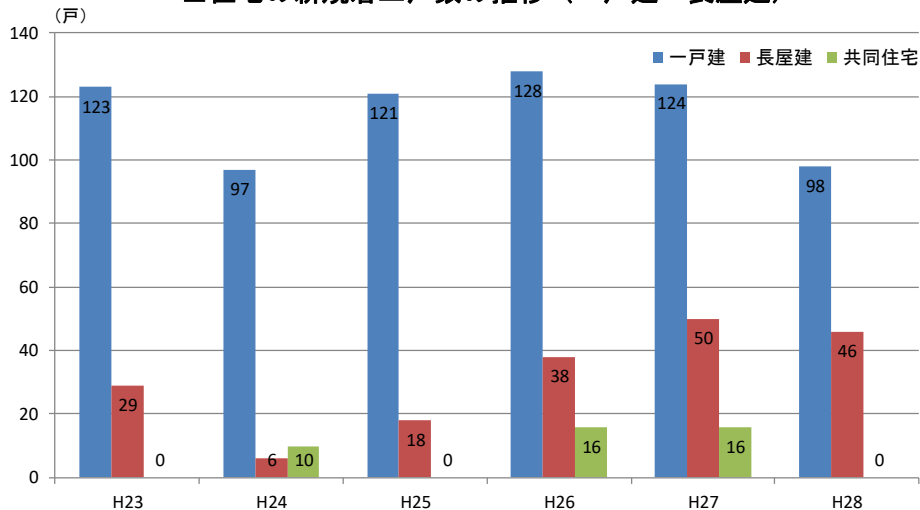


出典) 平成28年都道府県地価調査

②住宅の新規着工戸数の推移

- 各住宅の着工戸数は年次によってバラツキが見られるものの、一戸建住宅は概ね100～120戸前後を推移しています。

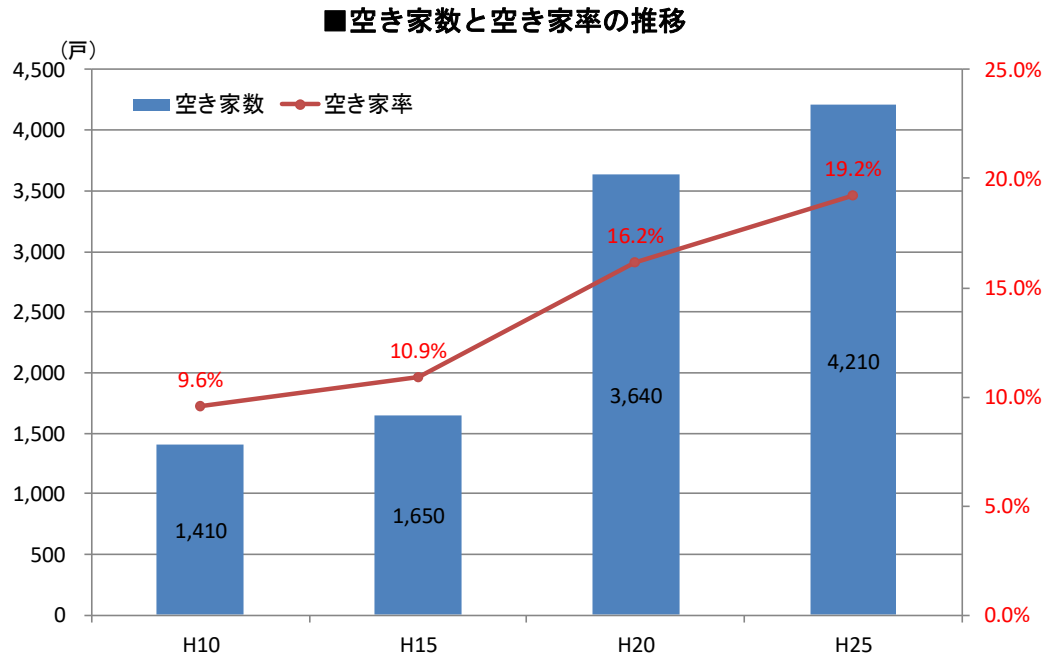
■住宅の新規着工戸数の推移 (一戸建・長屋建)



出典) 平成28年建築着工統計

③空き家などの推移

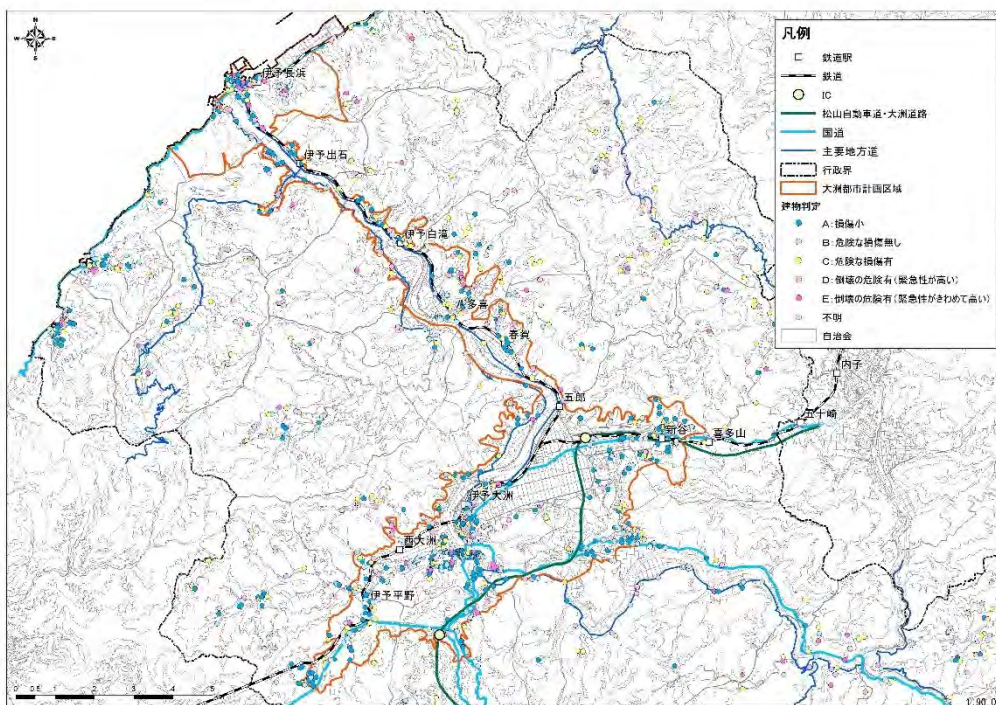
- 空き家数と空き家率の推移を見ると、平成25年で4,210戸（約19.2%）となっており、空き家数と空き家率ともに近年急増しています。



出典) 平成25年住宅・土地統計調査

- 平成28年度に市が実施した空き家実態調査では、都市計画区域内の空き家は1078件であり、用途地域内などの既成市街地には多くの空き家が分布しています。

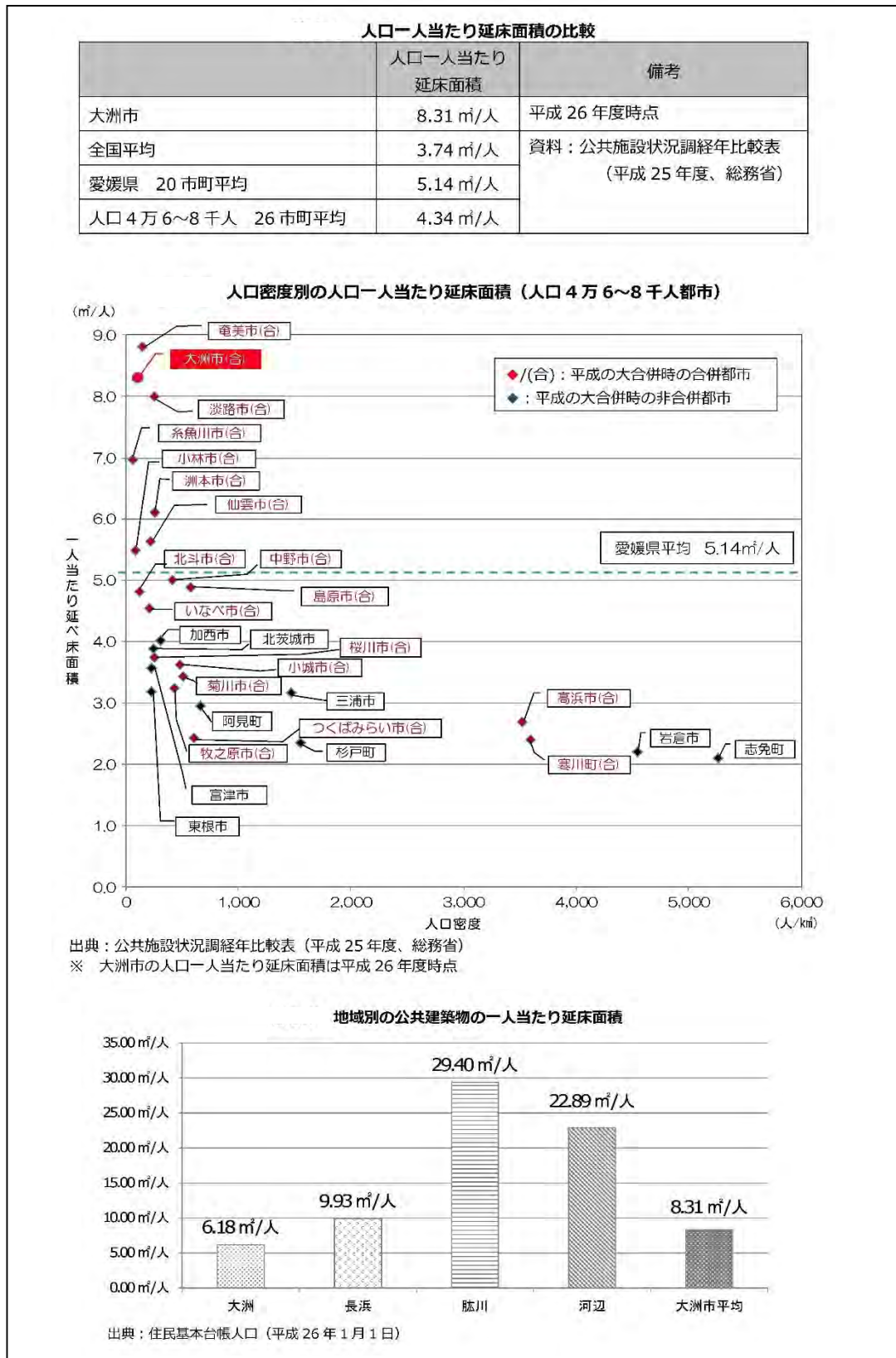
■空き家の分布状況



出典) 空き家実態調査

- 大洲市の公共建築物の人口一人当たり床面積は全国平均よりかなり大きくなっています。都市計画区域を有する大洲地域や長浜地域においても、県平均より多くの公共建築物を有しています。

■大洲市の公共建築物の保有状況

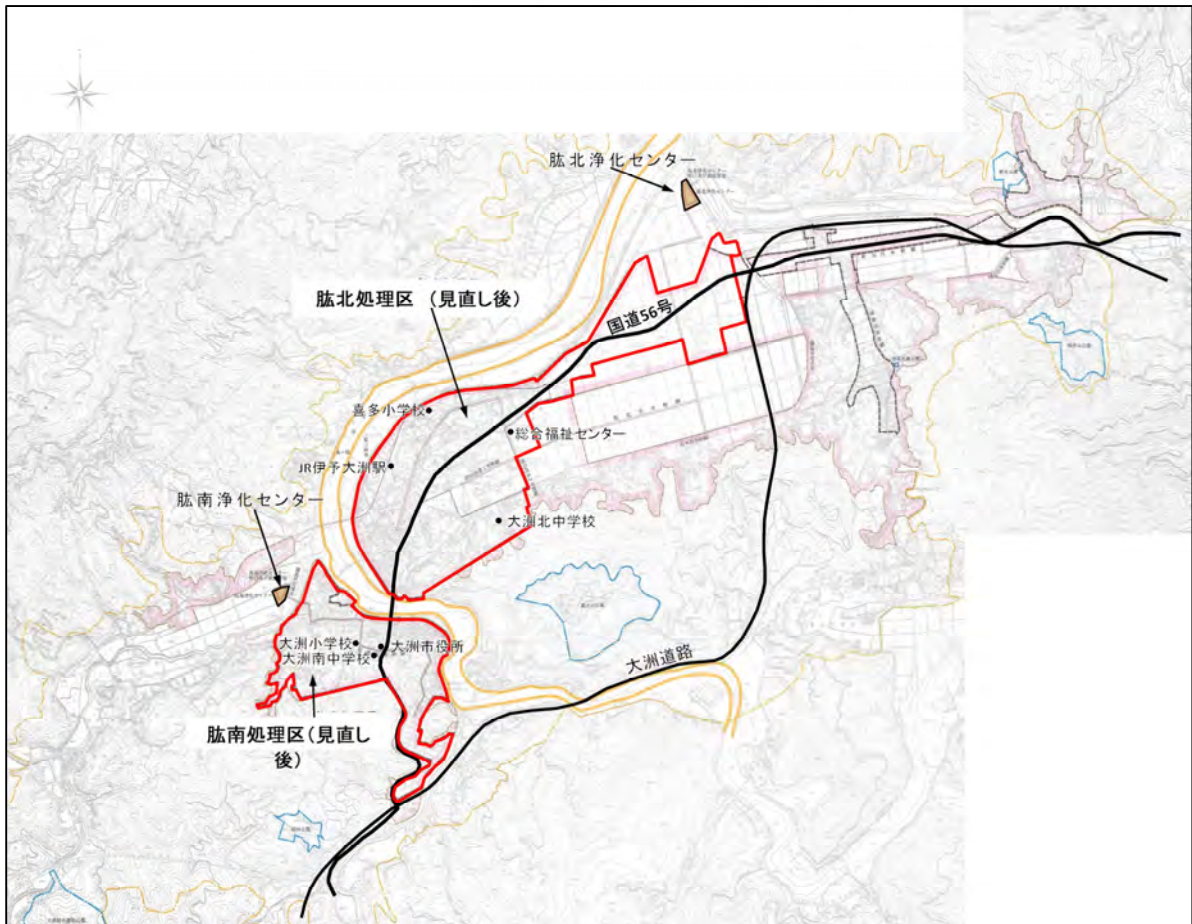


出典) 大洲市公共施設等総合管理計画

(3) 公共下水道計画（污水）

- 大洲市では、人口減少などの社会経済情勢の変化を踏まえ、過度な都市基盤整備にならないよう将来の市街地を見据えた各種の計画づくりを進めています。その1つの取組みとして、公共下水道全体計画（污水）を見直し、都市基盤整備をしています。

■ 公共下水道全体計画（污水）



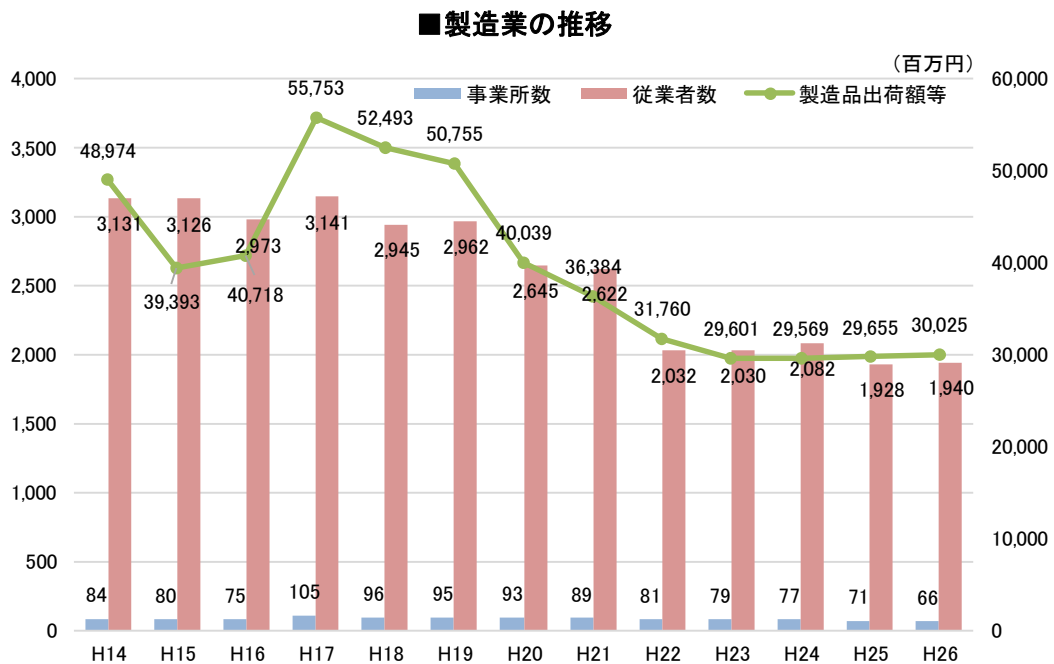
出典) 大洲市公共下水道計画

2.3 工業・商業

近年の経済活動は、人口減少時代に関わらず、一定水準を保ちつつあります。子育て世代の定住を支える、生活サービス産業の振興や雇用環境の充実が必要です。

(1) 工業の推移

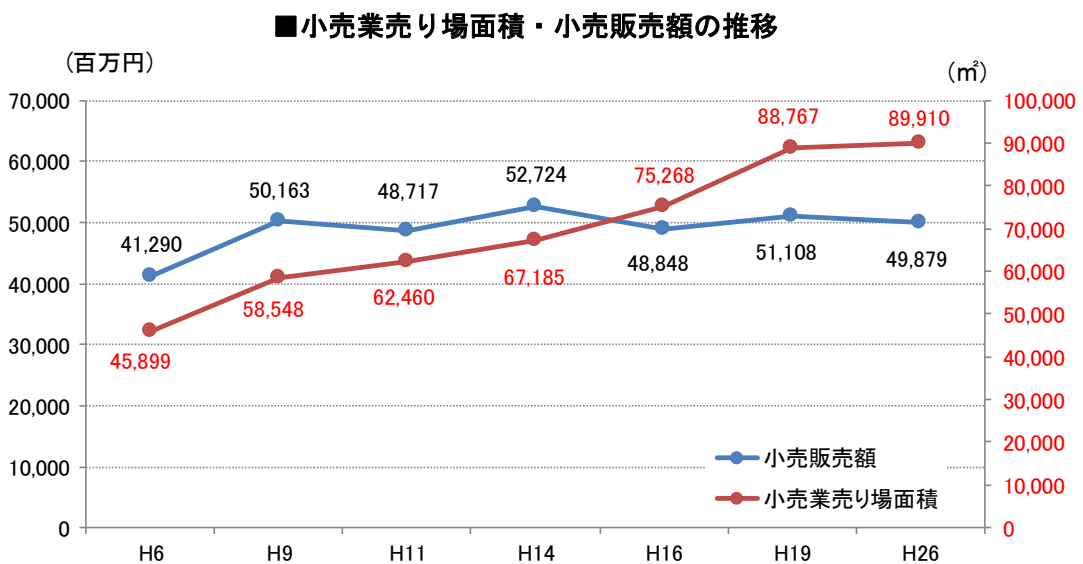
- 4人以上の従業者がいる大洲市の製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、長期的にすべて減少傾向を示しています。



出典) 平成 26 年工業統計調査

(2) 商業の推移

- 小売業売り場の面積は、増加していますが、販売額は、概ね横ばいとなっています。



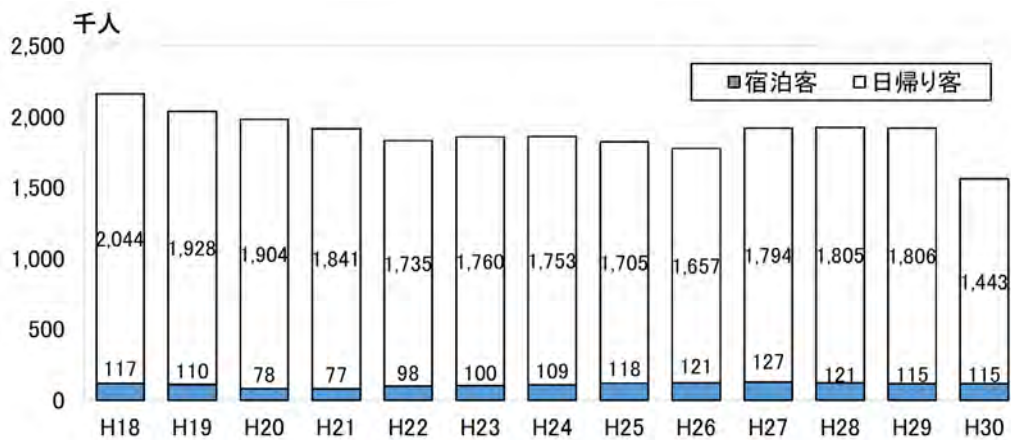
出典) 平成 26 年商業統計調査

2.4 観光

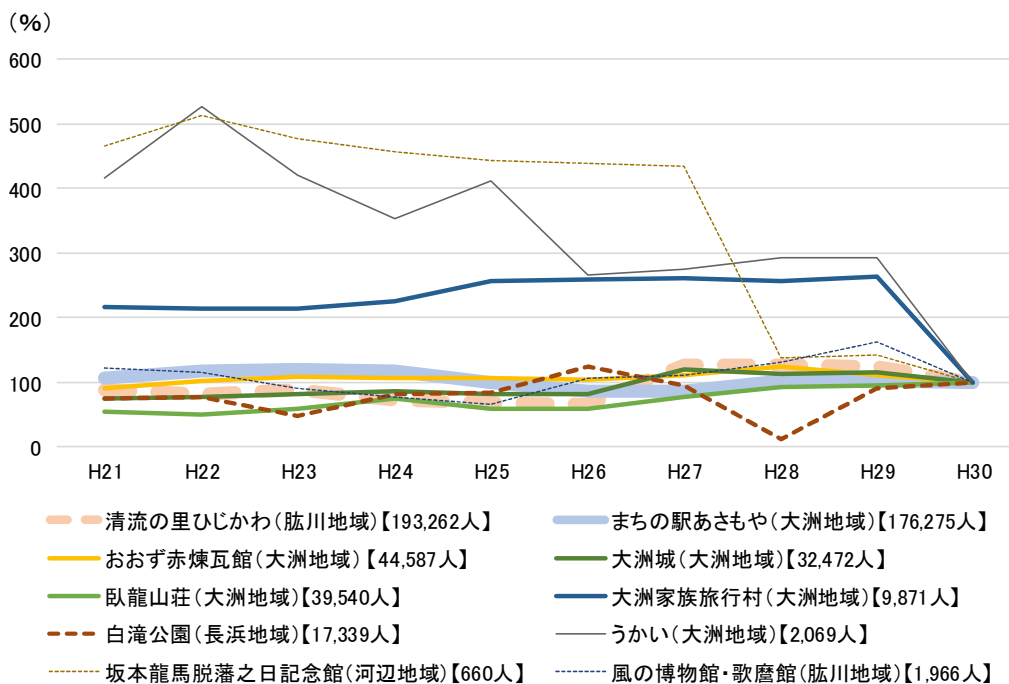
大洲市への観光は、大洲地域に集中しているものの、利用者数が減少している観光施設もあります。交流人口の増加を目指しつつ、まちの活性化や住民のまちへの誇りや愛着を高める取組みを充実することが必要です。

- 大洲市への観光客数については、宿泊客は非常に少なく、日帰り客は約 180 万人前後で推移していましたが、平成 30 年度は豪雨災害の影響により、約 144 万人と急激に減少しました。

■観光客数の推移



■主要な観光施設の利用者数の推移 (H30 を 100 とした場合)



【 】の数値は、平成 30 年の利用者数

出典) 観光客とその消費額 (愛媛県観光協会)

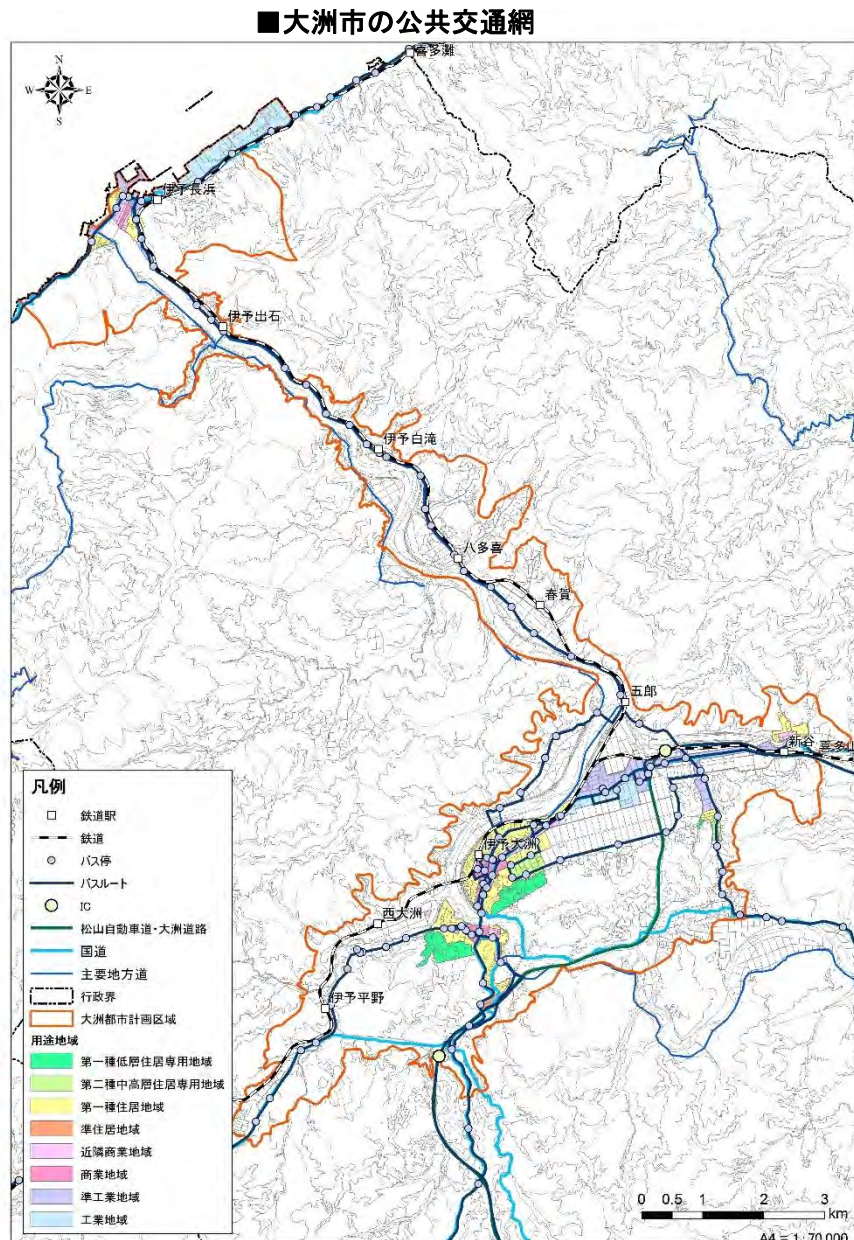
2.5 交通

(1) 公共交通の動向

公共交通は、JR伊予大洲駅が中心的な役割を果たしており、鉄道では主に通勤・通学、バスでは医療・福祉・買い物等のための利用など、利用者が明確になってきています。これを踏まえ、利用者の増加と収益性の向上のために、公共交通の利便性を確保する取組みが必要です。

①公共交通網

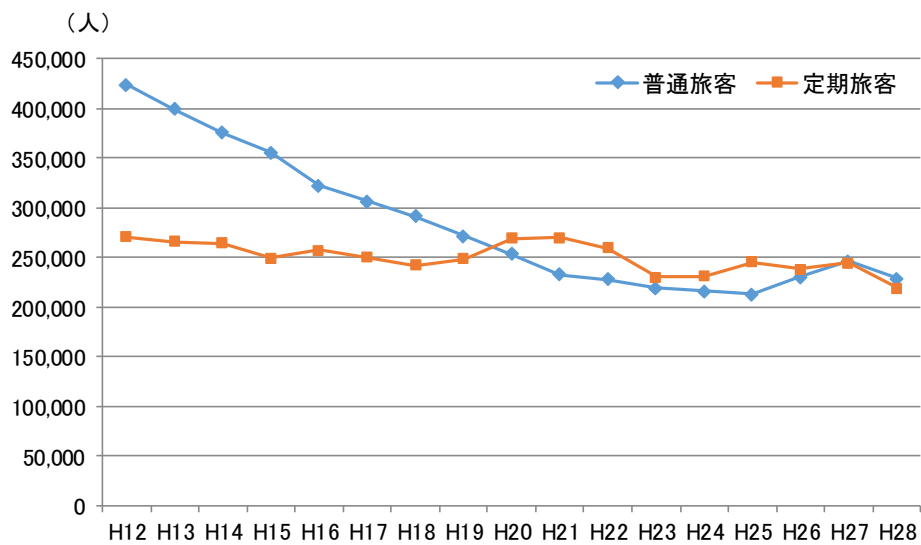
- 大洲市の鉄道は、JR予讃線とJR内子線が通っており、JR予讃線には伊予大洲駅、伊予長浜駅など計10駅があり、JR内子線には新谷駅など計2駅があります。また、都市計画区域内のバスは、市内中心部循環バス、福祉バスなどが運行しています。



②乗客数の推移

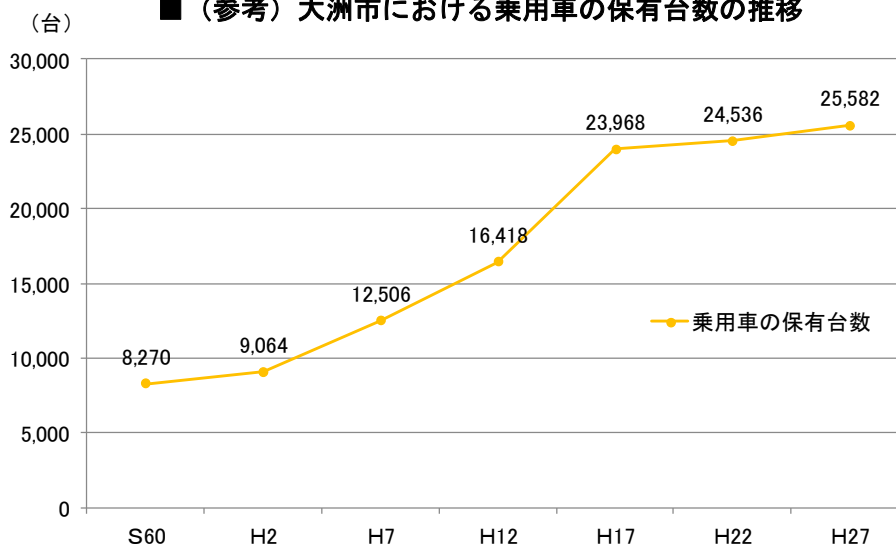
- JR 伊予大洲駅の旅客発着人員については、定期運賃の利用客は概ね一定していますが、普通運賃の利用客は大幅に減少しています。平成 20 年以降は、定期運賃の利用客が普通運賃の利用客よりも多い状態が続いており、通勤・通学のための駅になりつつあるとも言えます。
- 一方で、大洲市における乗用車の保有台数は増加傾向であり、このことが鉄道利用者の減少の 1 つの要因となっていると考えられます。

■伊予大洲駅の旅客発着人員の推移



出典) 愛媛県統計年鑑

■(参考) 大洲市における乗用車の保有台数の推移

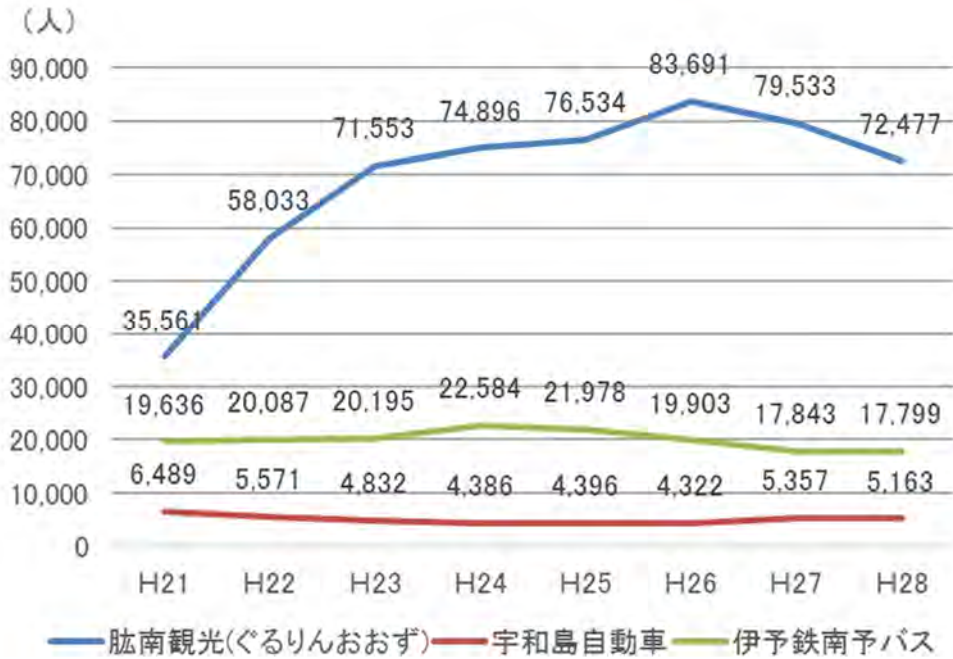


出典) 愛媛県

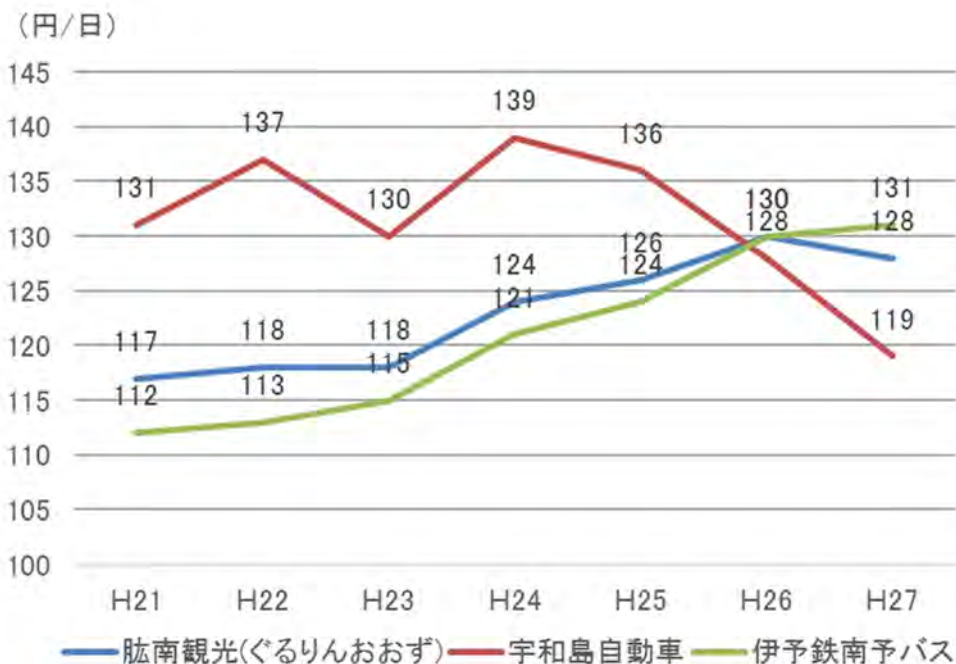
③バスの利用状況

- 大洲地域の中心部を運行するバスの利用者数は、平成23年から平成28年までの間では、概ね横ばいの傾向にあります。運賃差額助成制度による1日平均の助成額は、利用者数の多いバスにおいて増加傾向にあります。このことから、バス利用は大洲市の助成制度によって保っている側面もあると言えます。

■大洲地域の中心部を運用するバスの利用者数の推移



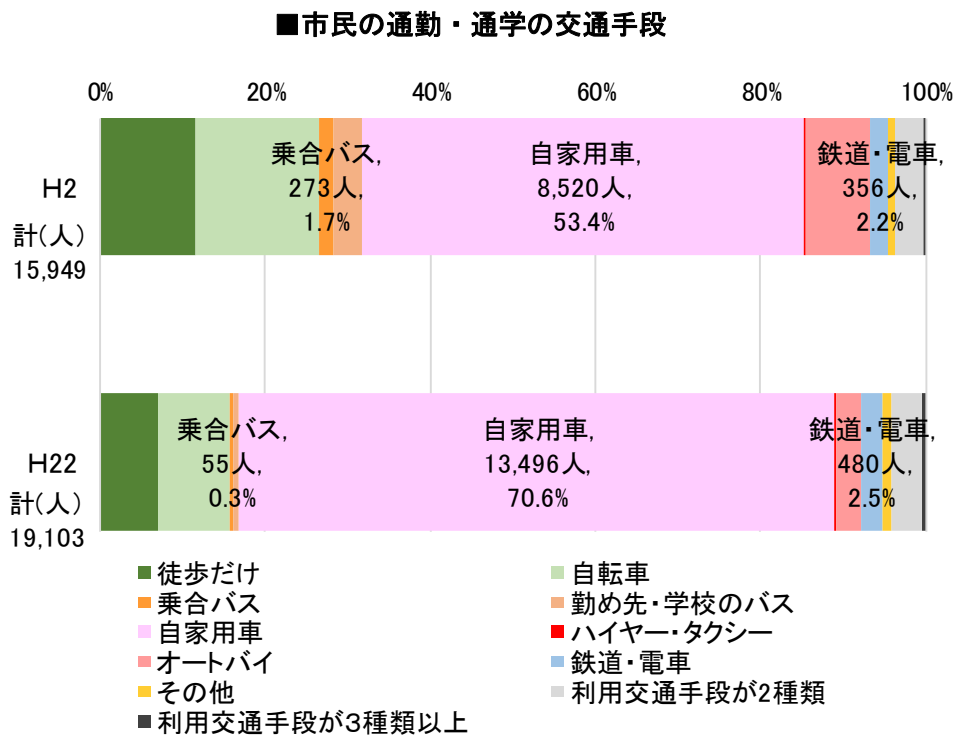
■大洲地域の中心部を運用するバスにおける助成額の推移



(2) 市民の交通行動の動向

過度な自動車依存型社会を回避し、高齢者など車を運転しない市民が移動に困らないよう、様々な交通手段を確保することが必要です。

- 市民の通勤・通学者数は、20年前と比較すると増加しています。その中で、交通手段別の利用者数及び全体に占める割合の増減は、自家用車が増加、鉄道・電車が微増、乗合バスが減少となっています。また、徒歩や自転車による通勤・通学が減少しています。こうした傾向は、高齢化とモータリゼーションの進展が起因すると考えられます。



出典) 国勢調査

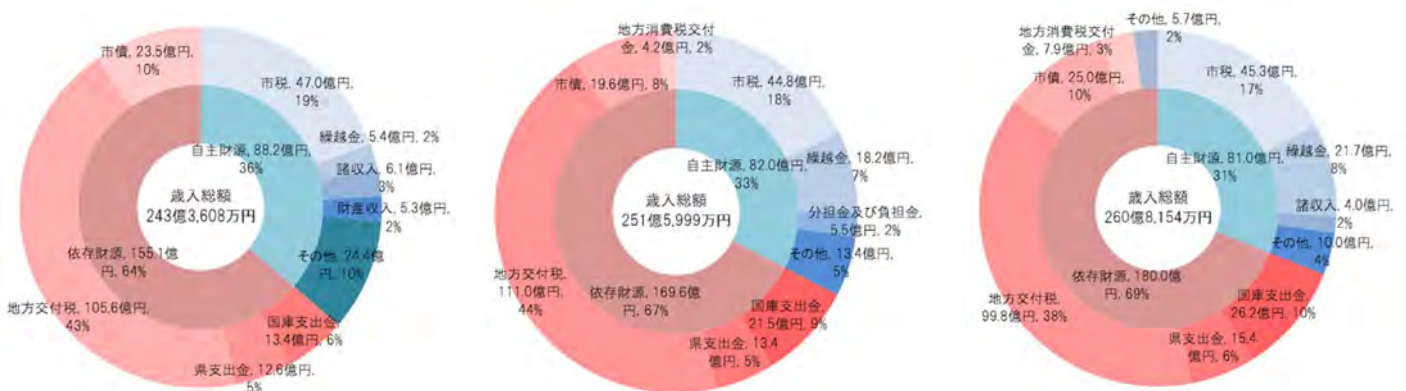
2.6 財政

地方交付税が減少傾向にある中、少子高齢化の影響により民生費（扶助費）が増加しています。今後は公共施設の更新費用の増加も見込まれることから、健全な財政運営に向けて中長期的に取り組む必要があります。

- 財源別（歳入）を見ると、平成20年度時点で全体の43%（105.6億円）を占める地方交付税は、平成29年度時点では38%（99.8億円）となり、歳入に占める割合が減少しています。
- 性質別（歳出）を見ると、平成20年度時点で全体の51%（116.6億円）を占める義務的経費は、平成29年度時点では43%（103.3億円）と減少していますが、そのうち扶助費は、平成20年度の22.0億円から37.0億円に増加しています。
- また、目的別（歳出）では、平成20年度時点で全体の26%（60.0億円）を占める民生費は、平成29年度には33%（78.1億円）に増加しています。

※平成30年度決算は災害関連経費が多額であるため、平成29年度決算と比較しています。

■財源別（歳入）（左：平成20年度 中央：平成25年度 右：平成29年度決算）



■性質別（歳出）（左：平成20年度 中央：平成25年度 右：平成29年度決算）



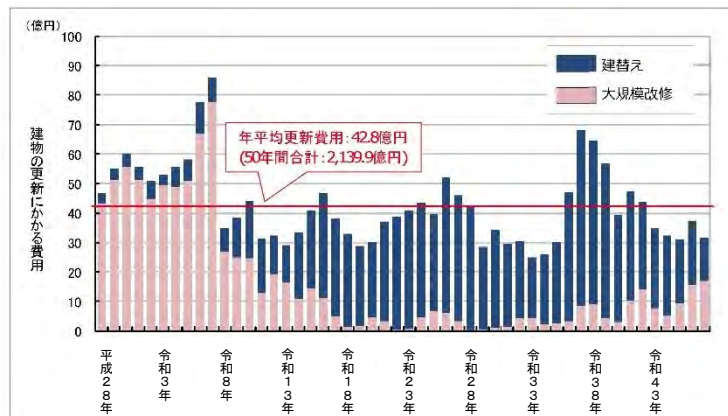
■目的別（歳出）（左：平成20年度 中央：平成25年度 右：平成29年度決算）



出典) 大洲市資料

- 公共施設等の管理に関する基本的な方針等を整理した『大洲市公共施設等総合管理計画／H29.3／大洲市』では、現在保有している全ての公共建築物及びインフラを維持する場合の建替え・大規模改修及び更新に見込まれる費用が試算され、更新や改修、維持管理・運営の方法を含め、公共施設等全体を最小の費用で効果的に活用できるように、マネジメントを行っていくことが必要となっています。

■公共建築物の建替え・大規模改修に係る費用



※ 本試算は、公共施設更新費用試算ソフト（総務省）の条件に基づく試算であり、実際のコストとは異なります。

出典) 大洲市公共施設等総合管理計画

■インフラ施設の更新に係る費用



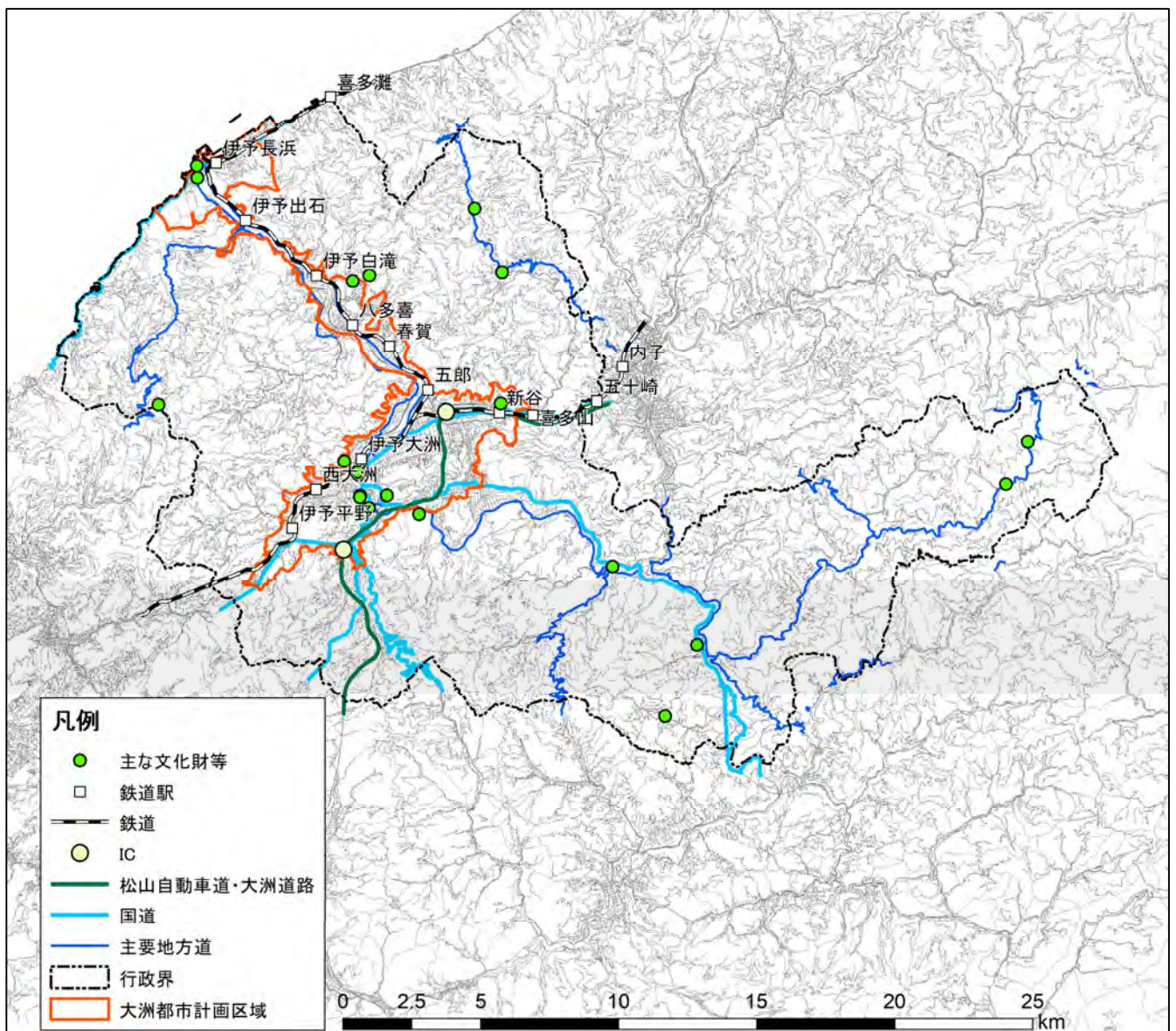
※ 本試算は、公共施設更新費用試算ソフト（総務省）の条件に基づく試算であり、実際のコストとは異なります。

出典) 大洲市公共施設等総合管理計画

2.7 歴史資源

本市には、臥龍山荘や大洲城など、観光拠点にも位置づけられる歴史資源が各地に点在しています。

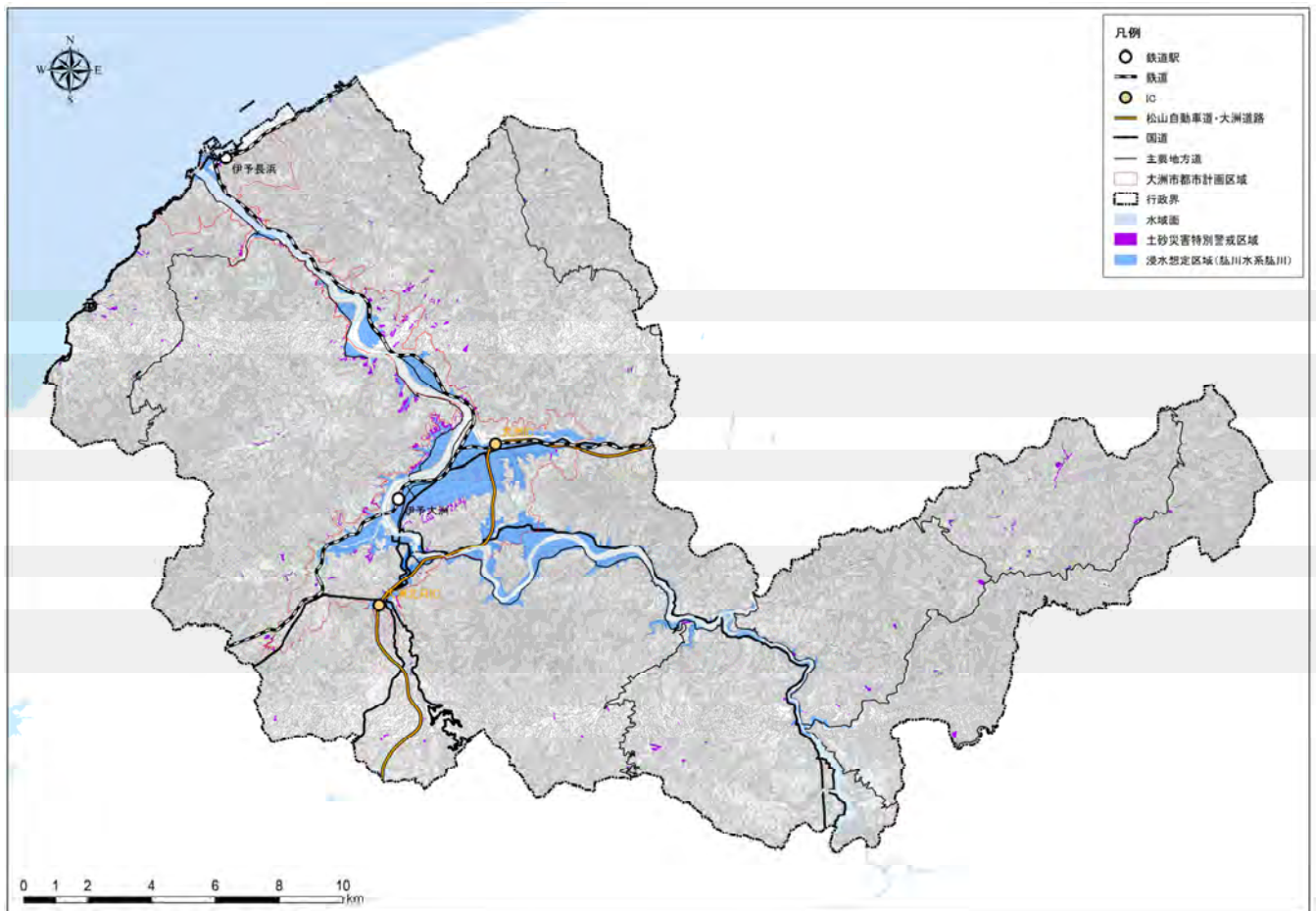
- 本市の貴重な歴史資源を後世にも継承していくため、また、観光の活性化に向けて、今後もこれらの歴史資源の適切な維持保全が求められます。



2.8 防災

本市における自然災害は、地震・津波・高潮・土砂・洪水等が想定されます。特に肱川水系において広範囲にわたり浸水想定区域が指定されています。

- 本市は、市域の約7割が山林となっているため、広範囲にわたり土砂災害の危険箇所が存在します。また、肱川は古くから浸水被害が発生しており、浸水想定区域は肱川流域の広範囲で指定されています。
- 本市は、四国電力株式会社伊方発電所から概ね5～30kmを目安とする原子力災害対策重点区域のUPZ（緊急防護措置を準備する区域）に、人口、世帯数の約9割、面積の約7割が含まれています。
- 大洲市地域防災計画では、地震災害編、津波災害編、風水害編、原子力災害編の各災害別の計画構成となっており、それぞれの災害に応じて防災計画が示されています。



第3章 大洲市の都市づくりの課題

3.1 都市づくりの課題の考え方

(1) これからの都市づくりの留意点

大洲市では、急激な人口の減少と少子高齢化の進展が見込まれており、医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来困難となることが予想されています。さらにこのまま人口密度の低下が現状のまま進行した場合、都市の持続可能性が失われる懸念があります。また、厳しい財政制約の下、これまで整備した社会資本の更新を図っていくことが求められています。都市づくりにおいても、これらの変化に対応するため、変革が求められています。都市計画は、無秩序な市街化の抑制など、これまではどちらかといえば守りの視点から都市をとらえがちでしたが、今後は、従来の受け身的な都市計画の対応による解決には限界があると考えられます。

このため、様々な都市の課題を解決していくという立場から、これからの都市計画は主体的に他の政策手段と連携をとって取り組んでいく姿勢（ポジティブ・プランニング）が求められる時期に来ていると言えます。

(2) 本市が進める重要施策との関係

本市では、平成29年3月に、本市の最上位計画である「第2次大洲市総合計画／きらめくおおず～みんな輝く肱川流域のまち～」を策定し、将来像の実現に向けてさまざまな取組みが実施されています。平成30年3月には、大洲市地域強靱化計画を策定し、どのような大規模自然災害が発生しようとも、最悪な事態に陥る事が避けられるように、国土強靱化に関する施策を推進していくこととしました。しかし、平成30年7月の記録的な豪雨により、過去に経験のない甚大な被害が発生しました。これを受けて、平成31年3月には大洲市復興計画を策定し、復旧・復興と災害に強いまちづくりを着実に推進しています。

都市計画マスタープランは、都市計画分野における指針となるもので、今後、本市で進められていく重要施策と密接に関わるものになります。本市の将来の展望を慎重に見据えながら、災害に強いまちづくりや、各地域の拠点への都市機能の集積、低未利用地の活用、既存施設の有効活用、拠点の再整備等にも配慮し、都市づくりを進めていくことが必要です。

このため、それぞれの地域の特性を活かした拠点づくりを目指して、各地域での明確なビジョンを示していくことが求められています。

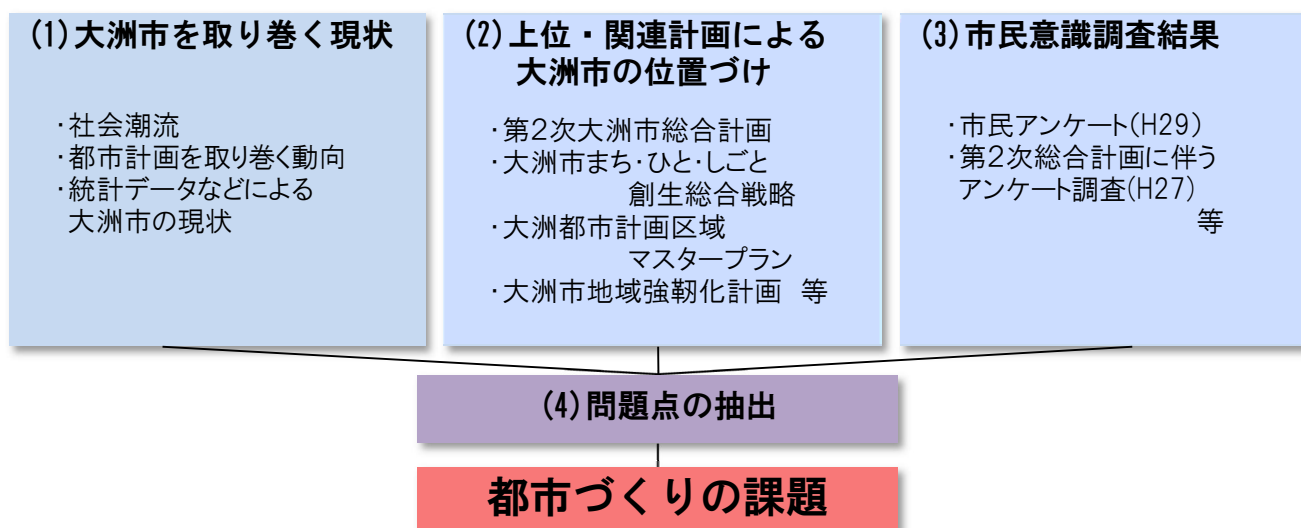
(3) 都市づくりの課題の考え方

以上のことを踏まえ、都市づくりの課題を整理します。具体的には、多面的な観点での課題整理を行うため、都市づくりの要素別に「大洲市を取り巻く現状」、「上位・関連計画による大洲市の位置づけ」及び「市民意識調査」による問題点や課題等を簡潔に整理した上で、都市づくりの課題を設定します。

そして、「都市づくりへの理念」、「都市づくりの目標」を考える際には、都市づくりの課題解消のみに終始することなく、長期的な展望を持った都市づくりを検討します。

3.2 都市づくりの課題整理の流れ

大洲市を取り巻く現状や上位・関連計画による大洲市の位置づけ、さらには市民意識調査結果から、都市づくりの課題を整理します。



分類		都市づくりの課題を導くポイント
大洲市を取り巻く現状	社会潮流	まちづくりに関わる主な出来事を整理するとともに、近年、国などで策定された計画を整理することによって、今後の都市のあり方を検討するための社会潮流を「キーワード」として設定します。
	都市計画を取り巻く動向	都市計画法などの法律の改正を整理するとともに、近年、国などで策定された都市計画に関連する計画を整理することによって、今後の都市のあり方を検討するための都市計画を取り巻く動向を「キーワード」として設定します。
	統計データなどによる大洲市の現状	都市計画基礎調査をはじめとした統計データを活用して、①人口動態、②土地利用、③産業・市街地整備、④交通体系整備、⑤緑のネットワーク形成、⑥都市景観形成、⑦その他の都市施設、⑧防災について整理することによって、視覚的にもわかりやすく大洲市の現状を明らかにします。
上位・関連計画による大洲市の位置づけ		上位計画となる「第2次大洲市総合計画」、「大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「大洲都市計画区域マスタープラン」、「大洲市地域強靱化計画」の他、各関連計画や各種施策等を整理することによって、上位・関連計画による大洲市の位置づけを明らかにします。
市民意識調査結果		今年度のアンケート調査結果に加え、第2次大洲市総合計画策定に伴うアンケート（平成27年度実施）結果等を整理することによって、市民の意向（現状のまちづくりの考えや将来展望等）を明らかにします。

3.3 課題整理

(1) 大洲市を取り巻く現状

■社会潮流

【上位計画】

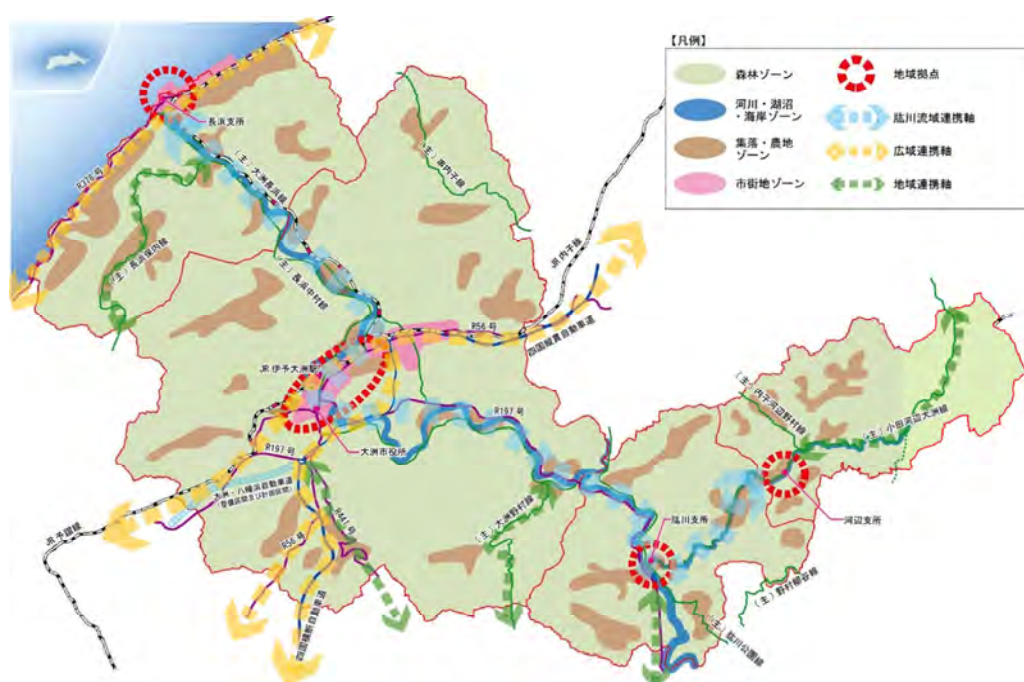
第2次大洲市総合計画（基本構想）（平成28年度策定）

将来像

きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～

基本目標

1. 活力きらめくまちづくり
地域の特性を活かした活力ある産業の振興や雇用の創出を図り、だれもが希望を持ち、安心して働けるまちを目指します。
2. 安心きらめくまちづくり
保健・医療・福祉の充実や地域における支えあいにより、だれもが生きがいを持ち、安心して健やかに暮らせるまちを目指します。
3. 文化きらめくまちづくり
社会全体でふるさとへの誇りと愛着を持つ子どもたちを育み、市民がたゆまぬ学びの中で絆を深めていくことで、だれもが地域社会の一員として活躍し続けるまちを目指します。
4. 快適きらめくまちづくり
移住・定住の促進や生活基盤の整備、防災など生活安全の確保により、快適に住み続けることができるまちを目指します。
5. 自然きらめくまちづくり
長い年月を経て育まれてきた豊かで美しい自然とその景観を保全し、だれもが自然に親しみ、自然と共存するまちを目指します。
6. 人々きらめくまちづくり
市民主体のまちづくりの推進や地域活動の活性化を図り、市民・団体・事業者・行政などの協働により、みんなが支えあい活気あふれるまちを目指します。



土地利用構想図

四国圏広域地方計画（平成28年3月公表）

四国圏の基本方針

太平洋と瀬戸内海に抱かれた地域の強みを活かし、
 ～圏域を超えた対流で世界へ発信～「癒し」と「輝き」で未来へ
 を今後10年間、新たな四国圏における国土形成の基本方針とする。

四国圏の発展に向けた目標

1. 南海トラフ地震への対応力の強化等、安全で安心して暮らせる四国
2. 若者が増え、女性・高齢者等が生き生きと活躍する四国
3. 地域に根ざした産業が集積し、競争力を発揮する四国
4. 中山間地域・半島部・島しょ部等や都市間が補完しあい活力あふれる四国
5. 歴史・文化、風土を活かした個性ある地域づくりを進め、人をひきつける四国

目標達成により期待される効果

- 「心穏やかに暮らせるやすらぎの実現」
- 「多様な人材が能力を発揮できる社会を実現」
- 「グローバル化を生き抜く産業群の形成」
- 「農山漁村と都市の共生」
- 「おもてなしの心あふれた癒やしの実現」



大洲都市計画区域マスタープラン（平成30年3月公表）

将来像

きらめくおおず～みんな輝く肱川流域のまち～

まちづくりの方針

1. JR 伊予大洲駅周辺部を核とした秩序ある土地利用形成
2. 各地域の交流・連携の促進と自然と調和した快適な生活を支える都市施設整備
3. 都市の魅力向上や良好な環境を形成する市街地整備等の都市基盤整備
4. 清流肱川等の自然や歴史的町並みの保全等歴史を感じ、都市と自然が共生する潤いのある都市空間の形成
5. 災害に強いまちづくりの推進



大洲都市計画区域 イメージ図

まちづくりに影響する日本で起きた主な出来事

1999年（平成11年）	日本の市町村数 3,234（平成の大合併前）
2000年（平成12年）	日本総人口 1億2,693万人、65歳以上の割合 17.4%
2005年（平成17年）	京都議定書発効 総務局が「我が国の人口は減少局面に入りつつある」と発表 日本総人口 1億2,777万人、65歳以上の割合 20.2% 大洲市、長浜町、肱川町、河辺村と新設合併、新大洲市誕生
2006年（平成18年）	期間合計特殊出生率 1.32 は過去最低の数値 日本の市町村数 1,821（平成の大合併）
2007年（平成19年）	能登半島地震（M6.9） 新潟中越沖地震（M6.8）
2008年（平成20年）	岩手・宮城内陸地震（M7.0）
2010年（平成22年）	日本総人口 1億2,806万人、65歳以上の割合 23.0%
2011年（平成23年）	東北地方太平洋沖地震（M9.0） 紀伊半島において台風12号豪雨による土砂災害が広範囲で発生 人口減少社会「元年」
2012年（平成24年）	中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故
2013年（平成25年）	2020東京オリンピック・パラリンピック開催決定 大洲市洪水・浸水避難地図（洪水ハザードマップ）及び沿岸部標高表示図公表
2014年（平成26年）	広島市等で集中豪雨による土砂災害が発生（平成26年8月豪雨）
2015年（平成27年）	国勢調査実施、大正9年の調査開始以来初めての減少 日本総人口 1億2,709万5千人、65歳以上の割合 26.6%
2016年（平成28年）	北海道新幹線が開業 熊本地震（M6.5、M7.3）
2018年（平成30年）	平成30年7月豪雨災害

社会潮流のまとめ

- ✓人口減少・超少子高齢社会の到来
- ✓安全・安心への意識の高まり
- ✓地域特性を活かした活力向上
- ✓既存産業の高付加価値化と産業の創出
- ✓地球環境問題の顕在化
- ✓既存ストックの整備方策
- ✓地方分権と協働のまちづくりの進展
- ✓人を呼び込む魅力創出

■都市計画を取り巻く動向

「都市再生基本方針（H26.2.12改正）」 都市再生に関する施策の基本的方針

- ①関係者との連携
- ②都市のコンパクト化の推進等
- ③産業の競争力を向上させる環境整備
- ④質の高い生活を確保するための諸機能の整備
- ⑤医療・福祉サービスの的確な提供等
- ⑥急激に高齢化が進展するニュータウン等の再生
- ⑦子どもを生き育てやすい環境の整備
- ⑧犯罪等の起きにくいまちづくりの推進
- ⑨魅力あるまちづくりの推進
- ⑩災害に強いまちづくりの推進
- ⑪環境負荷の低減と自然との共生
- ⑫安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等
- ⑬情報通信技術の利活用の促進等による都市機能の高度化

「社会資本整備重点計画（H27.9.18改正）」 計画的かつ重点的な社会資本整備の目標

重点目標1：社会資本の戦略的維持管理・更新を行う

1-1 メンテナンスサイクルの構築による安全・安心の確保とトータルコストの縮減・平準化の両立

1-2 メンテナンス技術の向上とメンテナンス産業の競争力の強化

重点目標2：災害特性や地域の脆弱性に依りて災害等のリスクを低減する

2-1 切迫する巨大地震・津波や大規模噴火に対するリスクの低減

2-2 激甚化する気象災害に対するリスクの低減

2-3 災害発生時のリスクの低減のための危機管理対策の強化

2-4 陸・海・空の交通安全の確保

重点目標3：人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会を形成する

3-1 地域生活サービスの維持向上を図るコンパクトシティの形成等

3-2 安心して生活・移動できる空間の確保(バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進)

3-3 美しい景観・良好な環境の形成と健全な水環境の維持又は回復

3-4 地球温暖化対策等の推進

重点目標4：民間投資を誘発し、経済成長を支える基盤を強化する

4-1 大都市圏の国際競争力の強化

4-2 地方圏の産業・観光投資を誘発する都市・地域づくりの推進

4-3 我が国の優れたインフラシステムの海外展開

計画の実効性を確保する方策

多様な効果を勘案した公共事業評価等の実施／政策間連携、国と地方公共団体の連携の強化／社会資本整備への多様な主体の参画と透明性・公平性の確保／社会資本整備に関する情報基盤の強化／効果的・効率的な社会資本整備のための技術研究開発の推進／地方ブロックにおける社会資本整備重点計画の策定／重点計画のフォローアップ

「政策課題対応型都市計画運用指針」 ポジティブ・プランニングによる個別の指針

- ①中心市街地の機能回復
- ②産業構造の変化への対応
- ③環境負荷の小さな都市の構築
- ④職住バランスのとれた大都市の都心構造の構築
- ⑤高齢者が生き生きと暮らせる環境の実現
- ⑥防災上危険な市街地の改善

都市計画法に影響する法律等の改正など

- 2000年（平成12年） 都市計画法及び建築基準法の改正
 - ・「準都市計画区域」の創設
 - ・「特定用途制限地域」の創設
 - ・非線引き都市計画区域での都市計画区域マスタープランの創設
 - ・都道府県の判断による線引き制度の適用
 - ・都市計画決定システムの透明化と住民参加の促進
- 2002年（平成14年） 都市計画法改正及び建築基準法の改正
 - ・都市計画案の提案制度の創設及び地区計画制度の拡充
 - ・容積率等の選択肢の拡充
- 2004年（平成16年） 景観法の制定
 - ・「景観計画」の創設
 - ・「景観地区」、「準景観地区」の創設
- 2006年（平成18年） 都市計画法及び建築基準法の改正
 - ・大規模集客施設の無秩序な立地抑制
 - ・都市計画手続きの円滑化、広域調整手続きの充実中心市街地活性化法の改正
 - ・国による「選択と集中」の仕組みが導入
 - ・活性化基本計画の認定制度化
 - ・活性化協議会の法定化
- 2011年（平成23年） 地方分権に係る一括法（第1次）による都市計画法の改正
 - ・国や都道府県の関与の縮小（協議又は同意の廃止）地方分権に係る一括法（第2次）による都市計画法の改正
 - ・地域地区や都市施設に係る都市決定が基礎自治体へ権限移譲
- 2012年（平成24年） 都市の低炭素化の促進に関する法律の制定
 - ・「低炭素まちづくり計画」の創設
- 2014年（平成26年） 都市再生特別措置法等の改正
 - ・「立地適正化計画（都市機能誘導区域、居住誘導区域）」の創設
 - ・「特定用途誘導地区」の創設まち・ひと・しごと創生本部の設置
 - ・地方において好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出し、好循環を支えるまち活力を取り戻すことに取り組む
- 2014年（平成26年） 都市再生特別措置法等の改正
- 2015年（平成27年） 空家等対策の推進に関する特別措置法の制定
 - ・空家に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与する
- 2015年（平成27年） 都市農業振興基本法の制定
 - ・都市農業の安定的な継続を図り、良好な都市環境の形成に資する
- 2017年（平成29年） 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行
 - ・様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していく

都市計画を取り巻く動向のまとめ

- ✓ 持続可能な都市づくり（都市機能のコンパクト化とネットワーク化）
- ✓ バランスのとれた職住環境の創出
- ✓ 都市における環境負荷の低減と自然との共生
- ✓ 地域資源を活かした個性を高めるまちづくり
- ✓ 高齢社会に向けた快適に暮らせる生活環境の実現
- ✓ 的確な社会基盤施設の維持更新
- ✓ 防災・減災を意識した都市づくり
- ✓ 産業構造の変化に対応した環境整備
- ✓ 中心拠点における賑わいの創出

■統計データなどによる大洲市の現状

項 目	統計データなどによる大洲市の現状
1. 人口動態	<ul style="list-style-type: none"> ・人口は昭和 55 年→平成 27 年で約 23%減少（57,014 人→44,086 人）。 ・DID 人口は平成 27 年で 40 人/ha を割り込んでおり、今後も減少が予測される。 ・高齢者の割合は増えるが、人口減少に伴い高齢者も減少することが予測される。 ・子育て世代など、若い世代を中心に県内他市町への転出が顕著。
2. 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業などの産業振興によって、鉄道駅周辺や幹線道路沿道を中心に都市的土地利用に転換。 ・地価が下落する中、住宅の新規着工戸数は概ね一定しているが、市街地内には空き地や空き家などの低未利用地が増加。
3. 産業・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・経済活動は停滞傾向にある。 ・観光は、大洲地域に集中しているものの、利用者数が減少している観光施設もある。宿泊客は非常に少ない。
4. 交通体系整備	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の中心駅である JR 伊予大洲駅の定期旅客者数はおおむね一定しているが、普通旅客者数は大幅に減少している。 ・乗用車の保有台数は増加傾向にあり、交通手段として自家用車が増加している。 ・バス利用者数は、おおむね一定している。 ・都市計画道路は 11 路線が指定されており、改良率 86.9%（H31.3 末時点）。
5. 緑のネットワーク形成	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の約 73%が森林。 ・市内の都市計画公園は 10 箇所が決定、開設済み。 ・肱川や河辺川の水辺空間や森林の緑など、豊かな自然に恵まれている。
6. 都市景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・大洲市景観計画（平成 21 年 3 月）により、肱南地区を中心とした景観計画区域では一定の基準が設けられている。 ・市全体においても、景観まちづくりを推進している。 ・国の重要文化財となっている大洲城や長浜大橋など、都市の景観を形成する重要な施設が点在している。 ・国指定文化財 5 点、国登録有形文化財 8 点、県指定文化財 14 点、市指定文化財 23 点。
7. その他の都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備状況は人口普及率 17.3%にとどまっている。（H31.3 末時点） ・医療・福祉施設の他、公共公益施設は市全域に立地している。
8. 防災	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の想定される災害は、洪水・土砂・高潮・地震・津波・大規模火災など。特に平成 30 年 7 月豪雨により甚大な被害が発生。 ・市内の各地域に、指定緊急避難場所 61、指定避難所 98、福祉避難所 6 が指定されている。 ・洪水ハザードマップ・沿岸部標高表示図を作成済み。

(2) 上位・関連計画による大洲市の位置づけ

【上位計画】

■大洲都市計画区域マスタープラン <平成30年3月> (県作成)

(将来像)

きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～

(まちづくりの方針)

1. JR伊予大洲駅周辺部を核とした秩序ある土地利用形成
2. 各地域の交流・連携の促進と自然と調和した快適な生活を支える都市施設整備
3. 都市の魅力向上や良好な環境を形成する市街地整備等の都市基盤整備
4. 清流肱川等の自然や歴史的町並みの保全等歴史を感じ、都市と自然が共生する潤いのある都市空間の形成
5. 災害に強いまちづくりの推進

■第2次大洲市総合計画 <平成29年3月> (市作成)

(基本構想)

将来像：きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～

(基本目標)

1. 活力きらめくまちづくり
2. 安心きらめくまちづくり
3. 文化きらめくまちづくり
4. 快適きらめくまちづくり
5. 自然きらめくまちづくり
6. 人々きらめくまちづくり

【関連計画】

■肱南・肱北地区都市再生整備計画 <平成27年11月> (市作成)

(大目標)

清流肱川と歴史景観資源を活かした来訪者の受入強化を行いつつ、安心・安全な生活環境の創出により快適で住みやすいまちづくりを目指す。

1. JR伊予大洲駅から歴史ある町並みへの歩行動線をつくり誘客機能の向上を図る
2. 清流肱川をはじめとする自然と「伊予の小京都」としての魅力の維持向上と安心・安全のまちづくり
3. 住民等による活動と連動したまちづくりの展開

■大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略 <平成28年3月> (市作成)

1. 安定した生活を家族・子どもと送る【ひと】
2. みんなが集い暮らす魅力的な地域となる【まち】
3. 安定した仕事を持ち、収入を得る【しごと】

■大洲市公共施設等総合管理計画 <平成29年3月> (市作成)

(全体方針)

将来にわたり必要な行政サービスを継続して提供していくために、人口や財政の将来の見通しを踏まえ、公共施設等の量や質、管理方法の見直しを進めます。

(公共建築物の基本方針)

1. 施設の総量（総延床面積）を削減します。
2. 既存施設を有効活用し、できるかぎり新規整備は行いません。
3. 施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストを縮減します。
4. 震災対策を推進し、安全・安心な施設を提供します。
5. 市民協働や公民連携により、効率的・効果的なサービスを提供します。
6. 市民ニーズや社会情勢の変化に合わせて、施設の質の向上を図ります。

■大洲市地域公共交通網形成計画 <平成30年3月> (市作成)

(基本理念)

きらめくまちと人を支え続ける公共交通網の形成

(基本方針)

1. 安心・快適で持続可能な公共交通網の構築
目標 1-1 市民の日常生活を支える公共交通サービスの実現
目標 1-2 はじめての人でも気軽に使える利用環境の整備
2. 皆で公共交通を守り育てる体制の確立
目標 2-1 公共交通を守り育てる意識の醸成
目標 2-2 関係者間の連携強化

■大洲市地域強靱化計画 <平成30年3月> (市作成)

(基本理念)

強く、しなやかな きらめく大洲市を目指して

(基本目標)

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興が図られること

■大洲市復興計画 <平成31年3月> (市作成)

(基本理念)

きらめく大洲をみんなで未来につなぐ

(基本方針)

1. 市民生活の再生
2. 生活基盤の再生
3. 経済・産業の再生
4. 防災力の向上

(3) 市民意識調査結果

- ・ 市民アンケート調査 <平成 29 年 7 月>
配布数 1,800 票 回収数 626 票 回収率 34.8%
- ・ 高校生アンケート調査 <平成 29 年 7 月>
配布数 223 票 回収数 223 票 回収率 100%
- ・ 第 2 次総合計画に伴うアンケート調査 <平成 27 年 10 月>
配布数 3,031 票（一般市民 2,500 票、高校生 431 票、都市部住民 100 票）
回収数 1,439 票（一般市民 973 票、高校生 431 票、都市部住民 35 票）

項 目	市民意識調査結果（アンケート調査結果）
1. 将来都市像	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の増加に伴い、「保健・医療・福祉の充実したまち」を求める声が多くなっています。 ・ 「地震、洪水などの災害に強いまち」は、前回調査よりもポイントは減少しているものの、求める声は多くなっています。 ・ 高校生の意向では、「交通の便が良いまち」、「地震、洪水などの災害に強いまち」の意見が多いですが、「恵まれた自然環境を大切にするまち」の意向は前回調査よりも減少しています。
2. 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「身近な道路・公園などの基盤整備の推進」や、「自然との調和や環境に配慮したまちづくり」が期待されています。 ・ 「ゆとりある住環境整備」や、「公園・子どもの遊び場の整備」が求められています。
3. 産業・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地元工業の活性化」を求める声が多く、次いで「企業誘致の推進」が多くなっています。 ・ 「住環境と調和した工業地域の整備」にも関心が高まっています。
4. 交通体系整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「交通の便の改善」は、これからのまちづくりで重要だと考える意見が多く、今後高齢者が自動車を運転しにくくなることが予想されることから、喫緊の課題と言えます。 ・ 「歩道や交通安全施設の整備」を求める意見も多くなっています。
5. 緑のネットワーク形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「山・川・海などの自然環境」は、前回・今回調査結果とも満足度は高く、今後も本市の豊かな自然環境を維持保全していく必要があると言えます。
6. 都市景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回・今回調査結果とも「水・緑などの自然と調和が図られた景観づくり」、「歴史的な建物やまちなみを活用した景観づくり」を望む声が多くなっています。 ・ 大洲地域では特に「歴史的建物やまちなみの外観・色彩に統一感と調和のある景観づくり」に関心があります。
7. その他の都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回調査結果ではポイントが低かった「福祉施設サービスの充実（特別養護老人ホームなど）」が最多となり、高齢化と老老介護の問題意識が高まっています。 ・ 「高齢者に利用しやすい公共交通の充実（福祉バスなど）」、「在宅福祉サービスの充実（ホームヘルパーの派遣、デイサービスなど）」のポイントも高くなっています。
8. 防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「洪水や火災などの災害時の安全性」は、重要度は高いものの満足度は低く、今後も災害に強いまちづくりの推進が求められています。

(4)大洲市の都市づくりの課題

項目	大洲市を取り巻く現状			上位・関連計画による大洲市の位置づけ	市民意識調査(アンケート調査結果)	都市づくりの課題
	社会潮流	都市計画を取り巻く動向	統計データなどによる大洲市の現状			
1. 将来都市像	<ul style="list-style-type: none"> ■人口減少・超少子高齢社会の到来 	<ul style="list-style-type: none"> ■都市構造の見直し(都市機能のコンパクト化とネットワーク化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口は昭和55年から平成27年の間で約23%減少しており、今後も減少が予測される。 ・人口集中地区(DID)の人口減少が進んでおり、中心市街地の役割を発揮するためにも、適切な人口密度を確保する必要がある。 ・高齢者の割合は増えるが、人口減少に伴い高齢者も減少することが予測される。 ・子育て世代など、若い世代を中心に県内他市町への転出が顕著。 	<ul style="list-style-type: none"> ■大洲都市計画区域マスタープラン(将来像) <ul style="list-style-type: none"> きらめくおおず～みんな輝く肱川流域のまち～(まちづくりの方針) 1. JR伊予大洲駅周辺部を核とした秩序ある土地利用形成 2. 各地域の交流・連携の促進と自然と調和した快適な生活を支える都市施設整備 3. 都市の魅力向上や良好な環境を形成する市街地整備等の都市基盤整備 4. 清流肱川等の自然や歴史的町並みの保全等歴史を感じ、都市と自然が共生する潤いのある都市空間の形成 5. 災害に強いまちづくりの推進 ■第2次大洲市総合計画(基本構想) <ul style="list-style-type: none"> きらめくおおず～みんな輝く肱川流域のまち～(基本目標) 1. 活力きらめくまちづくり 2. 安心きらめくまちづくり 3. 文化きらめくまちづくり 4. 快適きらめくまちづくり 5. 自然きらめくまちづくり 6. 人々きらめくまちづくり ■大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略 <ul style="list-style-type: none"> 1. 安定した生活を家族・子どもと送る【ひと】 2. みんなが集い暮らす魅力的な地域となる【まち】 3. 安定した仕事を持ち、収入を得る【しごと】 ■大洲市公共施設等総合管理計画(全体方針) <ul style="list-style-type: none"> 将来にわたり必要な行政サービスを継続して提供していくために、人口や財政の将来の見通しを踏まえ、公共施設等の量や質、管理方法の見直しを進める。 ■肱南・肱北地区都市再生整備計画(大目標) <ul style="list-style-type: none"> 清流肱川と歴史景観資源を活かした来訪者の受入強化を行いつつ、安心・安全な生活環境の創出により快適で住みやすいまちづくりを目指す。 ■大洲市地域公共交通網形成計画(基本理念) <ul style="list-style-type: none"> きらめくまちと人を支え続ける公共交通網の形成 (基本方針) <ul style="list-style-type: none"> 1. 安心・快適で持続可能な公共交通網の構築 目標1-1 市民の日常生活を支える公共交通サービスの実現 目標1-2 はじめての人でも気軽に使える利用環境の整備 2. 皆で公共交通を守り育てる体制の確立 目標2-1 公共交通を守り育てる意識の醸成 目標2-2 関係者間の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の増加に伴い、「保健・医療・福祉の充実したまち」を求める声が多くなっている。 ・「地震、洪水などの災害に強いまち」は、前回調査よりもポイントは減少しているものの、求める声は多い。 ・高校生の意向では、「交通の便が良いまち」、「地震、洪水などの災害に強いまち」の意見が多いが、「恵まれた自然環境を大切にすまち」の意向は前回調査よりも減少している。 ・「ゆとりある住環境整備」や、「公園・子どもの遊び場の整備」が求められている。 ・「地元工業の活性化」を求める声が多く、次いで「企業誘致の推進」が多い。 ・「住環境と調和した工業地域の整備」にも関心が高まっている。 ・大洲地域では特に「歴史的建物やまちなみの外観・色彩に統一感と調和のある景観づくり」に関心がある。 ・「交通の便の改善」は、これからのまちづくりで重要だと考える意見が多く、今後高齢者が自動車を運転しにくくなることが予想されることから、喫緊の課題であると言える。 ・「歩道や交通安全施設の整備」を求める意見も多い。 ・「身近な道路・公園などの基盤整備の推進」や、「自然との調和や環境に配慮したまちづくり」が期待されている。 ・「山・川・海などの自然環境」は、前回・今回調査結果とも満足度は高く、今後も本市の豊かな自然環境を維持保全していく必要があると言える。 ・「水・緑などの自然と調和が図られた景観づくり」、「歴史的な建物やまちなみを活用した景観づくり」を望む声が多い。 ・「福祉施設サービスの充実(特別養護老人ホームなど)」を求める意見が最多となり、高齢化と老老介護の問題意識が高まっていると言える。 ・「高齢者に利用しやすい公共交通の充実(福祉バスなど)」、「在宅福祉サービスの充実(ホームヘルパーの派遣、デイサービスなど)」を求める声も多い ・「洪水や火災などの災害時の安全性」は、重要度は高いものの満足度は低く、今後も災害に強いまちづくりの推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●人口減少・少子高齢化を見据えた持続可能な都市づくり ●安全・安心で健やかに暮らせる住みやすい都市づくり ●子育て世代の定住促進に着目した魅力的な都市づくり ●良好な住環境・子育て環境の整備 ●自然環境との調和に優れた土地利用の誘導 ●地域振興・地域活性化のための土地利用の推進 ●市街地での適切な土地利用の誘導及び低未利用地の利活用 ●歴史的まちなみに配慮した景観づくり ●子育て世代の流入・定住を支える生活サービス産業の振興 ●雇用環境の充実 ●地域公共交通の活性化 ●選択と集中による地域活性化のための道路網の整備 ●歩道整備・バリアフリー化の推進 ●各施設の都市基盤整備の推進 ●自然環境に配慮した都市づくり ●豊かな自然・歴史資源の維持保全 ●歴史資源や文化を活用した特色あるまちづくりの推進 ●まちの活性化や観光客・宿泊客の増加を目的とした観光振興の方策の検討 ●下水道の整備促進 ●誰もが住みやすい福祉の行き届いた都市づくり ●水害・土砂災害・地震等の大規模災害への対策など、災害に強いまちづくりの整備推進 ●避難所の適正配置による災害発生時の安全・安心の確保
2. 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ■地球環境問題の顕在化 ■安全・安心への意識の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ■バランスのとれた職住環境の創出 ■的確な社会基盤施設の維持更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業などの産業振興によって、鉄道駅周辺や幹線道路沿道を中心として都市的土地利用に転換されている。良好な自然環境に包まれた市街地形成など、都市と自然とのバランスのとれた土地利用の誘導が必要とされている。 ・地価が下落する中、住宅の新規着工戸数は概ね一定しているが、市街地内には空き地や空き家などの低未利用地が増加しており、市街地の活性化の観点からも、公共施設整備に併せた適切な土地利用の誘導が必要となっている。 			<ul style="list-style-type: none"> ●良好な住環境・子育て環境の整備 ●自然環境との調和に優れた土地利用の誘導 ●地域振興・地域活性化のための土地利用の推進 ●市街地での適切な土地利用の誘導及び低未利用地の利活用
3. 市街地・産業環境	<ul style="list-style-type: none"> ■既存ストックの整備方策 	<ul style="list-style-type: none"> ■都市における環境負荷の低減と自然との共生 	<ul style="list-style-type: none"> ・大洲市景観計画(平成21年3月)により、肱南地区を中心とした景観計画区域では一定の基準が設けられている。 ・市全体においても、景観まちづくりを推進している。 ・経済活動は停滞傾向にあり、子育て世代の定住を支える生活サービス産業の振興や雇用環境の充実が必要となっている。 			<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的まちなみに配慮した景観づくり ●子育て世代の流入・定住を支える生活サービス産業の振興 ●雇用環境の充実
4. 道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ■地域特性を活かした活力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ■防災・減災を意識した都市づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の中心駅である JR伊予大洲駅の定期旅客数はおおむね一定しているが、普通旅客数は大幅に減少している。 ・乗用車の保有台数は増加傾向にあり、交通手段として自家用車が増加している。 ・バス利用者数は、おおむね一定している。 ・都市計画道路は11路線が指定されており、改良率は約86.9%。 			<ul style="list-style-type: none"> ●地域公共交通の活性化 ●選択と集中による地域活性化のための道路網の整備 ●歩道整備・バリアフリー化の推進
5. 公園・緑地		<ul style="list-style-type: none"> ■地域資源を活かした個性を高めるまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の都市計画公園は10箇所が決定、開設済み。 ・肱川や河辺川の水辺空間や、森林の緑など、豊かな自然に恵まれている。 			<ul style="list-style-type: none"> ●各施設の都市基盤整備の推進 ●自然環境に配慮した都市づくり
6. 歴史・自然・観光	<ul style="list-style-type: none"> ■地方分権と協働のまちづくりの進展 	<ul style="list-style-type: none"> ■産業構造の変化に対応した環境整備 ■高齢社会に向けた快適に暮らせる生活環境の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の約73%が森林で占められており、特に肱川・河辺地域は大部分が森林地帯である。 ・国の重要文化財となっている大洲城や臥龍山荘、長浜大橋など、都市の景観を形成する重要な施設が点在している。 ・市内には国指定文化財が5点、国登録有形文化財が8点、県指定文化財が14点、市指定文化財が23点存在している。 ・大洲市への観光は大洲地域に集中しているものの、利用者が減少している観光施設もあり、観光客・宿泊客の増加が課題である。 ・交流人口の増加を目指しつつ、まちの活性化や住民のまちへの誇りや愛着を高める充実した取組みが必要となっている。 			<ul style="list-style-type: none"> ●豊かな自然・歴史資源の維持保全 ●歴史資源や文化を活用した特色あるまちづくりの推進 ●まちの活性化や観光客・宿泊客の増加を目的とした観光振興の方策の検討
7. 下水道・河川その他の都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ■既存産業の高付加価値化と新産業の創出 ■人を呼び込む魅力創出 	<ul style="list-style-type: none"> ■中心拠点における賑わいの創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備状況は人口普及率17.3%にとどまっている。(H31.3末時点) ・医療・福祉施設他、公共施設は市全域に立地しているが、都市計画区域外である肱川・河辺地域等では医療・福祉施設、高齢者福祉施設などの適正配置が必要である。 			<ul style="list-style-type: none"> ●下水道の整備促進 ●誰もが住みやすい福祉の行き届いた都市づくり
8. 防災			<ul style="list-style-type: none"> ・本市の想定される災害は、洪水・土砂・高潮・地震・津波・大規模火災など。特に平成30年7月豪雨により甚大な被害が発生。 ・市内の各地域に、指定緊急避難場所が61ヶ所、指定避難所が98ヶ所、福祉避難所が6ヶ所が指定されている。 ・洪水ハザードマップ・沿岸部標高表示図を作成済み。 			<ul style="list-style-type: none"> ●水害・土砂災害・地震等の大規模災害への対策など、災害に強いまちづくりの整備推進 ●避難所の適正配置による災害発生時の安全・安心の確保

3.4 課題の類型化と主要課題の抽出

本市における課題をより明確に把握するため、課題の類型化を行い、本市における主要課題の抽出を行います。

項目	都市づくりの課題
1. 将来都市像	1) 人口減少・少子高齢化を見据えた持続可能な都市づくり 2) 安全・安心で健やかに暮らせる住みやすい都市づくり 3) 子育て世代の定住促進に着目した魅力的な都市づくり
2. 土地利用	4) 良好な住環境・子育て環境の整備 5) 自然環境との調和に優れた土地利用の誘導 6) 地域振興・地域活性化のための土地利用の推進 7) 市街地での適切な土地利用の誘導及び低未利用地の利活用
3. 道路・交通	8) 地域公共交通の活性化 9) 選択と集中による地域活性化のための道路網の整備 10) 歩道整備・バリアフリー化の推進
4. 公園・緑地	11) 各施設の都市基盤整備の推進 12) 自然環境に配慮した都市づくり
5. その他の都市施設	13) 下水道の整備促進 14) 誰もが住みやすい福祉の行き届いた都市づくり
6. 市街地・産業環境	15) 歴史的まちなみに配慮した景観づくり 16) 子育て世代の流入・定住を支える生活サービス産業の振興 17) 雇用環境の充実
7. 観光・歴史・自然	18) 豊かな自然・歴史資源の維持保全 19) 歴史資源や文化を活用した特色あるまちづくりの推進 20) まちの活性化や観光客・宿泊客の増加を目的とした観光振興の方策の検討
8. 防災	21) 水害・土砂災害・地震等の大規模災害への対策など、災害に強いまちづくりの整備推進 22) 避難所の適正配置による災害発生時の安全・安心の確保

課題の類型化
<p>安全・安心のまちづくり</p> <p>2) 安全・安心で健やかに暮らせる住みやすい都市づくり 5) 自然環境との調和に優れた土地利用の誘導 8) 地域公共交通の活性化 10) 歩道整備・バリアフリー化の推進 14) 誰もが住みやすい福祉の行き届いた都市づくり 16) 子育て世代の流入・定住を支える生活サービス産業の振興 21) 水害・土砂災害・地震等の大規模災害への対策など、災害に強いまちづくりの整備推進 22) 避難所の適正配置による災害発生時の安全・安心の確保</p>
<p>快適性・利便性のまちづくり</p> <p>1) 人口減少・少子高齢化を見据えた持続可能な都市づくり 3) 子育て世代の定住促進に着目した魅力的な都市づくり 4) 良好な住環境・子育て環境の整備 7) 市街地での適切な土地利用の誘導及び低未利用地の利活用 8) 地域公共交通の活性化 11) 各施設の都市基盤整備の推進 12) 自然環境に配慮した都市づくり 13) 下水道の整備促進 16) 子育て世代の流入・定住を支える生活サービス産業の振興 17) 雇用環境の充実 20) まちの活性化や観光客・宿泊客の増加を目的とした観光振興の方策の検討</p>
<p>個性・魅力のまちづくり</p> <p>3) 子育て世代の定住促進に着目した魅力的な都市づくり 5) 自然環境との調和に優れた土地利用の誘導 6) 地域振興・地域活性化のための土地利用の推進 9) 選択と集中による地域活性化のための道路網の整備 14) 誰もが住みやすい福祉の行き届いた都市づくり 15) 歴史的まちなみに配慮した景観づくり 18) 豊かな自然・歴史資源の維持保全 19) 歴史資源や文化を活用した特色あるまちづくりの推進</p>

都市計画マスタープランは、大洲市の都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、大洲市の都市計画行政の行動指針となるものです。一方、立地適正化計画は、今後持続可能で安全・安心して暮らせる都市づくりを進めていくために、市民の活動等にも着目し、都市をマネジメント・コントロールする新たな仕組みを構築するものとなります。このため、立地適正化計画は、大洲市において目指すべきまちづくりを念頭におきつつ、都市計画分野以外の部局とも連携し、居住を含めた都市の活動を誘導することで、目指すべき都市像を実現する「戦略」としての意味合いを持つものとなります。

(立地適正化計画で解決を目指す課題)

中心市街地の拠点性の強化

賑わいを創出する施設誘導のほか、JR 伊予大洲駅の交通結節点機能や中心市街地の拠点性を強化する。

既存宅地の有効利用

市街地の拡大を抑制し、公的不動産、空き地や空き家を都市機能や居住機能の集約化の種地として有効に利用する。

過度な自動車依存の回避

健康や地球環境に配慮して、公共交通の利用促進、歩いて出かけやすい環境の充実を図る。

第4章 大洲市の目指すべきまちの将来像

本市の目指すべきまちの将来像と、その実現に向けた将来都市構造の考え方は、以下に示すフローに基づき検討するものとします。

【目指すべきまちの将来像の考え方】

都市づくりの基本理念の設定 (4.1)



本市の大きなまちづくりの考え方として、社会経済情勢や本市の取り巻く状況等を踏まえ、都市づくりの基本理念を設定します。

将来フレームの設定 (4.2)



計画的な都市づくりを進めるために、将来の都市の規模を想定する基本的な指標となる、人口についての将来フレームを設定します。

将来都市像の設定 (4.3)



基本理念を市民の皆様理解されやすい一言で将来の都市像として示すために、キーワードを基にキャッチフレーズで示します。

都市づくりの目標の設定 (4.3)



将来都市像の実現に向けて、都市づくりの課題を解決するための具体的な都市づくりの目標を、いくつかの類型に分けて設定します。

都市の拠点・軸の設定 (4.4)



都市づくりの目標に対して、拠点・軸を設定し、将来の都市構造の概念を整理します。

将来都市構造図の作成 (4.5)

拠点・軸を地図上に反映し、将来都市構造図として示します。

4.1 都市づくりの基本理念の設定

本市が今後も持続的に発展を続けて行くためには、人口減少・少子高齢社会の進展や市民の環境への意識の高まり、近年頻発する自然災害への対応など、社会経済情勢の大きな変化に対し果敢に立ち向うことが必要です。

また、老朽化したインフラや公共施設の更新に必要な費用が年々増加しており、限られた財源の中で、持続可能な都市経営の実現に向けたコンパクトなまちづくりが求められています。

そのためには、これまでに整理した「安全・安心のまちづくり」、「快適性・利便性のまちづくり」、「個性・魅力のまちづくり」の3つの都市づくりに関する主要課題への対応が重要になります。また、本市では、第2次大洲市総合計画の中で、「人・自然・まちきらめく」、「知行創造（知識と行動から創造する）」、「自立と協働」の3つをまちづくりの基本理念としています。

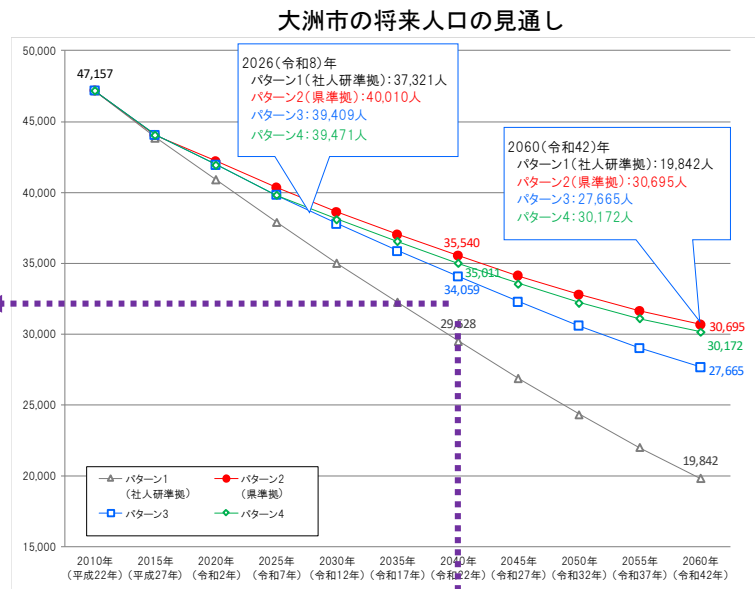
本都市計画マスタープランでは、これらのまちづくりの課題に丁寧に対応しつつ、本市のまちづくりの実現に向けて、「清流肱川が結ぶ豊かな自然・歴史の中で、市民一人一人が新たな創造を目指し、本市の魅力向上と地域経済の活性化を図るとともに、誰もが安全に安心して、快適に暮らせる、協働による自立した持続可能な都市づくりを進める」ことを基本理念とします。

そして、本都市計画マスタープランでは、本市を取り巻く様々な課題を解決するために、都市づくりの基本理念のもとで将来都市像を設定し、将来都市像の実現に向けた都市づくりの目標を設定します。

4.2 将来フレームの設定

都市計画マスタープランにおける将来フレームは、大洲市人口ビジョンとの整合を図り、36,000人と設定します。（目標年次は策定20年後の2040年）

36,000人



資料) 大洲市人口ビジョン／大洲市／平成 28 年 3 月

※ただし、この将来人口の実現には、人口ビジョンで示される以下の施策の推進が必要です。

- ・高い出生率を活かし、結婚・子育ての希望をかなえ、合計特殊出生率を向上させる。（2040年に合計特殊出生率 2.07 程度を目指す。）
- ・雇用の創出、安全な地域づくり等により、進学層やファミリー層等の転出を抑制し、就職やUターンによる転入を増大する。（転出超過の半減、転入・転出の均衡を目指す。）

4.3 将来都市像と都市づくりの目標の設定

(1) 将来都市像の設定

都市づくりの基本理念を、市民の皆様に理解されやすいように、将来の都市像として示します。将来都市像は、キーワードを基にキャッチフレーズとして示すことで、本市が目指す都市づくりを明確にします。

本計画の将来都市像は、上位計画の将来像と同じ方向を見据えながら、本市の特性や社会経済情勢の変化にも対応した基本理念に基づき、市民の求めるまちの実現を目指した都市づくりの目標となるように設定します。

【上位・関連計画の将来像等】

■大洲都市計画区域マスタープラン (大洲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

【将来像】

きらめくおおず～みんな輝く肱川流域のまち～

【まちづくりの方針】

1. JR 伊予大洲駅周辺部を核とした秩序ある土地利用形成
2. 各地域の交流・連携の促進と自然と調和した快適な生活を支える都市施設整備
3. 都市の魅力向上や良好な環境を形成する市街地整備等の都市基盤整備
4. 清流肱川等の自然や歴史的町並みの保全等歴史を感じ、都市と自然が共生する潤いのある都市空間の形成
5. 災害に強いまちづくりの推進



■第2次大洲市総合計画

(将来像)

きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～
(基本目標)

1. 活力きらめくまちづくり
2. 安心きらめくまちづくり
3. 文化きらめくまちづくり
4. 快適きらめくまちづくり
5. 自然きらめくまちづくり
6. 人々きらめくまちづくり

■大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(基本目標)

1. 安定した生活を家族・子どもと送る【ひと】
2. みんなが集い暮らす魅力的な地域となる【まち】
3. 安定した仕事を持ち、収入を得る【しごと】

(基本方針)

1. 地域資源を活かす
2. 協働・連携により取組む
3. 未来を描き、戦略を練る

■大洲市都市計画マスタープラン(旧計画)

(まちづくりのテーマ)

清流肱川が結ぶ山・川・海と歴史に包まれた快適活動都市 大洲

(まちづくりの方向)

1. 安全・安心のまちづくり
2. 快適に活動できるまちづくり
3. 地域の魅力を活かした個性あるまちづくり

大洲市の都市づくりの基本理念

清流肱川が結ぶ豊かな自然・歴史の中で、市民一人一人が新たな創造を目指し、本市の魅力向上と地域経済の活性化を図るとともに、誰もが安全に安心して、快適に暮らせる、協働による自立した持続可能な都市づくりを進めます。

基本理念から将来都市像のキーワードを抽出

大洲市の将来都市像のキーワード

「清流肱川」、「自然・歴史」、「新たな創造」、「魅力向上」
「地域経済の活性化」、「安全・安心・快適」、「自立・協働」、「持続可能」

キーワードを踏まえ将来都市像を設定

大洲市の将来都市像

清流肱川が結ぶ ひと・自然・まちがきらめく 魅力創造都市 大洲

(2) 都市づくりの目標の設定

将来都市像の実現に向けて、これまでに抽出した課題を解決するための具体的な都市づくりの目標の設定を行います。

都市づくりの基本理念は、大洲市の将来に向けた都市づくりの基本的な考え方となりますが、都市づくりの目標は、基本理念の考え方を踏まえた上で、大洲市の将来都市像の実現に向け、市民の皆様が共感し、協働のまちづくりを進めていくために定めます。

①安全・安心のまちづくり

⇒災害に強く、安全に安心して暮らすことのできる都市づくり

②快適性・利便性のまちづくり

⇒快適で住みやすい、豊かな住環境の形成を目指す都市づくり



③個性・魅力のまちづくり

⇒歴史・文化に囲まれた、個性豊かな魅力あふれる都市づくり





4.4 都市の拠点・軸の設定

都市づくりの基本理念を受けて、将来フレームを実現するための都市構造として、4つの「拠点」、拠点を結ぶ線的な要素として4つの「軸」を明確にし、各拠点の強化や連携を図り、都市活動が盛んな競争力のある都市の構築を目指します。

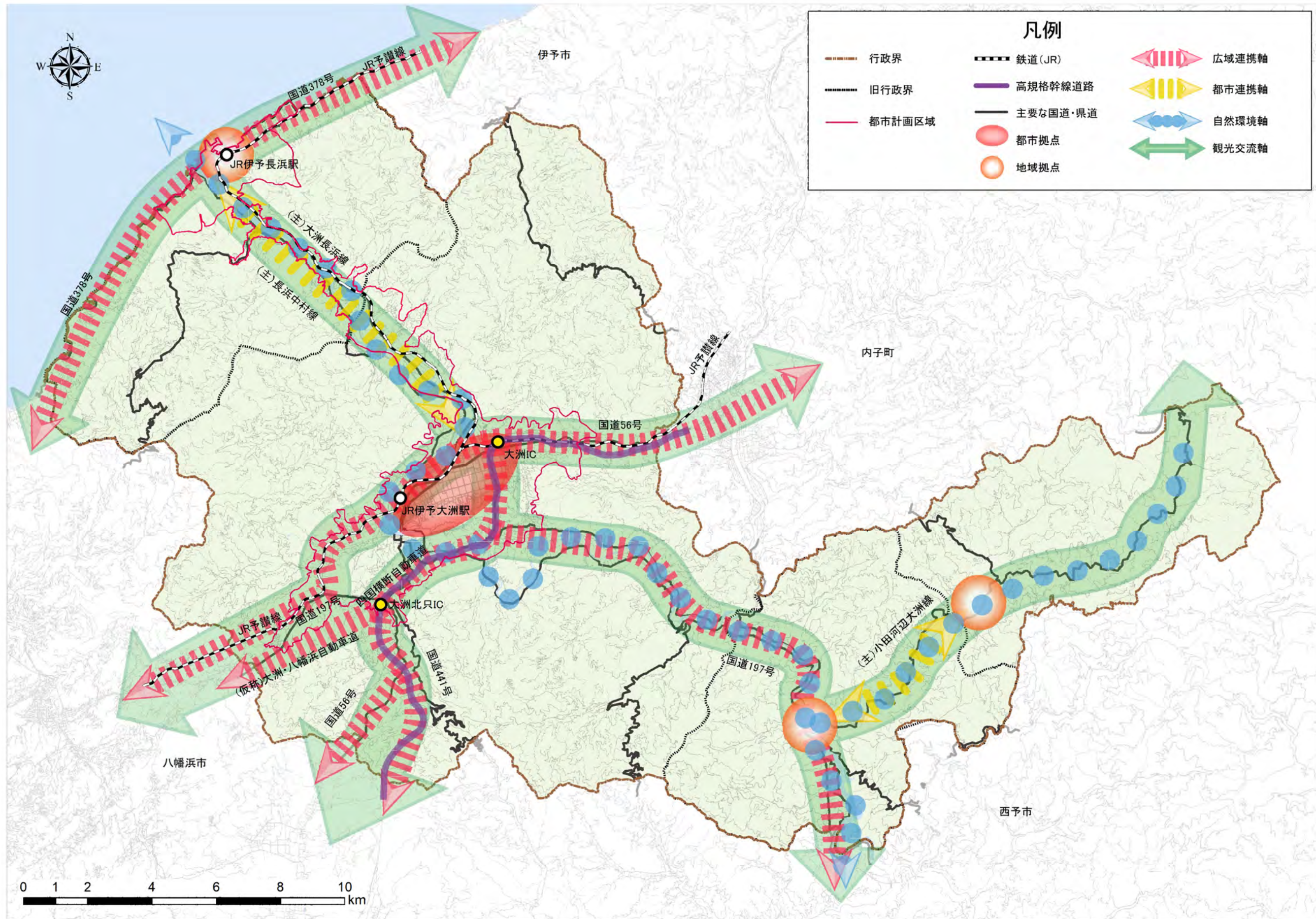
【拠点】

1	都市拠点 	大洲周辺拠点	大洲市役所から大洲インターチェンジまでの市街地一帯は、本市の中心地として、行政、商業、観光等の機能を配置し、その機能充実を図るための都市拠点とします。
2	地域拠点	長浜地域拠点	長浜支所を中心に、行政機能や日常的な商業、生活環境の維持向上を図るための地域拠点とします。
3	地域拠点 	肱川地域拠点	肱川支所を中心に、行政機能や道の駅「清流の里ひじかわ」の活性化等による日常的な商業、生活環境の維持向上を図るための地域拠点とします。
4		河辺地域拠点	河辺支所を中心に、行政機能や日常的な商業、生活環境の維持向上を図るための地域拠点とします。

【軸】

1	広域連携軸 	JR 予讃線 高規格幹線道路 国道 56 号 国道 197 号 国道 378 号 国道 441 号	本市の主要な公共交通機関である JR 予讃線と、高規格幹線道路や国道などの他都市との広域的な連絡道路を広域連携軸とします。
2	都市連携軸 	主要地方道大洲長浜線 主要地方道長浜中村線 主要地方道小田河辺大洲線	広域連携軸以外で都市の骨格を形成する路線として、各地域の主要地方道を都市連携軸とします。
3	自然連携軸 	肱川等の主要な河川	生活に潤いを運んでくれるものとして、都市内に流れる清流肱川などの主要な河川を自然環境軸とします。
4	観光交流軸 	広域連携軸 都市連携軸	観光客の誘導や地域間交流のための重要な路線として、広域連携軸・都市連携軸を観光交流軸とします。

4.5 将来都市構造図



第5章 分野別のまちづくりの方針

5.1 土地利用の方針

基本的な考え方

人口減少や社会情勢の変化等を踏まえ、市街地の適正な規模を維持しながら、住宅地や商業地、工業地など、適切な土地利用の実現を図ります。このため、本市における土地利用は、関係法令や関連計画との整合を図りながら、総合的な土地利用を進めます。

また、大洲都市計画区域マスタープランにおける、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めないこととする方針を踏まえ、既成市街地及び将来市街地における用途地域などの活用により、バランスの取れた適切な土地利用の調整を行い、都市機能の拡散を抑えた効率的な市街地の形成に努めます。さらに、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方にに基づき、公共交通等により移動しやすい都市・生活拠点地域に、居住機能や医療・福祉、教育文化、商業等都市機能を集積した集約型都市構造を構築することにより、コンパクトなまちづくりを推進します。

(1) 土地利用の配置方針

現在、用途地域及び地区計画が定められている地区においては、その制限に基づいた適正な土地利用を図ります。

肱北地区南部、肱南地区南部及び徳森団地一帯の住宅市街地においては、低層戸建住宅を主体とした「低層住宅地」とします。

東大洲地区西部及び徳森地区南部の住宅市街地においては、低層住宅を主体としつつ中層住宅が共存する「低中層住宅地」とします。

それ以外の住宅市街地においては、一定の生活関連施設の立地を認める「一般住宅地」とします。

肱北地区のJR伊予大洲駅周辺から肱南地区に至る商業地については、本市の中心市街地を形成する「都市拠点商業地」とします。

大洲インターチェンジ付近の国道56号沿道の商業地については、地方拠点都市の一翼を担う「新都市拠点商業地」とします。

既存の商業集積及び商店街を形成している長浜本町商店街付近については、地域住民の日常生活の中心となる「生活拠点商業地」とします。

肱南地区の都市拠点商業地につながる東西の商業地及び新谷地区の商業地については、地域住民サービスを中心とした「近隣商業地」とします。

国道56号を中心とする幹線道路沿道については、自動車交通を対象とした「沿道商業地」と

します。

東大洲地区の国道 56 号南側の大規模工場地及び晴海・拓海工業団地については、雇用を促進するとともに地域活力を生み出す「生産型工業地」とします。

J R伊予長浜駅周辺の国道 378 号付近など、工業系施設や住宅との混在がみられる工業地については、地場産業を活性化する「一般工業地」とします。

(2) 市街地の土地利用の方針

1) 住宅地

① 低層住宅地

低層住宅地については、建築制限の適正化により良好な住環境の保全を図るほか、道路、公園等の基盤が未整備な地域においては、面的な都市基盤整備の充実などにより、良好な住環境の保全・形成を図ります。

特に、肱北地区南部や肱南地区南部の住宅市街地及び徳森団地一帯については、低層住宅地として、都市基盤整備や各種都市機能の充実による、戸建てを中心とした良好な住環境の維持形成を図ります。

② 低中層住宅地

低中層住宅地については、低層住宅を主としつつも地区計画などの活用により、高度化や無秩序な混在を抑制し、低層と中層の適切な共存を図ります。

特に、東大洲地区西部及び徳森地区南部の住宅市街地については、第二種中高層住居専用地域として、低中層住宅が主体となるなか、中高層住宅が共存する良好な住環境の維持形成を図ります。

③ 一般住宅地

一般住宅地については、一定の商業系や工業系の土地利用との混在を認める住宅地としますが、極力土地利用の純化を推進しつつ、異なる用途と調和の取れた住宅地としての環境の維持改善を図ります。

なお、東若宮地区については、宅地や公共施設の整備等により、新都市拠点の利便性が享受できるよう、有効に活用します。

特に、肱南・肱北地区、新谷地区の商業地周辺の市街地については、一般住宅地として、既存の工業系施設と調和した、利便性の高い良好な住環境の維持改善を図ります。ただし、住居系と工業系の土地利用の混在を解消するため、長期的には工業系施設の東大洲の工業地への移転を誘導し、住宅地としての用途の純化を図ります。

徳森地区の住宅市街地についても、一般住宅地として、既存施設と調和のとれた良好な住環境の維持改善を図ります。

長浜地区や沖浦地区等の既成住宅市街地については、一定の生活関連施設の立地を許容する一般住宅地として、その住環境の維持形成を図ります。また、J R伊予長浜駅周辺の住宅と工業施設等の混在地については、将来的な土地利用の純化を目指し、住環境に影響

を及ぼす工業施設は積極的に工業地へ再配置するなど、住環境の改善を図ります。

長浜地域の国道 378 号沿道及び主要地方道大洲長浜線沿道でまとまった土地利用が可能な地区については、交通量の増加に伴う沿道サービス施設の立地を認めていくこととし、住環境と沿道利用環境の調和した一般住宅地として、その住環境の維持形成を図ります。

2) 商業地

① 都市拠点商業地

JR伊予大洲駅周辺から肱南地区に至る都市拠点商業地については、市民生活や観光産業を支える本市のにぎわいある都市拠点商業地として、土地の有効利用や高度化、消費者ニーズにあったサービスの充実などによる地域特性に応じた商業機能の誘致や既存商業の維持に努め、商業集積地の魅力の向上を図ります。また、界限性の向上や、歴史あるまちなみの歩行動線をつくり、回遊性を高めたりすることにより、市民サービスと観光・業務施設等への来訪者サービスの充実を図ります。併せて、都市基盤整備の充実による利便性や回遊性、快適性の向上を図るなど、市街地の整備改善と併せた商業の活性化の取組みを推進し、都市拠点の利便性を享受できる住宅の立地についても誘導します。

ただし、景観形成を図る地区については、住民の合意形成のもと、適正な建築制限などを検討します。

② 新都市拠点商業地

大洲インターチェンジ付近及び東大洲地区の国道 56 号沿道の新都市拠点商業地については、地方拠点都市の一翼を担う商業地として、都市基盤整備の推進と併せた都市アミューズメント機能、市民サービスにも配慮した流通機能、農林業活性化支援機能、地場産業支援機能等、他の商業地と競合しない業種の誘導により、新都市拠点商業地としての機能の充実を図ります。

③ 生活拠点商業地

長浜本町商店街付近の生活拠点商業地については、地域住民の日常生活の中心となる商業地として、各種基盤施設の整備と土地の有効利用、高度化等を推進し、その利便性向上とにぎわいある商業・業務・観光及び各種都市的機能の充実を図ります。また、生活拠点の利便性を享受できる住宅の立地についても誘導します。

④ 近隣商業地

肱南地区、新谷地区及び肱北地区の国道 56 号周辺に広がる都市拠点商業地以外の市街地については、地域住民サービスのための近隣商業地として、商業機能の充実を図ります。

⑤ 沿道商業地

国道 56 号を中心とする幹線道路沿道については、沿道商業地として、既存の路線型の商業・業務施設を中心に、多様なアミューズメント機能を適正に誘導しつつ、商業機能の充実を図ることとし、計画的な用途地域の指定と状況に応じた面的整備等の都市基盤整備を図ります。また、背後の住宅地の環境を守る緩衝帯としての機能も持つよう、敷地内緑化などを促進します。

3) 工業地

① 生産型工業地

長浜地域の臨海工業団地や東大洲地区の国道 56 号南側の大規模工場地については、遊休地の有効活用と企業誘致・留置を推進します。

東大洲地区の国道 56 号南側の大規模工場地は、交通結節点のメリットを最大限に活用した業種の企業誘致・留置を図りつつ、公害を防止し周辺地域と共存するための用途の純化を図ります。

晴海地区及び拓海地区については、生産型工業地として港湾と連携した一層の生産環境の機能強化を図るとともに、周辺環境との調和及び景観面への配慮を図ります。

② 一般工業地

一般県道菅田五郎停車場線沿道及びJR伊予長浜駅周辺の国道 378 号付近等、工業系施設や住宅との混在がみられる市街地については、周辺環境と調和した一般工業地として、特に住環境に十分配慮した利用を図ります。



臨海工業団地

4) その他

長浜町第三次開発事業基本計画の見直しを図るとともに、県と連携した事業を進め、長浜港の機能強化を図ります。また、長浜港周辺の都市機能や交通施設を充実・強化します。

住宅と工場が混在している地区については、地震時等には大規模な火災の発生や、有害物質の飛散により、住宅の利用が長期間にわたり困難となる状況が予測されるため、用途地域と併せて地区計画制度を活用し、住工分離を推進します。

平成30年7月豪雨災害により、多くの事業者が被災しました。事業者の中には治水安全度の高い土地への移転を希望する事業者があります。また、激特事業の堤防整備により移転せざるを得ない事業所も治水安全度の高い移転地を求めています。そのため、事業所の移転地として、富士地区の遊休農用地の工業団地化を検討していきます。

5) 用途地域の見直し

既決定の用途地域については、今後の土地利用の動向を踏まえて、適宜、見直しを行い、適正かつ合理的な土地利用の実現を図ります。

長浜町第三次開発事業基本計画の見直しを図るとともに、地域の中核的な拠点としての都市機能の整備と港湾施設の整備を図り、適正かつ合理的な土地利用を見込んだ用途地域の見直しを検討します。

なお、公共施設等総合管理計画等との連携を図りながら、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定し、将来の都市像を考慮しつつ適正な土地利用を図るため、必要に応じて、用途地域の見直しを検討します。用途地域未指定の地域については、土地利用の変化や都市機能の適正配置のため、必要に応じて、農業振興地域整備計画等との調整を図りながら、その指定を検討します。また、指定に際しては、良好な環境の維持形成が図られるよう地区計画等の活用も検討します。

また、洪水や津波による浸水の危険性が低い地域へ住宅地を誘導するよう、適切な用途地域の設定を検討します。

さらに、都市拠点商業地では、火災発生時に大規模な被害が発生することが予想されることから、燃えにくい構造への転換を進めるため、防火地域や準防火地域の指定を検討します。

(3) 市街地以外の土地利用の方針

1) 農地・集落地

盆地や山地部等の優良な農地については、大切な食糧生産の場であり、都市的土地利用と農業的土地利用の健全な調和の観点から、農業振興地域整備計画の活用等、適正な土地利用規制によりまとまった優良農地の保全を図ります。

効果的・効率的な農政の推進に向けて、現状を把握し、各地域の実態に即した農業振興地域整備計画をはじめ、各種計画の見直しと一元化を図り、都市的土地利用との調整を行いながら、優良農地の確保に努めます。

また、空き家等を有効活用した地域振興や地域間交流を促進するための整備優遇措置等を検討するとともに、定住環境の整備を推進しながら、集落周辺の自然的環境の保全、農業用排水路の清掃や花いっぱい運動、農業用廃プラスチックの適正処理、農業集落排水施設の適切な維持管理と浄化槽の設置促進など、農業と連携した観光振興、農村景観の保全と活用などに努めるとともに、農村集落での住環境整備を図り、地域住民が誇りを持って暮らせる、美しい、快適・安全な農村環境づくりを促進します。農山漁村集落の計画的な整備や防災対策の充実に努めるとともに、長浜・肱川・河辺の地域拠点における行政機能の維持や適切な見直しを図ります。

2) 森林等自然地

市街地を取り囲む森林及び清流肱川等の水辺空間は、水源かん養、山地災害の防止、生物の生息環境の保全などのために、「地域森林計画」に基づき、林地の無秩序な開発を抑制し、その機能の保全、活用を図ります。

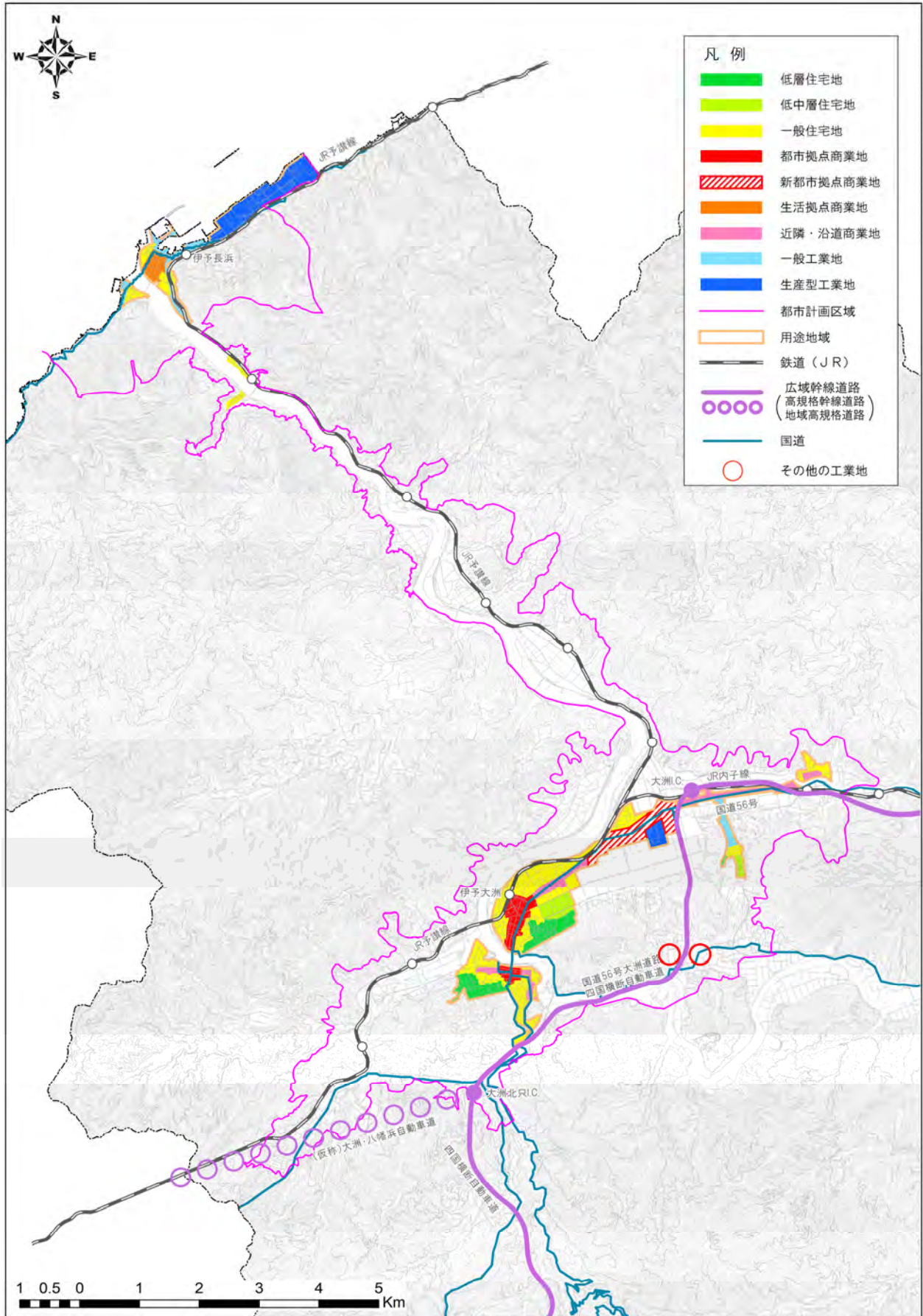
木材等生産機能や公益的機能の維持増進に努めるとともに、本市の特産品である「乾しいたけ」や「乾たけのこ」の生産の場として、適切な森林環境保全を図ります。

また、アウトドアやレクリエーションの場としての活用など、森林の持つ多面的機能の活用を図ります。

肱川とその支流や鹿野川湖の水辺、伊予灘の沿岸においては、自然環境や景観の保全と、防災機能の向上を図ります。

また、肱川やその周辺地域を活用したレクリエーション機能の向上、「肱川あらし」を活用した地域振興など、肱川を中心として、各地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。

<土地利用方針図>



5.2 都市施設整備の方針

(1) 道路・交通施設整備

基本的な考え方

道路施設については、都市と農村の均衡のとれた発展をめざし、緊急車輛の通行可能な道路整備など、市民のニーズにあった生活道路網の計画的な整備と適切な維持管理を行います。

また、道路の計画にあたっては、景観・緑化など環境に配慮した道路空間の形成に努めるとともに、道路の整備にあたっては、「愛媛道ビジョン」等の長期計画に基づき、「重点化」や「効率化」、「連携・協働」を柱として、道路ネットワークの形成を推進します。

市街地を通る広域幹線道路、都市内幹線道路及びその他の幹線道路については、歩道や交通安全施設の整備を図り、安全な歩行者空間をつくります。また、通勤・通学などによく利用されている道路を中心に、フラワーロードやポケットパーク※などを設置するなど、潤いと安らぎのある道路づくりを進めるとともに、高齢者や障がい者にやさしい道づくりを推進します。

さらに、肱川沿いの公園をはじめ、緑地、史跡などを回遊できる、景観に配慮した道路の整備を進めます。

一方、アドプト制度（公共施設里親制度）※など、地域に密着した道路管理の手法を検討し、地域住民と協働で、快適な道路環境の維持管理に努めます。

都市計画施設としては、都市計画道路11路線、交通広場1箇所を計画決定していますが、未整備路線については都市全体の交通ネットワークを再検討したうえで必要に応じて路線の見直しを行い、効果的な整備推進を図ります。また、道路等の公共空間、既設電柱を活用し、光ファイバー網等高度情報通信ネットワークの形成を検討します。

これらの道路については、自動車交通の方針として、3種類（広域・都市内・その他）の幹線道路の方針を示した後、道路の有する機能別に3種類（災害に強い道路・歩行者ネットワーク・駅前広場）の道路の方針を示し、最後に、都市計画決定している都市計画道路の方針を示すこととします。

公共交通機関については、自動車交通を中心としつつも、移動手段の選択肢を広げるため、住民及び事業者等が自動車の移動に加えて、徒歩や自転車及び公共交通による円滑な移動が確保できる交通ネットワークの形成を図るとともに、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向け、地域公共交通網形成計画を踏まえ、鉄道、路線バス、コミュニティバス及びデマンドタクシー等の組み合わせによる公共交通ネットワークの形成と利用促進を図ります。また、海上交通との結節点である港湾施設や人が集まる場所での駐車場などの利用環境の向上を図ります。

※ポケットパーク：道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチなどを置くなどして作った小さな公園のこと。

※アドプト制度：行政と住民が協働で進める、清掃活動等をベースとした美化プログラムで、行政と住民が協力し合いながら実施するボランティア活動のこと。住民が清掃美化を行い、その活動を行政が支援する。

1) 道路

① 広域幹線道路

広域的な交通処理を円滑に行うため、高規格幹線道路である四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、大洲道路及び地域高規格道路である大洲・八幡浜自動車道（整備中）を広域道路ネットワークの根幹となる路線と位置づけ、これら路線の有効活用・機能強化を図ります。

また、本市と四国各方面を結ぶ国道 56 号、197 号、378 号及び 441 号を、地域間交通をより円滑に処理するための路線と位置づけ、これを維持するとともに、東大洲地区の国道 56 号については、渋滞解消のために国と検討を進めます。

このように、本市を東西方向及び南北方向に伸びる幹線道路網の機能を強化することにより、本市各地域がより広域に開かれるための骨格となる道路網を形成します。

② 都市内幹線道路

都市活動をより効率的なものとすることを目指し、緊急輸送道路ネットワークの構築も考慮した道路ネットワークを確立するため、広域交流の骨格となる広域幹線道路網に加え、主要地方道、一般県道及び市道からなる幹線道路網の充実を図ります。

また、道路改良にあたっては災害時の緊急車両の通行を考慮した道路幅員の確保を図るなど、安全で良好な生活の基盤となる道路網を形成します。

主要地方道大洲長浜線、主要地方道長浜中村線を、道路ネットワークの骨格となる重要路線と位置づけ、広幅員化等その機能強化を図ります。また、清流肱川の河口には、現役で動く道路可動橋として日本最古を誇る長浜大橋が架橋されています。平成 26 年に国の重要文化財に指定されるなど、近代土木遺産という観点からも、非常に貴重な橋であり、これを大切に保全するとともに、観光資源としてその魅力を高める景観づくりに努めます。

③ その他の幹線道路

若宮東大洲線等の都市計画道路と、市道東大洲 11 号線等の幹線市道を、その他の幹線道路として位置づけ、街路樹や歩道舗装など景観に配慮した安全な歩行者空間の整備、改善を図ります。

また、その他都市計画区域内交通に対しては、地域のまちづくり団体と連携した、大洲肱南インターチェンジから市内中心部へのアクセス性の向上(国道 441 号等)を図るため、都市計画道路網の再編の検討も視野に入れながら、土地利用計画にあわせて適切に配置、位置づけ、市街地開発との整合に配慮し効率的に整備を推進します。この他、身近な道路整備の充実を目指し、道路や橋梁の計画的な整備、適切な維持管理、長寿命化に努め、地域密着型の道路管理手法の検討や、周辺景観と調和した道路整備を促進します。

④ 災害に強い道路

一級河川肱川水系の洪水時には、災害時の主要な救援・避難ルートとなる大洲道路への乗り入れが道路の水没により不可能となる場合があることから、大洲インターチェンジにつながる国道 56 号及び大洲富士インターチェンジにつながる国道 197 号の大洲道路との交差付近を、特に「災害に強い道路」として位置づけ、整備・改善を促進します。

この他、各地区内においても、災害時に避難路、緊急輸送道路または延焼防止空間とな

る道路・街路の整備を推進します。

⑤ 歩行者ネットワーク

各地域内の連携を考慮しつつ、日常生活において自動車に過度に依存しない低炭素型の都市構造やライフスタイルを構築するため、市内に点在する公益的施設や歴史・文化施設及び商業地内を回遊することのできる安全な自転車・歩行者空間のネットワークを確立します。

自転車・歩行者空間については、高齢者、障がい者等誰もが安全で安心して暮らせる生活環境を整えるため、ユニバーサルデザインの導入を推進するとともに、観光案内板を見直すなど、景観にも配慮した観光客等の来訪者に対してもわかりやすく快適に散策・回遊できる空間を形成します。

また、本市はウォーカブル推進都市として、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指しています。今後、公共空間を人中心のウォーカブルな空間に転換すべきまちなかの区域の検討、事業化を図ります。

⑥ 駅前広場

JR伊予大洲駅前広場については、バスの乗り入れやタクシー及びキッス・アンド・ライド[※]等に対する利便性の向上に努め、交通結節点としての機能を強化します。

JR伊予長浜駅等その他の駅についても、人々の集散・交流の場として、広場の整備や周辺的环境美化等を検討します。

⑦ 都市計画道路網の見直し

既決定の都市計画道路網については、将来の市街地のあり方や整備効果を踏まえ、「都市計画道路の見直し方針」に基づき、長期未着手道路の廃止・変更などの検討を行うとともに、未整備路線の早期事業化を図ります。



大洲インターチェンジ周辺

※キッス・アンド・ライド：運転ができる家族の一人が、通勤・通学する家族を車で、最寄りの駅まで送り迎えすること。

2) 公共交通機関

① 鉄道

J R予讃線及びJ R内子線については、住民や観光客等の来訪者にとって主要な公共交通手段として、一定便数の確保に努めるとともに、各種交通機関との乗り継ぎ強化等による利便性の向上を図ります。

また、将来の四国における鉄道高速化に対応した施設の充実を図るなど、在来線の施設整備について検討します。

J R伊予大洲駅やJ R伊予長浜駅等の主要な鉄道駅については、鉄道駅が有する地域拠点機能及び交通結節点機能の向上のため、周辺市街地や駅前広場等の整備拡充を進め、利便性の向上と利用促進を図るとともに、J R伊予大洲駅においては、歴史あるまちなみへつながる歩行動線をつくり誘客機能の向上を図ります。

鉄道利用を促進するため、通常の列車運行やイベント列車の増便を促進するほか、他の交通機関との乗り継ぎ強化、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した駅舎等関連施設の整備、改善を促進します。

② バス

路線バスや高速長距離バスについては、定時性の確保や各種交通機関との乗り継ぎ強化、路線の維持活性化に努めるとともに、市内におけるバス交通の円滑化を図るため、バスターミナル等の交通施設の充実を図ります。

バスの運行にあたっては、中心部、幹線及び支線がそれぞれの役割を担い、円滑な乗継等の相互連携を強化するとともに、高齢者や障がい者に配慮したノンステップバスやデマンドバスの導入を促進します。

また、各地域内を運行する支線については、自治会等との連携・協働により、実情を踏まえた整備・見直しを進めるとともに、適正なサービス水準や公平な行政負担の仕組みづくりを行い、持続可能な交通体系の構築を目指します。

③ 海上交通

長浜港を発着する離島航路については、青島の島民の生活に必要な不可欠な交通手段として、維持を図ります。

④ 複合的な公共交通

自動運転技術の進展や、MaaS※による新たな移動の概念が提唱されるなど、将来の暮らしは大きく変わることが予測されています。山間地域等、地域を限定した上で、全国的な実証実験等の事例を参照しながら、持続可能なサービスの提供を検討します。

※MaaS：Mobility as a Service（マース）は、ICTを活用して交通をクラウド化し、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな移動の概念のこと。

3) 駐車施設

駐車施設については、JRの各駅前や商業地などの利便性の高い場所において、駐車需要に応じた施設の確保に努め、利用サービスの向上を図ります。特に、JR伊予大洲駅前においては鉄道の利用促進に向けて、既存駐車場の有効活用も含めたパーク・アンド・ライド※の導入について促進します。

都市拠点商業地においては、将来の駐車需要に応じた駐車施設の確保に努め、その適切な配置により利用サービスの向上を図ります。

歴史的まちなみの中にある道路や駐車場等については、景観に配慮した整備を図ります。

4) 港湾施設

地方港湾長浜港については、海上交通の拠点として、また広域的な物流及び交通拠点として、物流機能の効率化を目指した荷役に関連する荷さばき所や集積場などの港湾関連施設の充実に努めます。

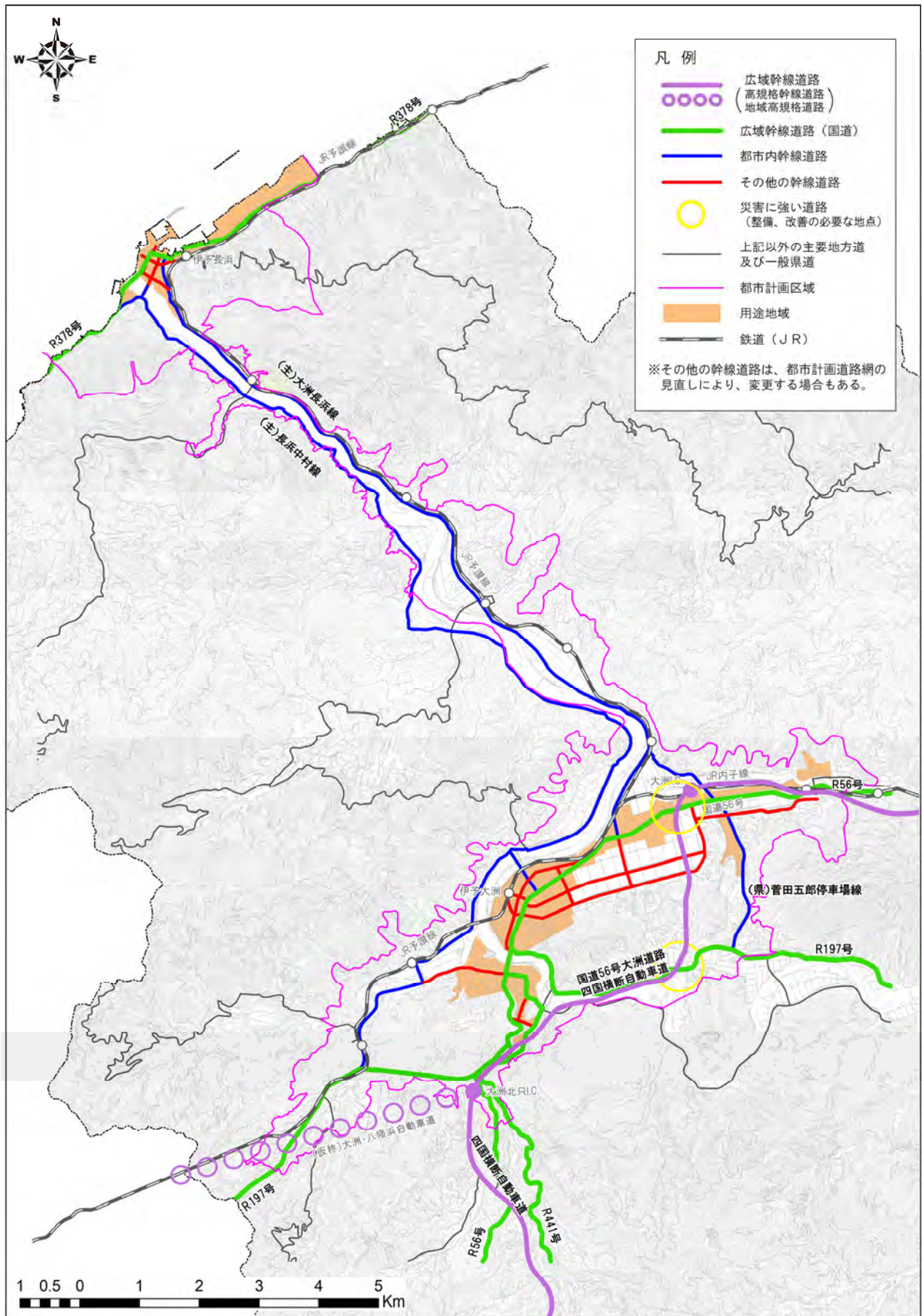
また、長浜町第三次開発事業基本計画の見直しを図るとともに、長浜地域の中核的な拠点としての都市機能の整備と港湾施設の整備を図ります。



JR予讃線

※パーク・アンド・ライド：出発地からは自動車を利用し、途中で電車やバスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地まで移動すること。都市の中心部や観光地の交通混雑を緩和するために行われる。

<交通体系整備方針図>



(2) 公園・緑地整備

基本的な考え方

公園・緑地については、レクリエーション、災害時の避難、環境の保全、景観の向上及び緑道のための公共空地として、今後も整備及び維持管理の充実を図ることとし、子供の遊び場、世代間・地域間交流の場など様々な利用を想定した計画的な整備を進めていきます。

また、公園・緑地の新設や再整備にあたっては、計画段階からの市民参画などによる利用者ニーズにあった施設の創出に努めます。

一方、既存公園の施設・設備の適正管理については、Park-PFI[※]などの導入を検討するとともに、河川や道路で結び付けることにより、身近に自然を感じながら回遊できる水と緑のネットワークの形成を図ります。

1) 公園

都市計画公園は、10箇所あり、すべて開設しています。施設の老朽化や市民ニーズの多様化により、バリアフリーやユニバーサルデザイン、市民の健康増進などに配慮した施設の再整備に努めるとともに、未整備区域の整備を推進します。

このほか、住宅開発などと並行して、市民の身近な憩いの場として、公園などの整備を進めます。

① 都市基幹公園

富士山公園及び大洲総合運動公園は、市民全般を対象とし、住民の余暇の増大、多様化するスポーツ・レクリエーション需要に対応する公園として、また、広域的な利用にも配慮した施設の再整備や未整備箇所の整備を推進します。

特に、大洲総合運動公園については、スポーツを通じた市民の一体感の醸成と、圏域におけるえひめ国体 2017 のレガシーを継承していく交流の場として、テニスコート等の施設の再整備を推進します。併せて、国立大洲青少年交流の家を結ぶ道路整備を推進します。

② 住区基幹公園

都市住民の日常的なスポーツ・レクリエーション活動の需要に対応する、住区基幹公園として、新谷公園、森林公園、城山公園、稻荷山公園、住吉公園及び徳森児童公園を位置づけ、それぞれのニーズに応じた施設の再整備や未整備箇所の整備推進を図ります。

※Park-PFI 制度：平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

特に、本市のシンボルである大洲城天守閣を中心とした城山公園は、歴史的文化的風土を継承し、景観に配慮した観光振興の拠点として、機能の充実や計画的な整備を推進します。

また、市民の憩い・安らぎや交流の場として、市内の主要な既存公園の施設・設備の長寿命化及び計画的な更新を図ります。

③ その他の公園

祇園公園、徳森公園、フラワーパークおおず、白滝公園、晴海ふれあいパーク、沖浦公園及び小浦りバーサイドスポーツパーク等については、必要に応じて、都市公園に準じた公園として適切な維持管理に努めます。

このほか、市街地内においては、高齢者の休憩や子供の遊び場として、安らぎや憩いの場となる街区公園やポケットパークの創出に努めます。また、配置にあたっては、安全な歩行者空間によるネットワーク化を図ります。

2) 緑地

① 肱川緑地

本市を貫流する清流肱川の水辺空間は、本市における公園・緑地の軸であり、特に肱川緑地については、都市の自然的環境の保全や景観形成、スポーツ・レクリエーションなど様々な機能を有する都市緑地として、適切な維持管理に努めます。

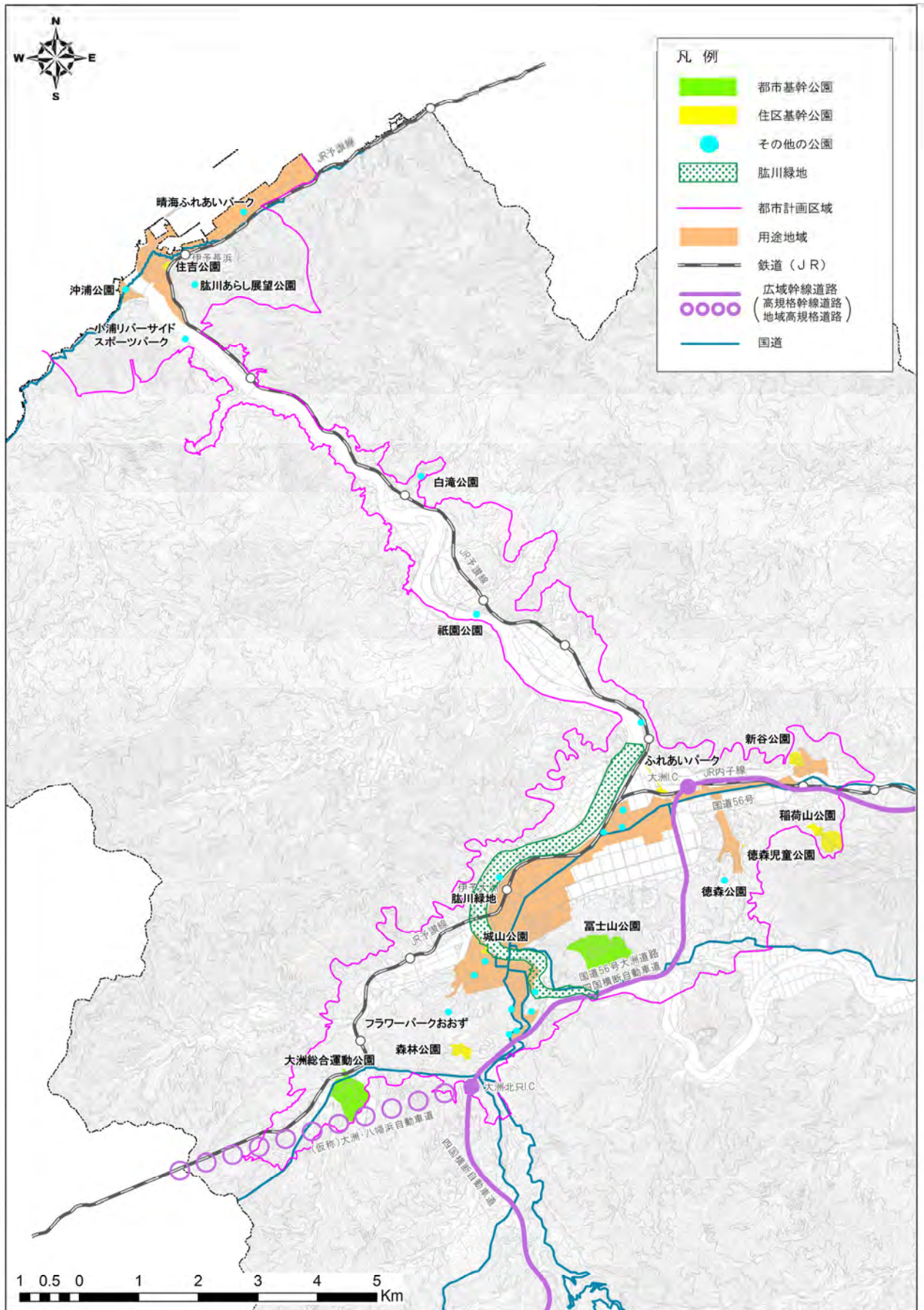
② その他の緑地

市街地内においては、民有地への緑化を積極的に推進することにより、市街地全体の面的な緑被率を高め、うるおいのある市街地を創出します。



城山公園

<公園・緑地整備方針図>



(3) 下水道・河川整備

基本的な考え方

下水道については、快適でうるおいのある生活環境の実現と河川等公共用水域の水質保全、特に清流肱川の恵まれた自然的環境を保全するため、用途地域内の肱南、肱北処理区において、公共下水道の整備を推進します。また、用途地域外においては地域の実情に即した効率的な処理方法で整備推進を図ります。さらに、近年多発している局地的な集中豪雨に対処するため、雨水対策を推進するとともに、ストックマネジメント手法を踏まえた、計画的かつ効率的な下水道施設の管理と改築・更新を図ります。

河川については、戦後最大の降雨を記録した平成30年7月豪雨時と同規模の洪水を安全に流下させるため、自然的環境に配慮しながら、堤防の整備や河道掘削等の治水対策を積極的に推進します。

また、市民が主体的に河川の清掃活動や水辺環境・景観の保全・活用などに取組めるよう、アドプト制度の導入など、河川ボランティア活動の促進を図ります。

1) 下水道

「大洲市生活排水処理基本計画」に基づき、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽などの排水対策の充実と効率化を図ります。

また、「大洲市公共下水道全体計画」に基づき、水洗化の普及と未整備地区の解消に向けて、計画的な整備促進に努めます。

雨水排除対策については、過去に浸水被害のあった地区を中心に、施設の適切な維持管理により、浸水の未然防止に努めます。また、雨水ポンプ場等排水設備の整備にあたっては、計画的な改築・更新を推進します。

一方、八多喜地区の農業集落排水施設の適切な維持管理にも努め、公共下水道の計画区域と農業集落排水処理区域を除く市内全域を対象として、浄化槽設置整備事業を推進します。

2) 河川

① 安全のための河川整備

一級河川肱川水系においては、「肱川水系河川整備計画」、「肱川緊急治水対策」に基づき、「安全安心の確保」、「清流の復活」、「地域の風土と調和を図った河川整備」を河川整備の基本理念として、国・県と連携しながら築堤、河道掘削、山鳥坂ダムの建設、内水対策施設等を促進するとともに、日常の河川管理、維持に努めます。

さらに、河川整備にあたっては、浸水対策に加え、大規模な地震や津波の襲来に備え、堤防の強化を促進するとともに、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、洪水浸水想定区域の周知を図るなど、ソフト対策とハード対策を一体的・計画的に推進し、水防災意識社会構築のため、総合的な治水対策を推進します。

② 親水のための河川整備

肱川かわまちづくり計画に基づき、肱川とともに歩んできた歴史、文化、伝統を活かしながら、将来にわたって活力ある地域づくりを進めるため、「水郷文化とともに育ち続けるかわまちづくり」を基本理念とし、肱川と大洲の持つ魅力を最大限に活用し、安全、安心に配慮しながら、市民と行政が一体となりかわまちづくりを進めます。

また、住民に親しまれる水辺空間を創出するため、河川環境の保全と活用を図ります。

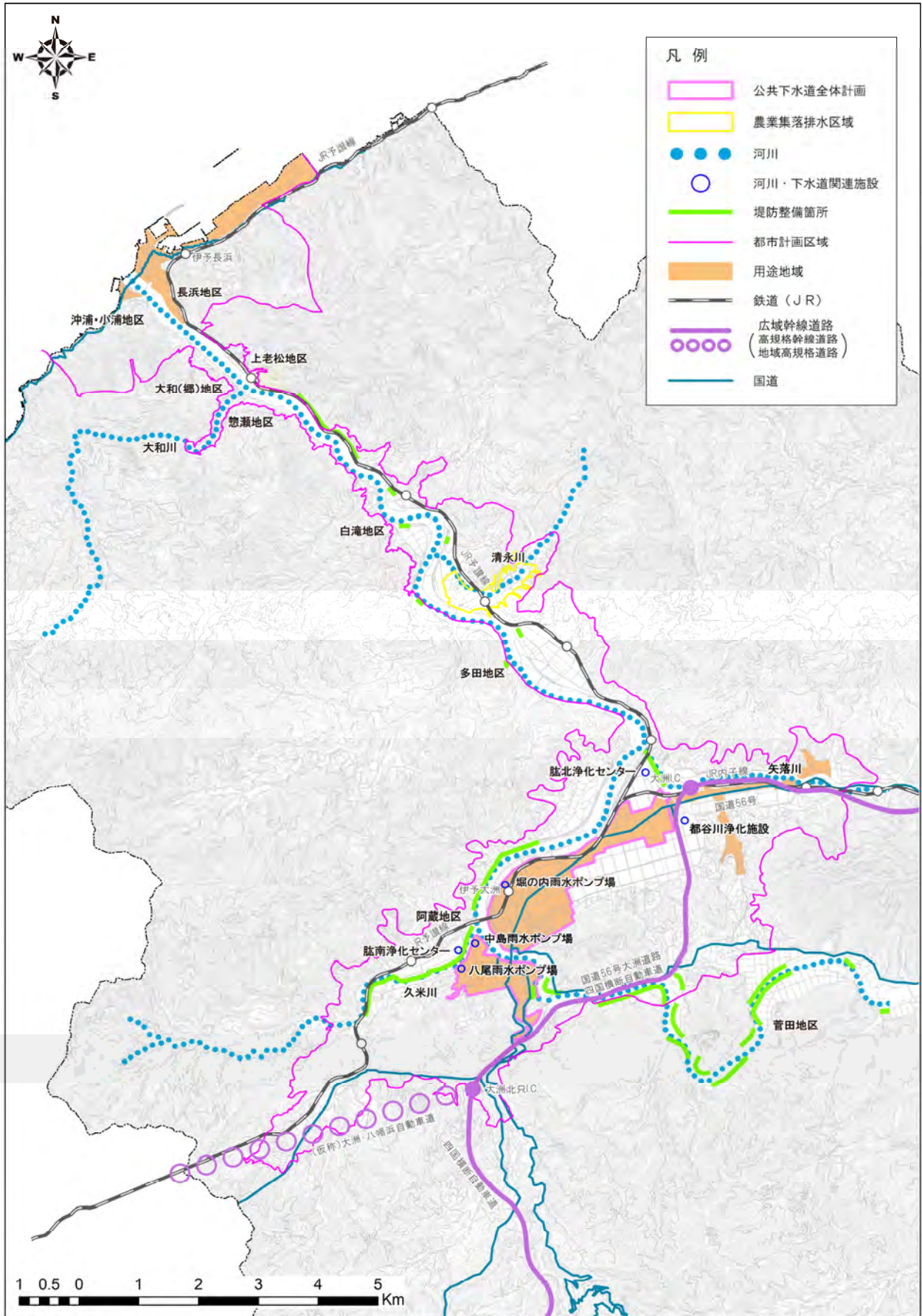
都市における貴重な自然的環境として景観形成やレクリエーションにも資するため、多自然型の川づくりによる水質浄化やビオトープ[※]の形成など河川環境の整備・保全に努めるほか、誰もが安全に利用でき、河川を身近に感じることのできる親水空間の整備を促進します。



肱川

※ビオトープ：動物や植物が恒常的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間のこと。

<下水道及び河川整備方針図>



(4) その他の都市施設整備

基本的な考え方

市民の健康で文化的な都市生活環境の向上のために必要な供給処理施設、医療・社会福祉施設、教育文化施設及びその他の都市施設については、既存施設の有効利用に努めるとともに、施設の集約、更新を進めます。また、情報通信技術（ICT）の活用やユニバーサルデザインの導入など、時代の要請に対応した施設の機能充実に努めます。さらに、公的不動産（PRE）の有効活用に取り組むとともに、民間との連携による施設の更新や維持管理についても検討します。

1) 供給処理施設

ごみ焼却施設及びごみ埋立処分場については、既存の大洲市環境センターと大洲市不燃物埋立地の適正運用に努めます。大洲市環境センターにおいては、適切なごみ受け入れを行うとともに、定期的に焼却施設の整備・機器の更新を行い、施設の延命化を図ります。また、不燃物埋立地についても、ごみの減量、リサイクルを推進し、適切な維持管理に努め延命化を図ります。循環型社会の構築を目指して、積極的な3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図り、環境負荷が少なく、高度化した施設整備やその機能の維持管理を図ります。

汚物処理場については、既存の大洲・喜多衛生事務組合「清流園」のし尿処理体制の効率化と、し尿処理施設の維持管理に努めます。

廃棄物処理施設については、安全で信頼され、地域の実情にあった施設の整備を検討します。

水道施設については、水道ビジョンに基づく適正な施設能力の確保と老朽施設の計画的な更新や耐震化に取り組めます。

電線類については、景観及び防災上の向上のため、都市拠点商業地でCCBOX※等による地中化を推進します。

また、その他供給処理施設についても、既存施設を主要な施設と位置づけ、施設の更新や集約化に努めます。

火葬場については、既存の大洲市斎場等を主要な施設と位置づけ、それらを適切に維持管理するとともに、全市的な整備・運営のあり方について検討します。

2) 教育文化施設

図書館、生涯学習施設等その他文化施設を主要な施設と位置づけ、学習需要の多様化、高度化に対応した施設や設備の更新、充実に努めるとともに、大洲市民会館については、施設の有効利用と維持管理を図るとともに、建て替えについて検討します。

※CCBOX：電気、電話、水道、ガスなどのライフラインをまとめて道路などの地下に埋設するための設備のこと。

大洲市公共施設等総合管理計画を踏まえ、老朽化した公民館の改築・耐震補強及び大規模改造などを計画的に進めます。

耐震性や老朽化等の課題がある教育文化施設については、防災上も重要な施設であるため、計画的な更新を図ります。

小・中学校については、「大洲市学校施設整備計画」に基づき、耐震基準に満たない学校施設の耐震対策に努めるとともに、老朽施設の改修を計画的に進めます。また、既存施設の規模の適正化及び現代社会に対応した施設整備の推進により、教育効果の向上と有効活用を図ります。

社会体育施設の計画的な維持管理・更新、設備の充実などに努めます。

3) 社会福祉施設

市立大洲病院や大洲市総合福祉センター等の既存施設を主要な施設と位置づけ、その施設と設備の充実を図るとともに、状況に応じて、移転や再配置も検討します。

大洲市総合福祉センターを拠点とした福祉活動を展開することとし、各種福祉施設については、必要に応じて既存施設の改修などを検討します。

大洲市立幼稚園・保育所再編計画に基づき、幼稚園、保育所の認定こども園化や、被災した施設の復旧及び施設の再編・統合を図ります。

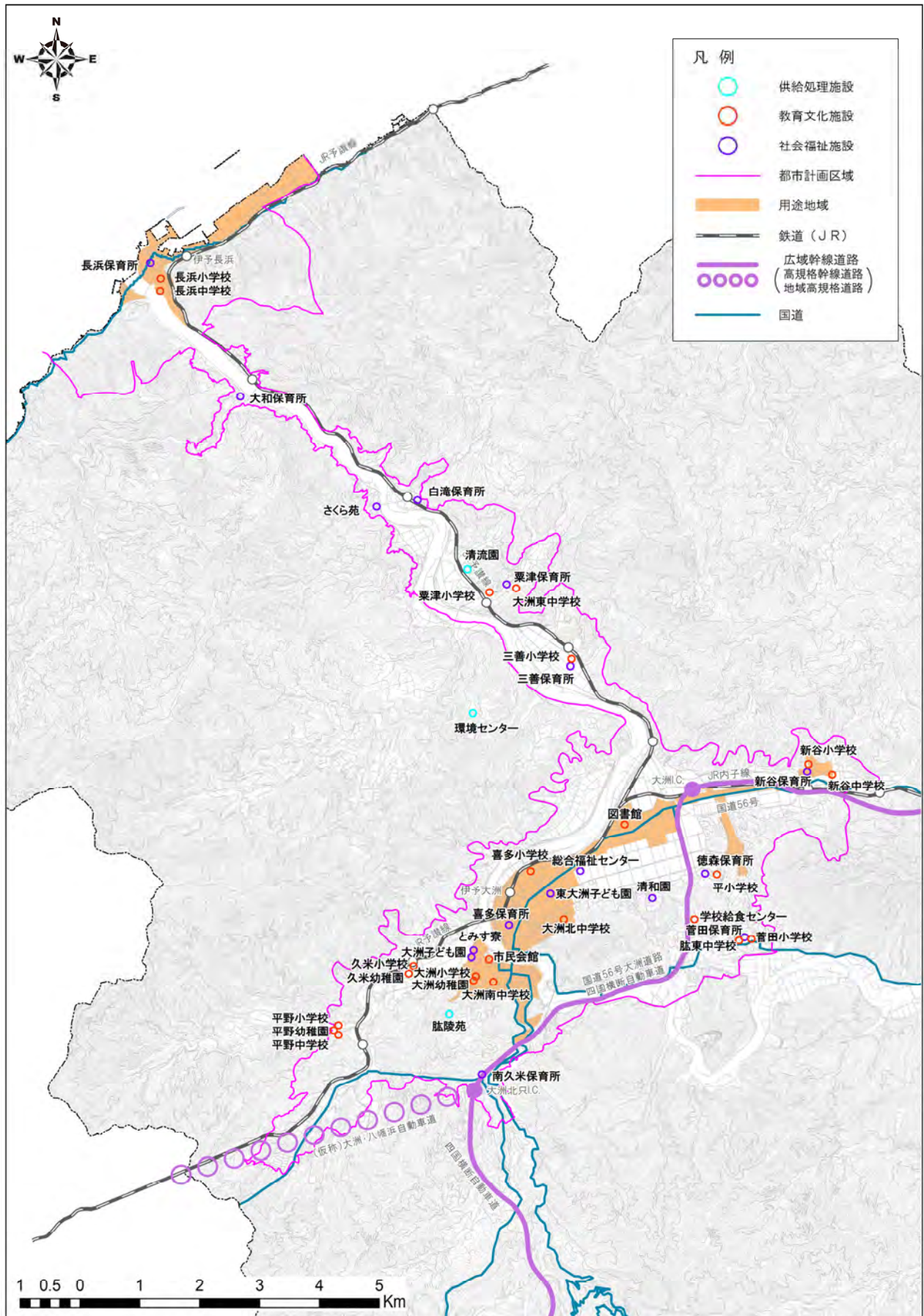
また、障がい者の日常生活を支えるため、障がい特性に応じた合理的配慮の提供に努め、段差がある歩道の解消、公共施設へのスロープ・多目的トイレの整備を推進するなど、建築物や公共交通機関・公共施設などの一体的・総合的なバリアフリー化を推進します。

さらに、市民・事業者・行政が協働して、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインの施設充実に取り組めます。



大洲市立肱川中学校

＜その他の都市施設の整備方針図＞



5.3 市街地整備の方針

(1) 市街地整備の方針

基本的な考え方

都市機能の拡散を抑えた効率的な市街地を形成するため、道路・公共交通、情報通信網、公園、河川・海岸、上下水道などの市民生活を支えるインフラ整備の充実により、良好な生活環境の形成を図るとともに、本市の知名度向上に努め、若者などの移住・定住につなげていきます。

また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、都市拠点商業地の計画的な整備や各地域拠点の機能充実、中山間地における小さな拠点の形成などを図るとともに、地域公共交通網や情報通信基盤の充実などにより、人口減少時代に対応できる都市づくり・集落づくりを目指します。

1) 市街地における整備改善

肱南地区においては、歴史的・文化的価値のある建物等を活かした観光地としての魅力向上と住環境の改善を図るため、「景観法」に基づき、景観協定、景観地区などの活用を検討します。

災害危険度等の指標により地域の災害に対する危険性を把握したうえで、倒壊や火災の危険性が高い密集市街地を解消するため、市街地の中心部等については、土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業、防災街区整備地区計画の導入を検討します。

木造建築物等が密集している地区については、災害時の道路閉塞や火災延焼の防止を目指し、道路の拡幅を図るほか、適切な建築を誘導するため、地区計画の導入を検討します。

市内の空き家等については、その実態把握を行い、防災上支障となるおそれのある老朽危険空き家等の除却等の対策を総合的かつ計画的に推進します。

市街地中心部については、防災機能の強化と土地の健全な利用を図るため、防災街区の指定や道路、公園などの地区防災施設の整備を検討します。

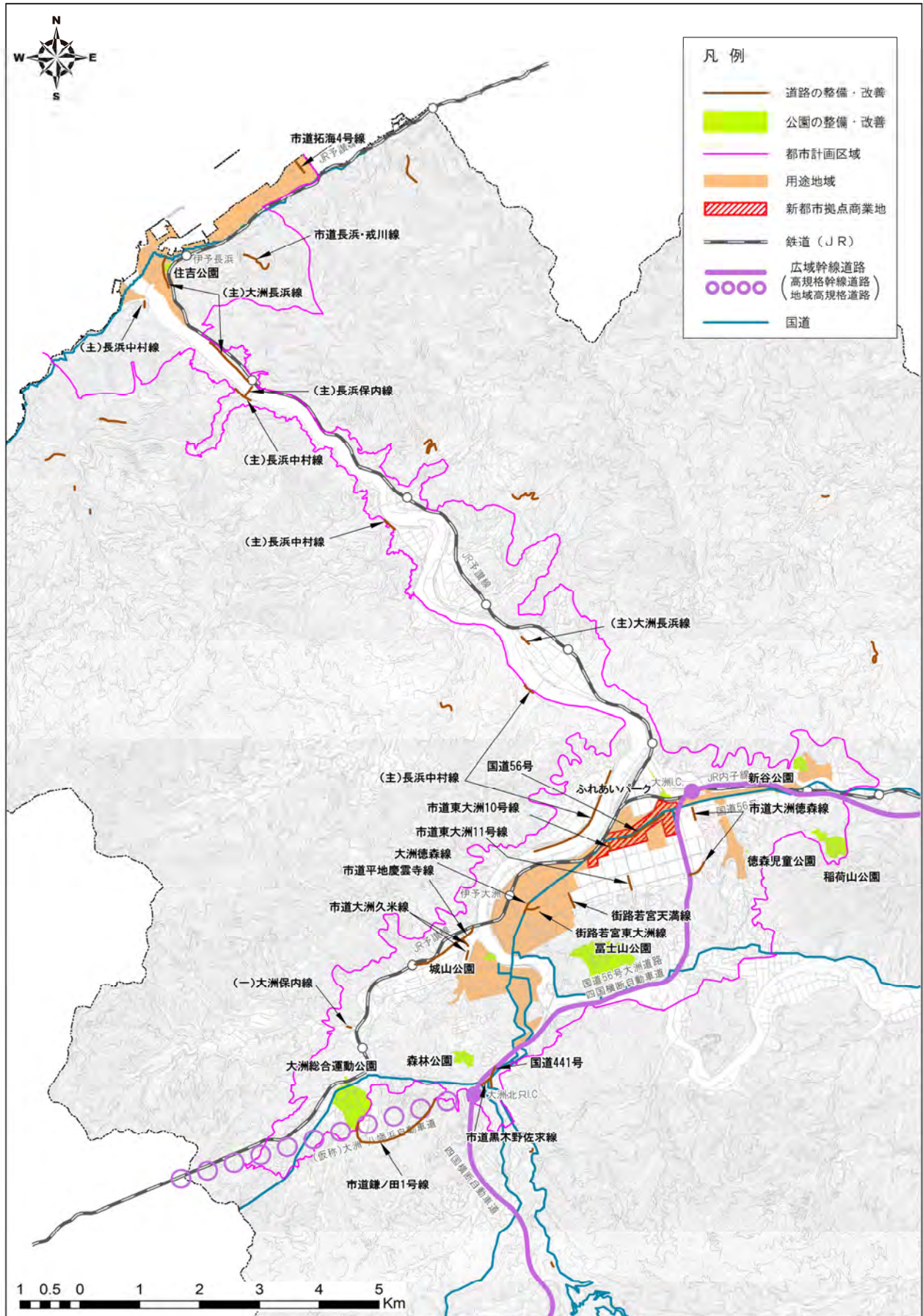
2) 新たな市街地の形成

今後もさらに市街化が進みつつある地域については、良好な環境の土地利用形成を図るため、住民の合意形成のもと、用途地域等の指定を検討していくとともに、土地区画整理事業などの面的な都市基盤整備を検討していきます。

東大洲地区の新都市拠点商業地周辺については、今後の土地利用需要を見込む地区として位置づけ、必要に応じて計画的な用途地域の指定と防災にも配慮した面的な都市基盤整備を検討します。

長浜港内港埋立予定地区については、長浜地域の中核的な拠点としての都市機能の整備と港湾施設の整備を図り、適正かつ合理的な土地利用を見込んだ用途地域の見直しを検討します。

<市街地整備方針図>



(2) 市街地整備の方針（住宅・宅地供給）

基本的な考え方

住宅・宅地供給については、超高齢社会への対応や若者の定住促進を踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、多様化する生活様式に対応した住宅・宅地供給に努めます。また、安全、快適で環境に優しい住まいづくりや良好な住環境の整備を推進します。

1) 安心して住める住環境の形成

超高齢社会や障がい者の地域生活移行への対応については、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー住宅や優良賃貸住宅の整備を促進します。

また、経済的、社会的理由による住宅困窮者に対しては、市営住宅をはじめとした公的住宅の提供推進など住宅セーフティネットの機能向上に努めます。

肱南、肱北の一部市街地については、高齢化、少子化に加えて、接道、建ぺい率等の制限から宅地の空洞化が進んでおり、公共施設の整備、改善や土地の区画形質の変更を行うことにより住環境の改善、維持を図ります。

長浜地区及び沖浦地区の密集市街地については、街路、公園等の身近なインフラ整備等安全性の確保に向けた市街地整備を推進するとともに、建物の不燃化や緑化等による火災延焼防止等に努めます。

大洲市公共施設等総合管理計画に基づき、若者の定住促進や高齢者、障がい者、子育て家庭の居住の安定のため、適正な配置に努めるとともに、長寿命化計画に基づいた予防保全的な管理に努めます。

木造住宅の耐震診断・耐震改修、老朽危険空き家の除却などに対する支援により、安全・安心なまちづくりを促進します。

老朽危険空き家の除却及び跡地のポケットパーク化などを促進します。

2) 若い世代のニーズにあった住環境の形成

若者の定住促進については、恵まれた自然的・歴史的環境など本市固有の魅力の向上や広域交通の整備充実等による都市部への交通の利便性向上により、市内外の若い世代のニーズを的確に見極めながら適切な住宅・宅地供給に努めます。

また、民間活力を活用した住宅整備を促進するなど、計画的な住宅施策を推進します。

3) 定住促進地区の形成

定住促進を図るための方策として、空き家や宅地の斡旋・管理体制づくりなどを整備しています。特に、UJIターン者や団塊の世代の定住促進に向けて、空き家や宅地情報の収集と情報発信など、受け入れ体制を推進します。

また、長期的な居住の誘導については、大洲市立地適正化計画に基づき、居住誘導区域と

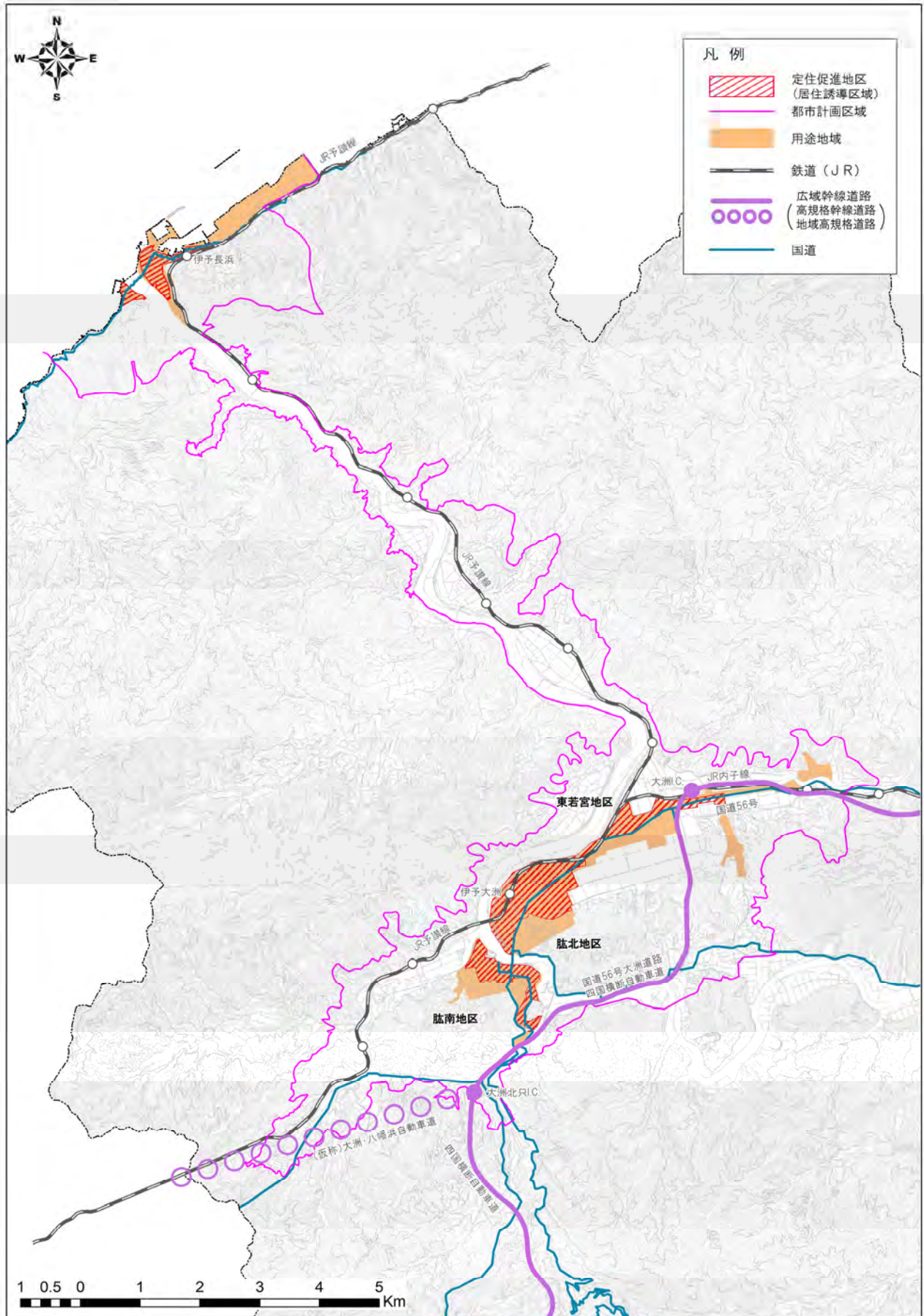
して定住促進地区を設定し、ゆるやかに居住の誘導を促し、人口密度の維持を目指します。

さらに、公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会などと連携し、安心して利用できる「空き家バンク制度」により、空き家などの活用を促進します。



肱川あらし

<市街地整備（住宅・宅地供給）方針図>



(3) 市街地整備の方針（産業環境）

基本的な考え方

本市の活力を生み出す農林水産業、商工業、観光業の振興に向けて、市場の動向や実情、ニーズを見極めながら、必要となる市街地の整備や、各産業基盤の維持強化を推進します。

また、未来につながる新技術として、IoT[※]や人工知能（AI）[※]等が大きく発展し、現在も進歩を続けています。これらの新技術等がもたらす超スマート社会（Society5.0[※]）では、少子高齢化等の課題や困難が克服されると期待されている他、現在の時間的・場所的な制約から解放され、多様な生活スタイル・ワークスタイルを選択することが可能になるとも考えられています。

これらの新技術による新たな産業の可能性についても、市場の動向等を注視しながら、必要に応じて環境整備を図るとともに、本市の豊かな観光資源については保全・活用し、多様化する観光客のニーズに対応した、観光客の満足度を高める取組みを推進します。

1) 農林水産業の振興

農業については、農地の保全・利活用と多面的機能の維持発揮のため、農道整備や土地改良事業の実施、用排水路や揚水機などの計画的な整備、冠水地域の治水対策などに努めます。また、市民農園や体験農園の整備、グリーン・ツーリズムの推進により、誰もが農業を楽しむ場を創出します。

林業については、森林の公益的な機能の維持充実のため、適切な造林・保育・間伐などの森林整備を支援します。また、「大洲市森林整備計画」に基づく施業の集約化、都市基盤整備の充実を図るとともに、人工林の生産機能の向上と地形条件などに応じた多様な森林づくりを図ります。

水産業については、豊かな漁場の創出のため、漁場整備を検討し、水産資源の確保に努めます。また、水産施設の整備として、長浜港に点在する施設を愛媛県により整備された小型船だまりに移転・整備し、機能の充実を図ります。

※IoT (Internet of Things)：モノのインターネット。これまでインターネットに接続されていなかった様々なモノに対して情報伝達機能を組み込み、インターネットを通じて相互に情報交換をし、相互に制御する仕組みのこと。

※人工知能 (AI)：言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術のこと。AIともいう。

※society5.0：必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会のこと。

2) 商工業の振興

商店街などの空き家・空き店舗の活用を促進するとともに、大型小売店の進出などにおいては、土地利用の方針等と整合した適正な配置を誘導します。

また、地元商業の活性化に向けて、まちの駅「あさもや」と道の駅「清流の里ひじかわ」の機能充実や連携強化を図ります。

長浜地域の臨海工業団地や東大洲の企業用地、新都市拠点商業地周辺については、遊休地の有効活用と企業誘致を推進することで、商工業の振興を図ります。

晴海地区及び拓海地区の埋立地については、生産型工業地として港湾と連携した一層の生産環境の機能強化を図ります。

3) 観光業の振興

JR伊予大洲駅から肱南地区までを観光エリアとし、「まちあるき」の魅力を向上させ、観光客の満足度を高めるよう、計画的な案内サインを全市的に整備します。

また、本市の代表的な観光資源である大洲城や臥龍山荘、長浜大橋等を今後も保全・活用するとともに、明治の家並みや豊かな自然、食、歴史・文化、イベントなどの資源の観光資源化を図ります。さらに、長浜の水族館構想や新たな観光資源の創出に関する検討を行います。

本市の豊かな自然などの資源は、サイクル・ツーリズムやコンテンツ・ツーリズムとして活用し、観光振興を図ります。

観光施設の効率的な維持管理と運営、まちの駅・道の駅などの機能強化と連携強化を図るとともに、まちの駅「あさもや」を核とした着地型観光を推進します。

また、新たな道の駅の整備を検討し、観光拠点の強化を図ります。



大洲城

5.4 自然的環境保全と都市環境形成の方針

基本的な考え方

豊かな森林に囲まれ、県内最大の河川である清流肱川流域の大洲盆地や河口部に市街地が形成されている本市では、恵まれた自然的環境を次代に引き継ぐため、肱川とその支流や鹿野川湖、伊予灘の海岸線、豊富な森林や田畑など、水と緑の豊かな自然の保全に努めます。また、自然の持つ多面的な機能の維持強化や美しい自然景観の魅力の向上を図り、自然と人が共生する快適な都市環境を形成します。

(1) 自然的環境保全

1) 森林環境の保全

市街地を取り囲む豊かな森林は、美しい景観要素であるとともに、水源かん養、山地災害の防止、生息環境の保全などのために、「地域森林計画」に基づき、林地の無秩序な開発を抑制し、その機能の保全、活用を図ります。また、風致地区や特別緑地保全地区の指定などについても検討します。

また、「景観計画」とともに、市街地を取り巻く森林や里山及び河川等の緑地の保全・活用を図ります。市街地を取り囲む山々や富士山の緑地は、豊かな自然的環境を印象づける景観緑地として位置づけ、整備、保全を図ります。

さらに、「富士山公園」や「フラワーパークおおず」の活用、市民と連携した植栽活動の促進などにより、花と緑のまちづくりを推進します。

2) 水辺環境の保全

市内を貫流する清流肱川や鹿野川湖、瀬戸内海「伊予灘」に面した海岸等の水辺空間は、美しい景観要素であるとともに、水生動植物の生息地などとして、本市を代表する良好な都市の自然的環境であることから、これを積極的に保全することとします。また、下水道整備と連携した水質浄化や市民との協働による清掃活動など河川の浄化と河川環境の保全を目的とする肱川流域清流保全推進協議会での取組みの推進を図るほか、風致地区の指定などについても検討します。

肱川の清流保全と水辺環境の保全のため、「大洲市生活排水処理基本計画」に基づき、汚水処理の概成を図ります。また、ダム機能の向上などにより、河川や海の水質改善に努めるとともに、生物の生息・生育・繁殖環境として、河川の維持保全を図ります。さらに、自然とふれあう場や機会づくりを推進し、自然の魅力を活かした公園・広場などの整備・充実を図ります。

(2) 都市環境形成

1) 市街地環境の保全・形成

市街地内においては、道路や学校などの公共スペースや民有地への緑化により、市街地全体の面的な緑被率を高め、うるおいのある市街地を創出する地区計画等の指定を検討します。

特に、規模の大きな集客施設の立地が見られる国道56号沿道においては、背後の住宅地の環境を守る緩衝帯としての機能も持つよう、敷地内緑化などを促進します。

2) 水と緑のネットワークの形成

地域資源としての自然的環境を有効に活用するため、身近に自然を感じながら回遊できる水と緑のネットワークの形成を図ることとし、都市内の公園・緑地などを清流肱川をはじめとした河川や道路により結びつけることを検討します。

特に、肱南地区においては、肱南・肱北地区都市再生整備計画の整備方針に基づき、清流肱川と歴史景観資源を活かした来訪者の受入強化、安全・安心な生活環境の創出を図り、肱川橋周辺の快適で住みやすいまちづくりを目指します。

3) 観光交流のネットワークの形成

大洲城やおはなはん通りなど固有の豊かな歴史文化遺産は、本市の貴重な観光資源であり、これらを活用した観光交流を促進するため、観光資源を相互に結ぶ観光交流のネットワークの形成について検討します。

観光交流のネットワークの形成にあたっては、水と緑のネットワークとも連携をとりながら、快適な回遊空間の創出に努めるほか、自然的・歴史的環境にも配慮した修景整備などを促進します。

また、「大洲市歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史・伝統・文化を活かしたまちづくりを推進します。

4) 回遊環境の向上

魅力ある観光地を創出するため、主な公共公益施設や観光施設などを分かりやすく誘導する案内サイン、休憩所等の整備の充実に努めることとし、観光都市にふさわしいユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。

5.5 都市景観形成の方針

基本的な考え方

本市は、大洲城やおはなはん通りなどの歴史的景観や清流肱川、森林等の豊かな自然的景観に恵まれています。今後も、大洲市景観計画や大洲市歴史的風致維持向上計画等に基づき、個性ある景観の保全・形成を図ります。

(1) 観光資源としての景観形成

個性ある地域資源を活かした交流人口の拡大によるまちの活性化のため、地域の観光資源としても魅力的な景観形成を図ります。

市街地を取り囲む豊かな森林や清流肱川、瀬戸内海などの豊かな自然的景観については、その美しさを積極的に維持保全します。

まちのシンボルである大洲城や臥龍山荘、長浜大橋などの建造物、おはなはん通りなどのまちなみは、歴史的・文化的な景観資源として、その魅力を高める景観づくりに努めます。

また、これらの景観資源を眺望できるビュースポットを設定し、その眺望に支障を及ぼすおそれのある行為の規制などについても検討します。

(2) 美しい魅力的な景観形成

市街地においては、統一したコンセプトの下、建物や看板デザインの誘導、案内サインの設置など、個性的で美しいまちなみ景観の形成を図ります。

市街地周辺に広がる田園風景についても、本市の原風景としての重要な景観要素であることから、その美しさを維持保全します。

長浜地域における「肱川あらし」は、10月から2月頃にかけての夜間から早朝、上流の大洲盆地でかん養された冷たい霧が肱川に沿って一気に流れ出す、世界でも類のない貴重な自然現象として、本地域の大切な自然景観であり、肱川の冬の風物詩となっています。

このような自然現象を生じさせる本地域のシンボルである肱川の水辺空間は、市街地における景観上のシンボリックな緑地でもあることから、計画的に整備、保全を図ります。

(3) 景観形成に向けた取組み

全市的な景観行政を進めるにあたり、引き続き景観計画に基づき景観形成の方針や必要な規制を推進します。

今後、肱南地区を中心とした歴史的景観と自然的景観などの形成のため、市民や事業所と協働して景観地区の指定についても検討し、市民意識の高揚に応じて、順次景観計画区域を拡大していきます。

また、市民の主体的な景観形成への取組みを促進しながら、森林や河川、海岸などの豊かな自然的景観については、重要文化的景観や特別緑地保全地区の指定などについても検討します。

市街地及び周辺の農地や集落地においては、地区計画の指定や建築協定、景観協定の締結について検討するほか、農地保全施策とも連携した取組みを検討します。

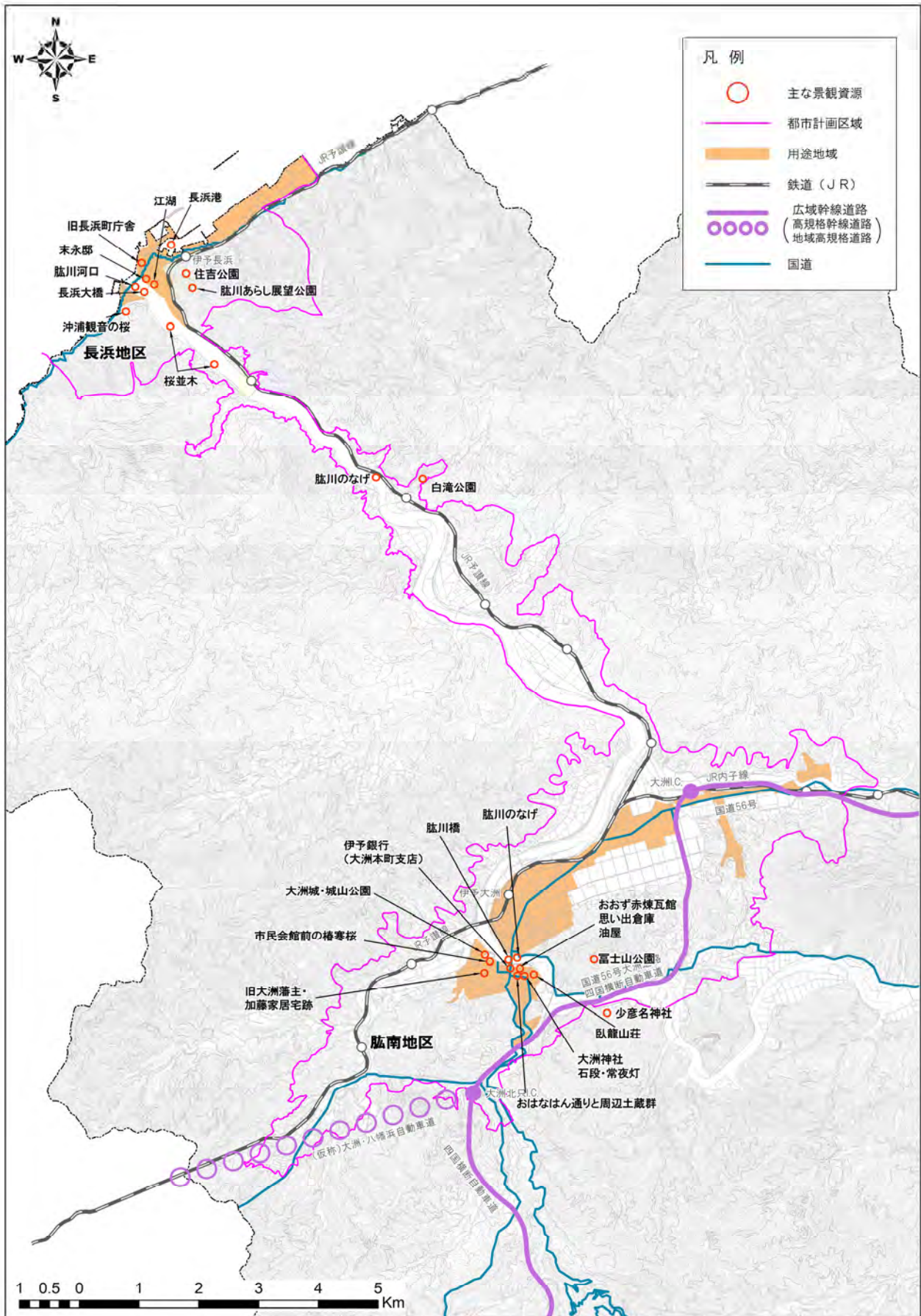
なお、本市のシンボルである肱川及び富士山と、大洲城天守閣を含む城山公園、臥龍山荘、大洲神社等の樹林地の水と緑は、歴史的文化的風土を継承する緑地として位置づけ、計画的な整備、保全を図ります。

さらに、大洲市歴史的風致維持向上計画に基づき、文化財と歴史的景観を活かしたまちづくりを推進します。



棚田の風景

<都市景観形成方針図>



5.6 都市防災の方針

(1) 都市防災対策

基本的な考え方

本市では、平成30年7月豪雨により、極めて甚大な被害が発生しました。肱川においては、国・県と連携し、堤防整備等による再度災害防止[※]や更なる治水安全度の向上に努めていくとともに、流域住民の水害への関心や危機感も高まっていることから、施設の能力を上回る洪水等への対応を検討する必要があります。

自然災害に対しては、過去の教訓から、行政が取り組む「公助」に加え、自分の命は自分で守るといった考えによる市民一人一人の取り組みである「自助」、地域の連携による取り組みである「共助」による役割分担と相互連携が重要となります。

本市では、防災とともに、平成30年7月豪雨のような洪水や、南海トラフ巨大地震などの大規模な自然災害に対する減災の視点も意識しながら、市民の生命を第一に考えた災害に強いまちづくりを推進します。まち全体や地域での取り組みの必要性を明確にしながら、行政と市民（民間）が一体となり、効果的な連携や役割分担のもと、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進します。

また、大洲市地域強靱化計画に基づき、「人命の保護が最大限図られること」、「市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、「市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興が図られること」を基本目標として、国土強靱化に関する施策を推進します。

1) ハード対策

① 都市基盤施設の整備

防災に対する道路・公園などの都市基盤施設の整備にあたっては、災害危険箇所における災害安全度の早期向上を目指した既存施設の改善や新たな施設整備を図ります。

ア) 道路

広域幹線道路については、災害時の救援・避難などの重要な役割を果たす路線として、整備を促進します。特に、一級河川肱川水系の洪水時には、災害時の主要な救援・避難ルートとなる大洲道路への乗り入れが道路の水没により不可能となる場合があることから、大洲インターチェンジにつながる国道56号及び大洲富士インターチェンジにつながる国道197号の大洲道路との交差付近を「災害に強い道路」として位置づけ、整備・改善を促進します。

その他の幹線道路などについても、災害時の市民の安全な避難路となるよう、その機能強化を図ります。

※再度災害防止：過去に発生した災害と同程度の規模のものが起こったとしても、災害を起こさないように防止すること。

イ) 公園・緑地

近隣公園以上の規模の公園・緑地については、災害時の避難地として位置づけ、未整備箇所の整備を推進します。その他、緊急時の避難場所や火災時の延焼防止のため、ポケットパーク等の整備を検討します。

ウ) 河川

肱川水系においては、洪水時の流量を安全に流下させるための河道の整備並びに洪水流量を低減するため山鳥坂ダムの建設等、関係機関と連携し、治水機能の向上及び災害防止に努めます。

「肱川水系河川整備計画」、「肱川緊急治水対策」、「肱川減災対策計画」などに基づき、ハード対策・ソフト対策の両面から、計画的に治水安全度の向上に努めます。

大洲市防災センターについては、防災拠点を形成する緑地として位置づけ、その機能強化を図ります。

また、河川整備にあたっては、浸水対策に加え、大規模な地震や津波の襲来に備え、堤防の強化を促進します。下水道事業との連携や洪水浸水想定区域の周知を図るなど、水防災意識社会構築のため、総合的な治水対策を推進します。

エ) 港湾

長浜港においては、四国西南部の一大流通拠点としての港湾整備事業を促進します。また、港湾海岸においては、高潮等の災害対策として、安全な港づくりのため、施設整備の促進を図ります。

オ) ライフライン

上下水道、電気及び通信等のライフラインについては、被害の防止あるいは軽減を図るため、耐震性の優れた施設の導入を促進します。

公共下水道整備にあたっては、浸水被害の低減を図るため、過去に浸水被害のあった地区を中心に、雨水排水対策を推進します。

雨水ポンプ場等排水設備の整備にあたっては、計画的な改築・更新を推進します。

② 森林等の保全

市街地を取り囲む豊かな森林は、水源かん養や山地災害の防止などの機能を有していることを踏まえ、山林の保全・育成を図ることにより、森林の保水力の向上に努め、市土の保全、災害の未然防止に努めます。特に、保安林区域や砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等災害の危険性が高い区域として指定されている区域においては、災害防止のため開発を規制します。土砂災害危険箇所については、砂防ダム等の土砂災害防止施設の整備を促進します。

また、津波浸水想定区域では、警戒避難体制の整備や防災施設の整備見込み等を総合的に勘案して、適切な土地利用を検討します。

海岸保全施設の整備にあたっては、海岸保全基本計画に基づき、津波・高潮等に対する防災対策を推進します。

さらに、スポーツ・レクリエーションの場としてだけでなく、災害時の避難場所等としても重要な役割を担うこととなる公園・緑地を市街地内に適正に配置し、積極的に整備を図ります。

③ 避難場所の確保

災害時の避難場所については、「大洲市地域防災計画」に位置づけられている施設において、災害時の対応に努めます。

津波浸水想定区域では、津波避難困難区域を把握したうえで、当該区域を中心に津波避難ビルの指定等、避難施設の整備を推進します。

災害に備え、水防倉庫、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備を図ります。

大洲市防災センターを防災拠点とし、国・県・市等の情報共有や対策調整等、機能充実を図ります。

④ 建築物の耐震化

建築物の安全性を高めるため、既存建築物の耐震診断や改修、耐震性・耐久性に優れた建物の建築を促進します。

避難所となる市立小中学校や地区公民館等の耐震対策を図ります。

避難所へ持続して給水できるよう、水道施設の耐震化の推進や応急給水計画の策定を図ります。

地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑えるため、耐震改修促進計画等に基づき、建築物の耐震性の向上を図ります。

2) ソフト対策

① 防災拠点の活用

大洲市防災センターは、肱川の水防、情報発信及び地域交流活動の中心地となる場所として、活用に努めます。

② 情報の周知

災害時における的確な判断、行動を促すため、災害時の避難場所や避難ルート等に関する防災マップの充実を図るなど、避難活動に必要な情報の市民への提供や周知徹底を図ります。また、デジタル防災行政無線設備を市内全域に拡張整備し、災害情報伝達手段の多重化を図ります。

宅地災害の未然防止や被害の軽減を図るため、大規模盛土造成地の位置等の調査・公表や液状化地盤の対策を検討します。

③ 地域防災力の構築

平成30年7月豪雨により、特に被害が甚大で、住民からの意見・要望や住民意向アンケート調査の結果、住まいと暮らしの再建や地域コミュニティの再生に向けた取組みが特に必要な地区については、「地区別実施計画」を策定し、地域住民との協議を重ねながら、個別具体的な取組みを進めていきます。

高齢者の増加や地域コミュニティの衰退などの社会的状況の変化を踏まえ、防災活動や

被災後の復旧活動に対応する自主防災組織の支援・育成、市民やボランティアの受け入れ体制などについて検討します。

④ 復興まちづくりに向けた事前対応

大規模な災害に見舞われた時に、速やかな復興につなげるよう、復興まちづくり計画等の検討や被災後の仮設住宅の建設候補地の選定を進めるなど、必要な事前対応項目を明確にして、復興準備に努めます。

3) その他の対策

① 市街地の安全確保

都市拠点商業地では、火災発生時に大規模な被害が発生することが予想されることから、燃えにくい構造への転換を進めるため、防火地域や準防火地域の指定を検討します。

「防災・減災のための地区計画策定ガイドライン」を参考として、市街地の防災性の向上を図り、燃えにくいまちづくりに向けた土地利用を推進します。

常備消防の強化と非常備消防の維持確保に向けて、大洲地区広域消防事務組合の消防本部庁舎の移転・整備を検討します。

安全な道路整備の充実に向けて、ガードレール、カーブミラーの適正な設置と信号機などの設置要望を行うとともに、地域による防犯灯の整備への支援やLEDへの転換を推進します。

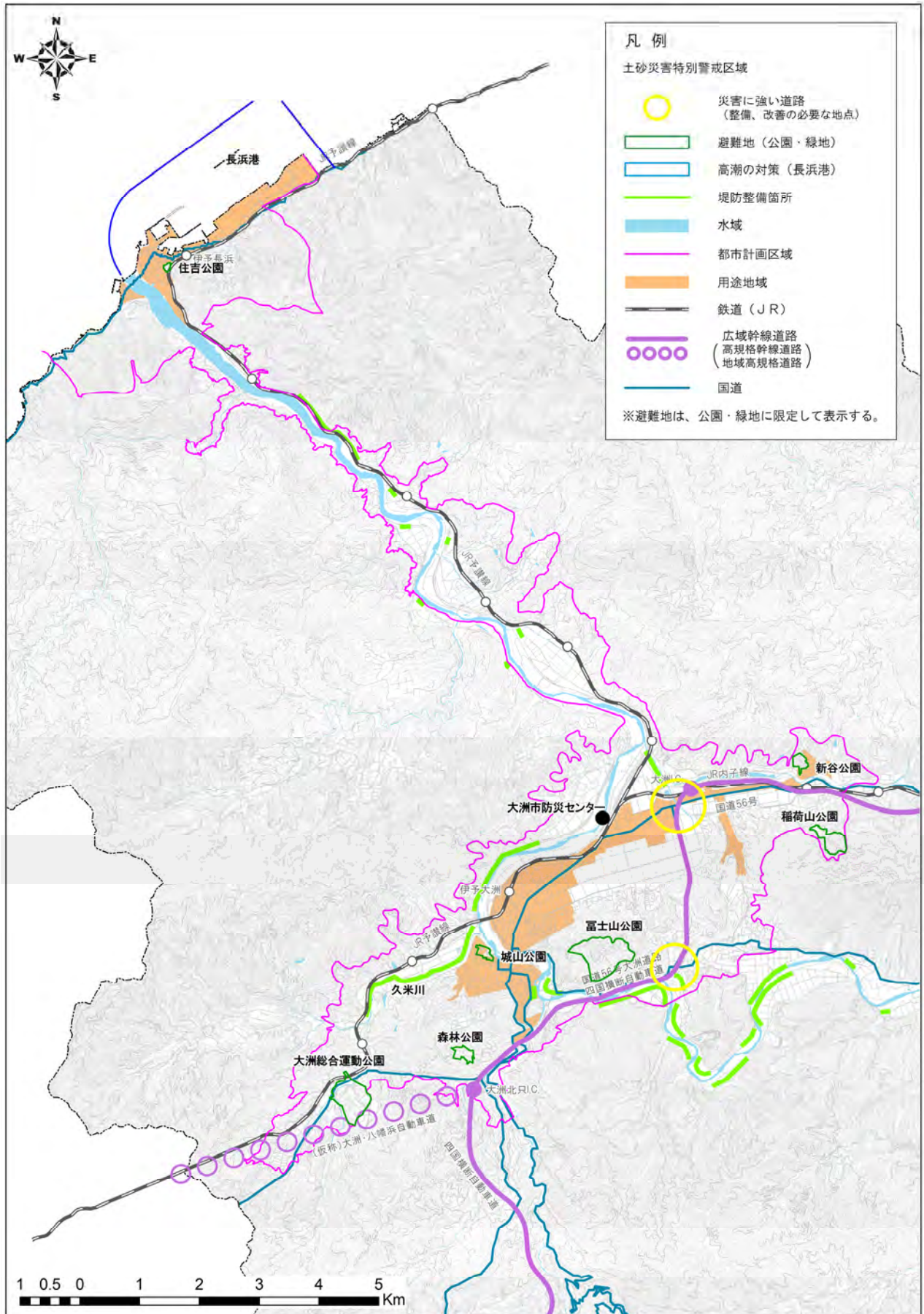
また、安全・安心な暮らしの確保に向けた老朽危険空き家の除却を推進します。

② 危険性が低い区域へのゆるやかな誘導

大洲市立地適正化計画を踏まえ、洪水や津波による浸水の危険性が低い地域へ住宅地を誘導するよう、適切な用途地域の設定を検討します。

土砂災害（特別）警戒区域等、災害の危険性が高い区域として各種法令に基づき、既に指定・公表されている区域については、災害防止の観点から開発を抑制します。また、津波浸水想定区域では、警戒避難体制の整備や防災施設の整備見込み等を総合的に勘案して、適切な土地利用を検討します。

<都市防災方針図>



第6章 地域別の構想

6.1 地域区分

全体構想では、大洲市役所から大洲インターチェンジまでの市街地一帯を、本市の中心地として、行政・商業・業務・観光等の機能を配置し、その機能充実を図るための都市拠点として設定しました。地域別の構想では、全体構想で示した都市づくりの方針に基づきながら、地域ごとのまちづくりのテーマや目標、まちづくりの方針について定めます。

地域区分の設定は、全体構想で定めた都市拠点・地域拠点に基づく計画構成を踏まえ、また地域ごとの生活圈や地域コミュニティが形成されていることを考慮し、区域を基本とするものの、肱川・河辺地域には都市計画区域の指定がないため、1つの地域とし、「大洲地域」、「長浜地域」、「肱川・河辺地域」の3つの地域ごとに将来構想を示します。

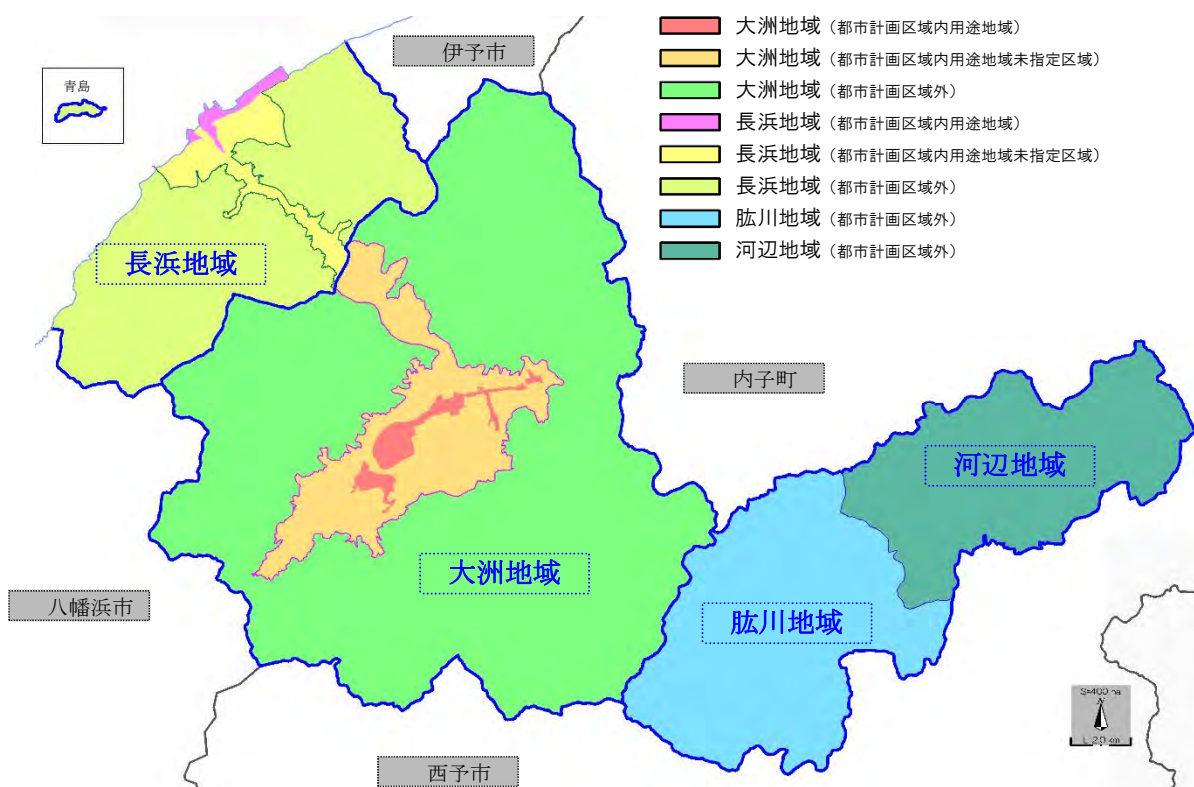


図 地域区分

6.2 大洲地域

(1) 大洲地域の概況

大洲地域は、他の地域に比べて平地が比較的多く、地域の中央部に大洲盆地があり、清流肱川に面した市街地などに用途地域が指定されています。また、市街地を一望できる位置に富士山があるほか、山間部には大洲総合運動公園や森林公園があります。

地域内には、大洲インターチェンジ、大洲北只インターチェンジ、国道 56 号、国道 197 号、国道 441 号、JR伊予大洲駅などがあり、広域交通機能は充実しています。また、大洲市庁舎、大洲市総合福祉センター、大洲市総合体育館など各種行政サービス機能やスポーツ・レクリエーション施設が集積しています。

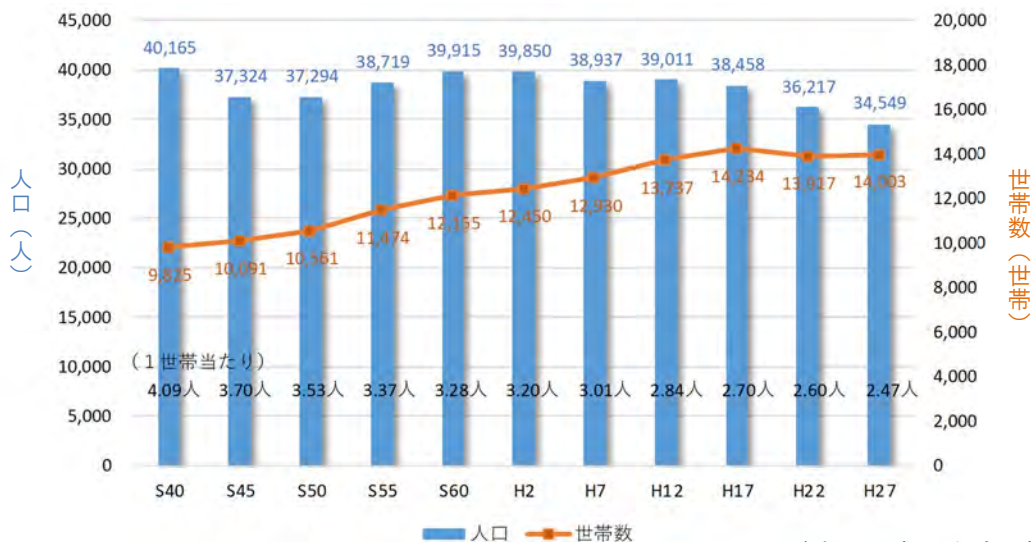
大洲盆地などの肥沃な土地を活かした農業を主な産業としつつ、道路・鉄道などの交通の利便性を活かした商業・流通の拠点として発展しています。

平成 12 年に四国縦貫自動車道が開通し、平成 27 年には四国横断自動車道が宇和島市まで開通するなど、高速交通時代に向けた道路整備が進められています。このような地理的好条件から大洲インターチェンジのある東大洲の「大洲拠点地区」では、大型商業施設の進出が相次ぎ、新たな雇用の場が創出されていますが、一方では、従来の中心市街地の活力の低下という新たな問題が生じています。

また、肱川では、昔から伝統的な「うかい」や「いもたき」が行われ、さらに、平成 16 年には大洲城天守閣を復元しました。肱南地区では、「伊予の小京都」と呼ばれるにふさわしい風情のあるまちづくりを行っており、城下町として栄えたころの面影や、明治から大正にかけて建てられた建築物が立ち並ぶ「おはなはん通り」をはじめ「おおず赤煉瓦館」、日本建築の匠の技が息づく「臥龍山荘」などの地域資源に恵まれています。

表 大洲地域の面積

		面積(ha)
都市計画 区域	用途地域	398
	白地地域	2,902
	計	3,300
都市計画区域外		20,799
計		24,099

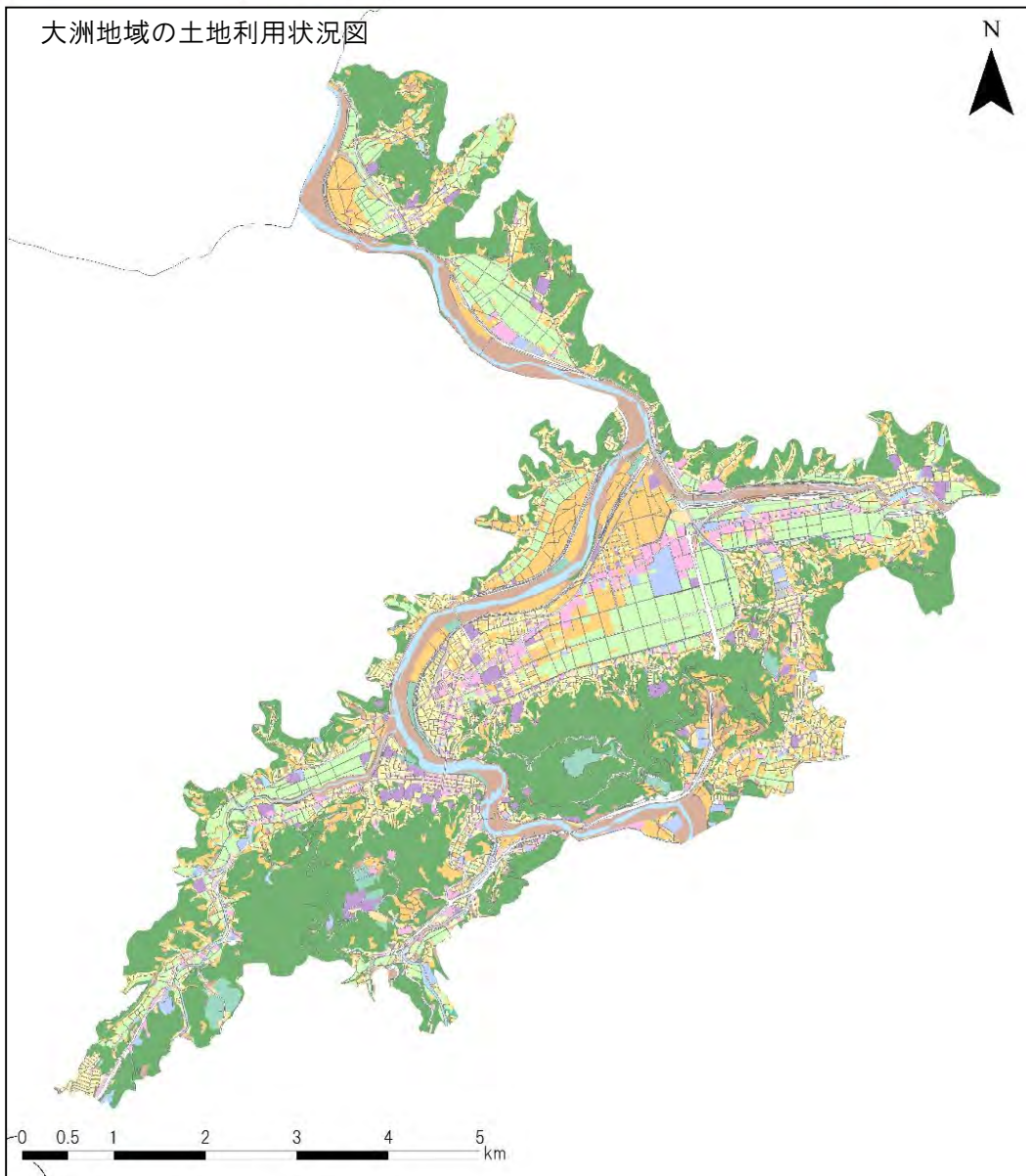
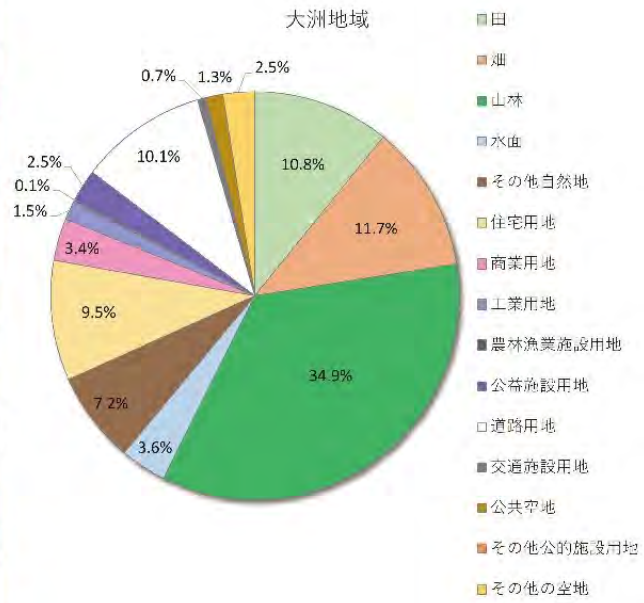


(資料) 平成 27 年度国勢調査

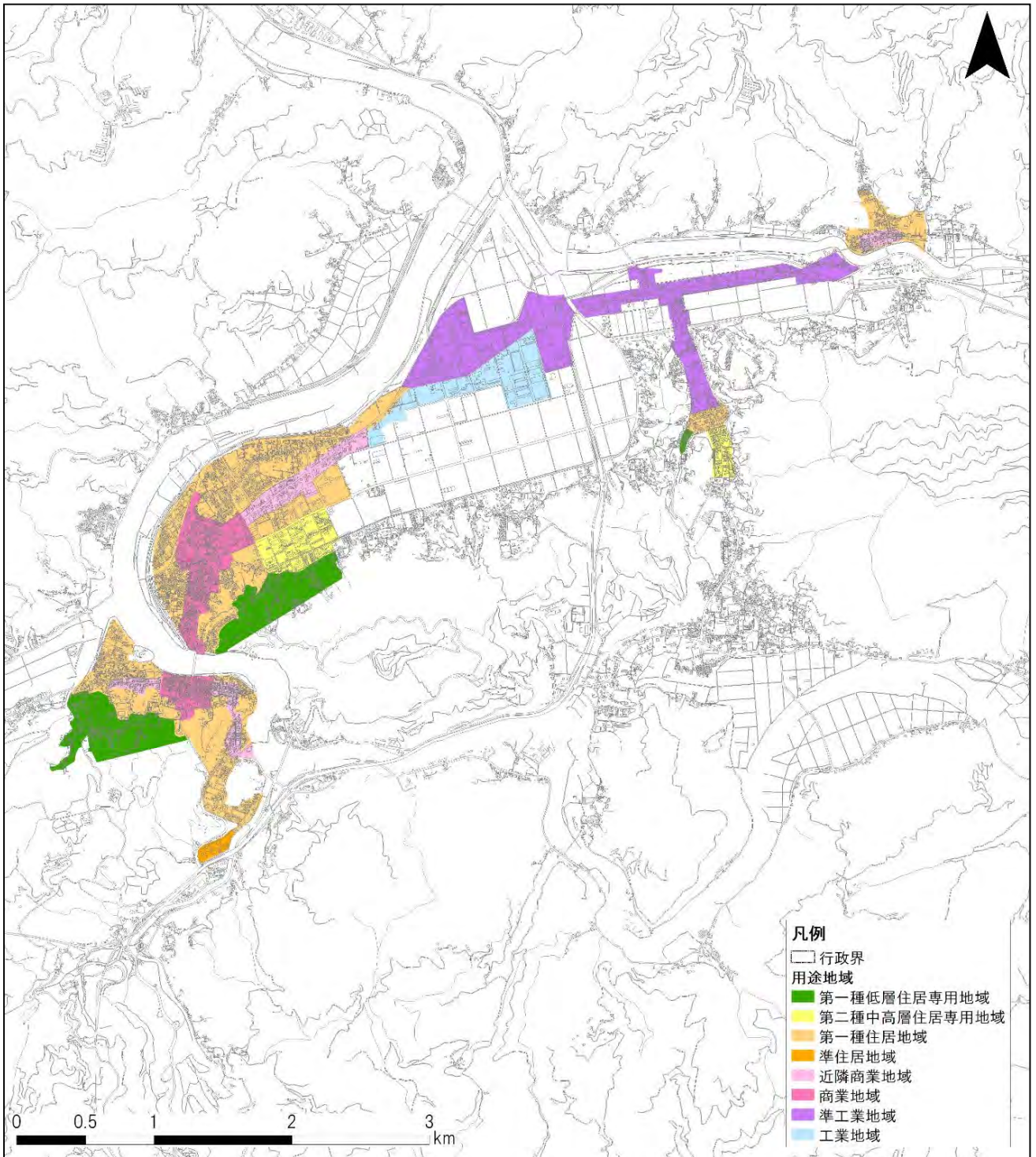
図 大洲地域人口、世帯数動態

大洲地域の土地利用の状況

利用区分	割合
田	10.8%
畑	11.7%
山林	34.9%
水面	3.6%
その他自然地	7.2%
住宅用地	9.5%
商業用地	3.4%
工業用地	1.5%
農林漁業施設用地	0.1%
公共施設用地	2.5%
道路用地	10.1%
交通施設用地	0.7%
公共空地	1.3%
その他公的施設用地	0.0%
その他の空地	2.5%
	100.0%



大洲地域都市計画の状況



(2) 大洲地域の課題

		① 地域住民から見た課題 (市民・高校生アンケート調査等)	② 全体構想における地域の方針
土地利用		<ul style="list-style-type: none"> ・ ゆとりある住宅地の形成 ・ 田園型の集落地の形成 ・ 市街地内の商店の活性化 ・ 地元工業の活性化 ・ 農村集落や営農環境の保全・改良 ・ 土地の有効利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途地域などの活用によるバランスのとれた土地利用調整 ・ 都市の拡散を抑えた効率的な市街地の形成 ・ 立地適正化計画を踏まえた都市機能や居住の誘導
都市施設	交通 道路・ 交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者・自転車に対する道路の安全性 ・ 高規格道路や県道等による広域道路網の形成 ・ 災害に強い道づくり ・ 山間部も含めた生活道路網の充実 ・ 生活道路における歩行者の安全性の確保 ・ 歩道や交通安全施設の整備 ・ 道路混雑の緩和 ・ 河川改修に併せた橋梁整備による利便性の向上 ・ 高齢者にやさしい公共交通手段の充実 ・ 鉄道・バスなどの利便性の向上（特に山間部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急車輛の通行可能な道路整備 ・ 道路アドプト制度など地域に密着した道路管理手法の検討 ・ 景観に配慮した道路整備 ・ 都市計画道路網の見直し ・ 駅前広場の利便性の向上 ・ 公共交通網形成計画に基づく公共交通網の再編
	緑地 公園・ 緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な公園や子どもの遊び場の充実 ・ 災害時の避難公園の整備 ・ イベントなど人が集まることのできる広場の設置 ・ 既設公園の維持管理の充実と再整備 ・ 新たな公園の確保 ・ 子どもと高齢者のための広場の充実 ・ 公園機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ニーズにあった施設の創出 ・ Park-PFI など地域に密着した公園管理手法の検討 ・ 貯留機能を兼ね備えた公園の整備推進 ・ 観光振興拠点としての公園の整備推進
	河川 下水・ 河川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道による生活環境整備 ・ 肱川の河川改修 ・ 河川における親水空間づくり ・ 河川、水路の美化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川アドプト制度など地域に密着した河川管理手法の検討 ・ 河川の水質保全
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民会館などの教育・文化施設の整備 ・ 自然環境を活かした施設の整備 ・ コミュニティ施設の充実と有効活用 ・ その他公益施設の充実と利便性の向上 ・ 高齢者に配慮した施設の充実やバリアフリー化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度などの活用の検討
福祉		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設のバリアフリー化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の整備
市街地整備			<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な市街地の形成
環境	都市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的文化的資源の保全と観光、まちづくりとしての活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林、水辺環境の保全 ・ 観光交流ネットワークの検討
	自然	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山や川の自然環境の保全と活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水と緑のネットワークの形成
景観		<ul style="list-style-type: none"> ・ 肱川やその沿川の自然景観の保全・充実 ・ 大洲城やおはなはん通りを中心とした歴史的まちなみの保全 ・ 景観形成のためのルールづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光資源としての景観形成 ・ 景観計画に基づく景観協定、景観地区などの活用検討
防災		<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水や火災など災害時の安全性の向上 ・ 自主防災組織の支援・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災マップなどの情報周知
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ まちの活気・活力の向上 ・ 住民参加によるまちづくり 	

大洲地域のまちづくりの方針

(3) 大洲地域のまちづくりの方針

1) 大洲地域のまちづくりの目標

<テーマ>

清流肱川と豊かな歴史・文化に育まれた

うるおいと安らぎのある拠点都市

<目標>

大洲地域は、清流肱川などの自然と豊かな歴史的資源や先進的な文化・教育都市の伝統を活かしながら、観光・商業との連携を進めつつ、一方で近年の甚大な被害をもたらす自然災害に対して、安全・安心のまちづくりを目指します。

また、本地域には、都市拠点と、これを結ぶ多くの軸があり、広域的な拠点として、拠点、軸の連携・強化による産業、都市機能の充実とともに、「良好な都市基盤の整備・改善」、「適切な土地利用の規制・誘導」など、バランスの取れた秩序ある市街地の形成を図ります。

特に、都市拠点における新都市拠点商業地は、施設の需要と供給を見極めながら、地方拠点都市の一翼を担う商業地にふさわしい都市機能の強化を図ります。

全体構想における大洲地域の都市構造		
区 分		位 置
拠点	都市拠点	大洲市役所から大洲インターチェンジまでの市街地一帯
軸	広域連携軸	JR 予讃線、高規格幹線道路（四国縦貫・横断自動車道、大洲道路）、国道 56 号、国道 197 号、国道 441 号
	都市連携軸	主要地方道大洲長浜線、主要地方道長浜中村線
	自然連携軸	清流肱川など
	観光交流軸	広域連携軸、都市連携軸と同じ

2) 大洲地域のまちづくりの方針

①土地利用の方針

●大洲版集約型都市構造の構築

- ・ 肱北地区南部、肱南地区南部及び徳森団地一帯の住宅市街地においては、低層戸建住宅を主体とした「低層住宅地」とします。
- ・ 東大洲地区西部及び徳森地区南部の住宅市街地においては、低層住宅を主体としつつ中層住宅が共存する「低中層住宅地」とします。
- ・ 肱北地区のJR伊予大洲駅周辺から肱南地区に至る商業地については、本市の中心市街地を形成する「都市拠点商業地」とします。
- ・ 大洲インターチェンジ付近の国道56号沿道の商業地については、地方拠点都市の一翼を担う「新都市拠点商業地」とします。
- ・ 肱南地区の都市拠点商業地につながる東西の商業地及び新谷地区の商業地については、地域住民サービスを中心とした「近隣商業地」とします。
- ・ 国道56号を中心とする幹線道路沿道については、自動車交通を対象とした「沿道商業地」とします。
- ・ 東大洲地区の国道56号南側の大規模工場地については、雇用を促進するとともに地域活力を生み出す「生産型工業地」とします。
- ・ 東大洲地区の国道56号北側など、商業系施設や住宅との混在がみられる準工業地域については、利便性の高い良好な住環境を形成する「一般住宅地」とします。
- ・ これらの土地利用の方針について、公共交通等により移動しやすい都市・生活拠点地域に、居住機能や医療・福祉、教育文化、商業等都市機能を集積した集約型都市構造を構築することにより、大洲版集約型都市構造の実現を目指します。



臥龍山荘

②都市施設整備の方針

●利便性が高く快適に移動できる環境の充実

- ・国道56号については、快適な歩行者動線の確保のため、歩道の整備、ポケットパークの整備を促進します。
- ・主要地方道大洲長浜線、主要地方道長浜中村線などは、都市内をネットワークする骨格路線として、その機能強化を促進します。
- ・既決定の都市計画道路網については、将来の市街地のあり方や整備効果を踏まえ、道路管理者と協議を行いながら、その機能及びルートについて再検討します。

●市民のニーズに応じた計画的な公共施設等の管理

- ・一級河川肱川水系においては、「肱川水系河川整備計画」、「肱川緊急治水対策」に基づき、「安全安心の確保」、「清流の復活」、「地域の風土と調和を図った河川整備」を河川整備の基本理念として、国・県と連携しながら築堤、河道掘削、内水対策施設等を促進するとともに、日常の河川管理、維持に努めます。
- ・肱川かわまちづくり計画に基づき、肱川とともに歩んできた歴史、文化、伝統を活かしながら、将来にわたって活力ある地域づくりを進めるため、「水郷文化とともに育ち続けるかわまちづくり」を基本理念とし、肱川と大洲の持つ魅力を最大限に活用し、安全、安心に配慮しながら、市民と行政が一体となりかわまちづくりを進めます。
- ・公園については、利用者ニーズに応じた施設などの整備を図ります。
- ・大洲総合運動公園については、スポーツを通じた市民の一体感の醸成と、圏域におけるえひめ国体2017のレガシーを継承していく交流の場として、テニスコート等施設の再整備を推進します。併せて、大洲青少年交流の家を結ぶ道路整備を推進します。
- ・公共下水道については、最も人口集積の見られる肱南処理区及び肱北処理区において整備を推進します。
- ・公共下水道の計画区域と農業集落排水処理区域を除く市内全域を対象として、浄化槽設置整備事業を拡充します。
- ・大洲市立図書館については、今後も蔵書の充実など、利用者の利便性の向上を図ります。
- ・大洲市民会館については、厳しい財政状況のもとで、有効利用と維持管理を図るとともに、長期的な視点で建て替えの検討を行います。
- ・都市施設については、既存施設の有効利用に努めるほか、時代の変化や利用者のニーズに対応した改修並びに指定管理者制度などの活用による管理・運営について検討します。

●超高齢社会に対応した保健・医療・福祉等の充実、若者の定住促進などによるコミュニティの強化

- ・高齢者や障がい者に配慮し、歩道の拡幅や音響信号機の導入など交通安全施設の整備・改善を促進します。
- ・大洲市立幼稚園・保育所再編計画に基づき、幼稚園、保育所の認定こども園化や、被災した施設の復旧及び施設の再編・統合を図ります。
- ・集会所や広場・公園などの既存施設をコミュニティ活動・ボランティア活動などの拠点として、有効活用するとともに、施設の充実に努めます。
- ・高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー住宅や優良賃貸住宅の整備を促進します。

③市街地整備の方針

●快適に暮らし、働き、憩い、交流できる活動基盤の充実

- ・JR伊予大洲駅周辺から肱南地区に至る都市拠点商業地については、市民生活や観光産業を支える本市のにぎわいある商業地として、土地の有効利用や高度化、消費者ニーズにあったサービスの充実などによる魅力の向上を図ります。併せて、都市基盤整備の充実による利便性や回遊性、快適性の向上を図るなど、市街地の整備改善と併せた商業の活性化の取組みを推進します。また、都市拠点の利便性を享受できる住宅の立地についても誘導します。
- ・東大洲地区の国道56号南側の準工業地域、特別工業地区については、雇用の促進につながるように企業誘致・留置を図りつつ、適宜、用途地域の見直しなどを検討します。
- ・今後もさらに市街化が進みつつある地域については、良好な環境の土地利用形成を図るため、住民の合意形成のもと、面的な都市基盤整備等と併せた用途地域等の指定を検討していきます。
- ・都市的な土地利用を図りながら、優良農地の保全とともに、営農環境や農村集落環境の充実を促進します。
- ・中心市街地においては、都市の防災性、安全性の向上と土地の有効利用のため、市街地再開発事業等の導入を検討します。



とのまち商店街

④ 自然的環境保全と都市環境形成の方針

● 山・川などの自然的環境の保全と活用

- ・「いもたき」、「うかい」、「龍馬脱藩の道ゆかりの川くだり」、「カヌー体験」など、肱川流域に点在する観光資源の活用により、もう一度訪れてみたいというリピーター創出のまちづくりを進めます。
- ・市街地周辺に広がる田園風景については、本市の原風景としての重要な景観要素であることから、その美しさを維持保全します。
- ・都市における貴重な自然的環境として景観形成やレクリエーションにも資するため、多自然型の川づくりによる水質浄化やビオトープの形成など河川環境の整備・保全に努めるほか、誰もが安全に利用でき、河川を身近に感じることでできる親水空間の整備を促進します。



肱川カヌー大会

● 魅力的な都市環境の形成

- ・大洲市歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史・伝統・文化を活かしたまちづくりを推進します。
- ・魅力ある観光地を創出するため、主な公共公益施設や観光施設などを分かりやすく誘導する案内サイン、休憩所等の整備充実努めることとし、観光都市にふさわしいユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。

⑤都市景観形成の方針

●固有の歴史・文化の保全と活用

- ・大洲市歴史的風致維持向上計画に基づき、文化財と歴史的景観を活かしたまちづくりを推進します。
- ・史実に基づき忠実に木造で復元された大洲城と歴史的まちなみが残る肱南地区の2核を結び、江戸・明治・大正・昭和・平成・令和につながる豊かな歴史・文化に触れることができる体験型観光の推進を図ります。
- ・大洲城天守閣を中心とした城山公園は、歴史的文化的風土を継承し、景観に配慮した観光振興の拠点として、計画的な整備を推進します。
- ・大洲城やおはなはん通りなど市内に残る豊かな歴史文化遺産は本市の貴重な観光資源であり、これらを活用した観光交流を促進するため、観光資源を相互に結ぶ観光交流のネットワークの形成について検討します。
- ・観光交流ネットワークの形成にあたっては、水と緑のネットワークとも連携をとりながら、快適な回遊空間の創出に努めるほか、自然的・歴史的環境にも配慮した修景整備などを促進します。



おはなはん通り

⑥都市防災の方針

●**肱川の洪水をはじめとした災害への対策の強化**

- ・「肱川水系河川整備計画」、「肱川緊急治水対策」、「肱川減災対策計画」などに基づき、ハード対策・ソフト対策の両面から、計画的に治水安全度の向上に努めます。
- ・平成30年7月豪雨により、特に被害が甚大で、住民からの意見・要望や住民意向アンケート調査の結果、住まいと暮らしの再建や地域コミュニティの再生に向けた取組みが特に必要な地区については、「地区別実施計画」を策定し、地域住民との協議を重ねながら、個別具体的な取組みを進めていきます。
- ・災害時の主要な救援・避難ルートとなる大洲道路へのアクセスを強化するために、大洲インターチェンジにつながる国道56号及び大洲富士インターチェンジにつながる国道197号の大洲道路との交差点付近の整備・改善を促進します。
- ・富士山公園、新谷公園など面積が概ね2ha以上の規模の公園・緑地については、災害時の指定緊急避難場所として位置づけ、未整備箇所の整備を推進します。その他、緊急時の避難場所や火災時の延焼防止のため、ポケットパーク等の整備を検討します。
- ・保安林区域や砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等災害の危険性が高い区域として指定されている区域においては、災害防止のため開発を規制します。土砂災害危険箇所については、砂防ダム等の土砂災害防止施設の整備を促進します。
- ・災害時の避難場所や避難ルート等に関する防災マップの充実を図り、自主防災組織の支援・育成、市民やボランティアの受け入れ体制などについて検討します。また、デジタル防災行政無線整備を市内全域に拡張整備し、災害情報伝達手段の多重化を図ります。
- ・建築物の安全性を高めるため、既存建築物の耐震診断や改修、耐震性・耐久性に優れた建物の建築を促進します。
- ・大洲市立地適正化計画を踏まえ、洪水や津波による浸水の危険性が低い地域へ住宅を誘導するよう、適切な用途地域の設定を検討します。
- ・大洲市防災センターについては、防災拠点を形成する緑地として位置づけ、その機能強化を図ります。

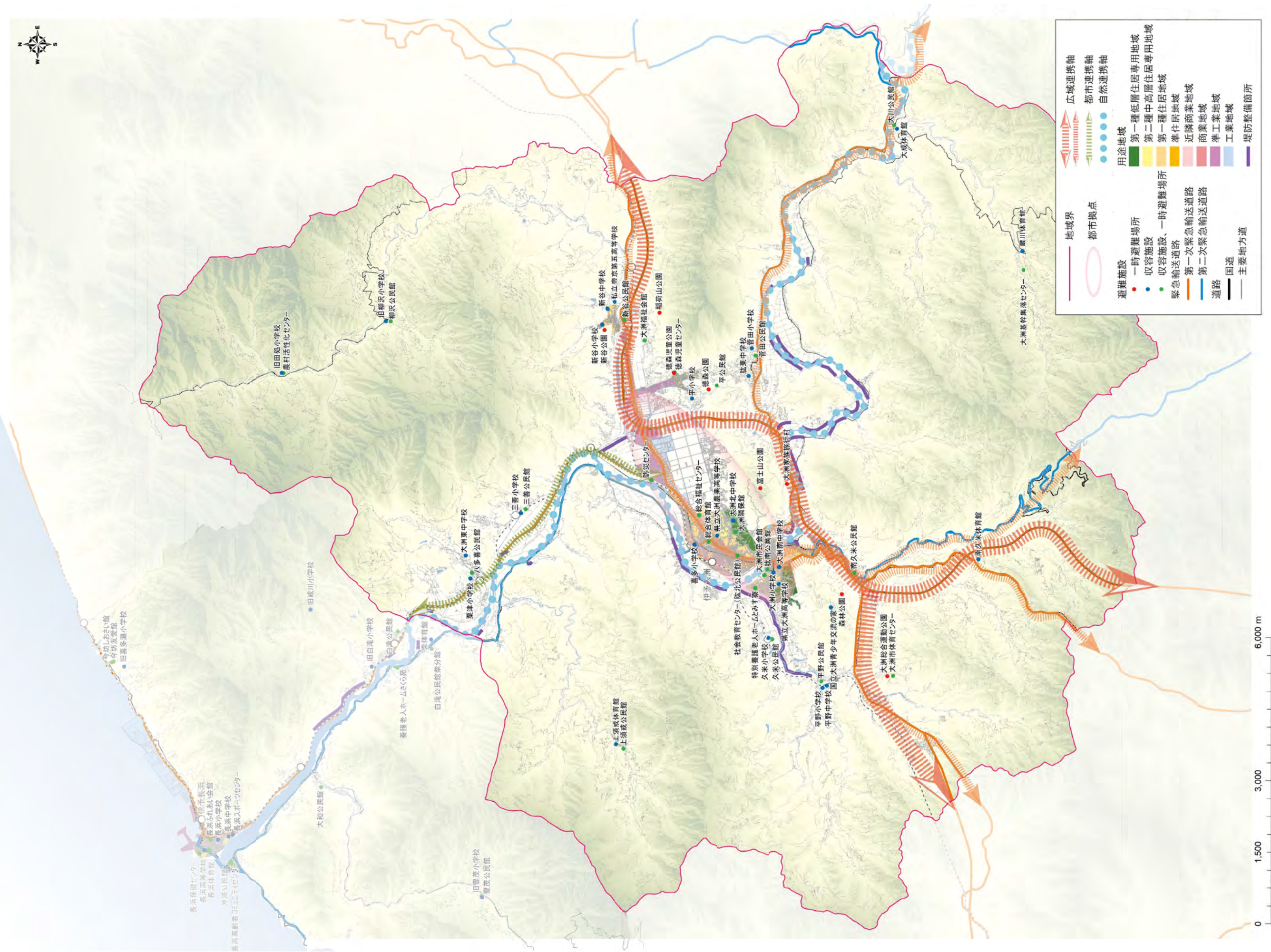


図 大洲地域のまちづくり構想図

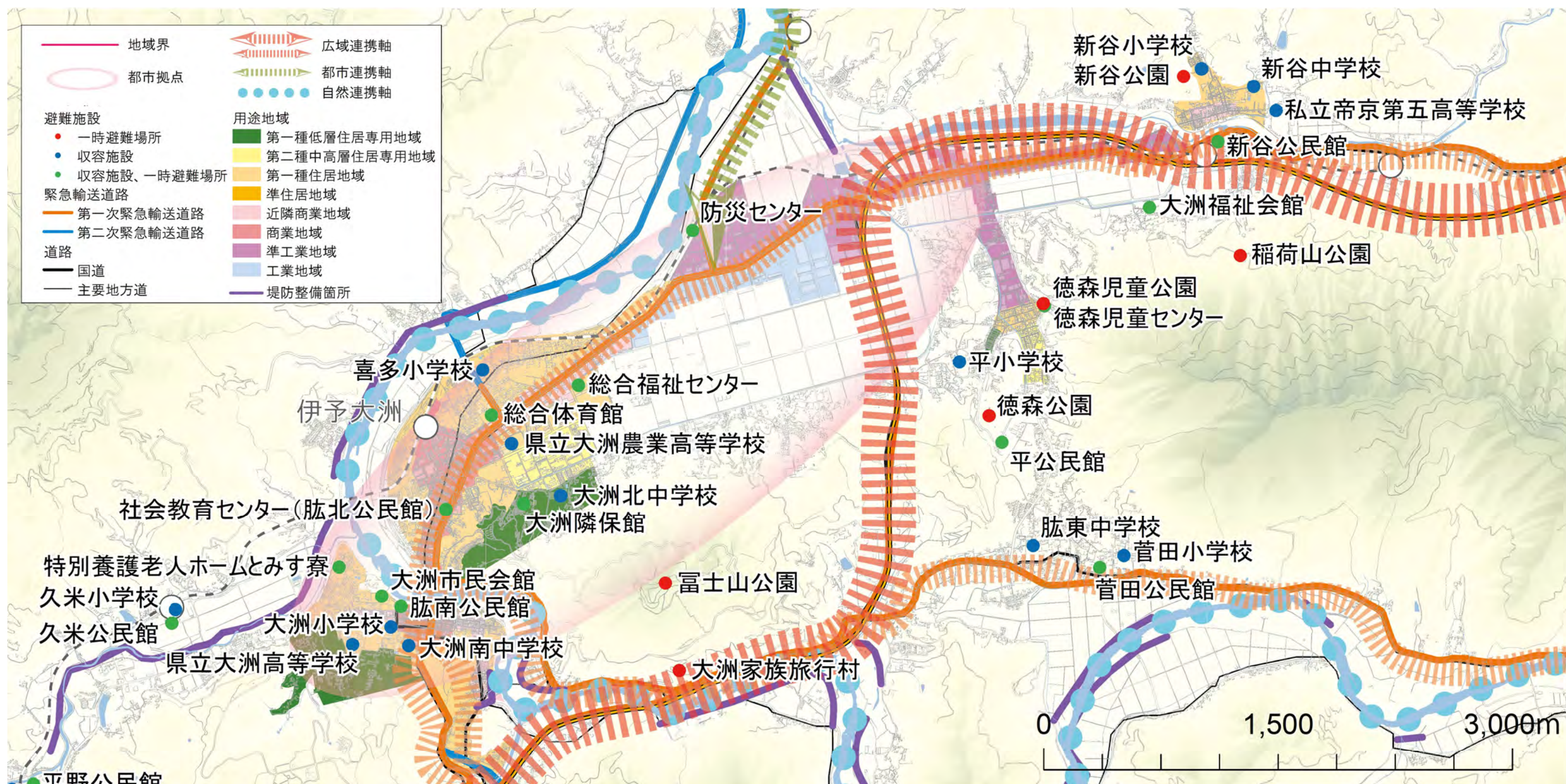


図 大洲地域のまちづくり構想図 (中心部)

6.3 長浜地域

(1) 長浜地域の概況

長浜地域は、美しい瀬戸内海「伊予灘」と肱川に沿って開けた地域で、平地は河川と海岸沿いに限られ、河口部には用途地域が指定されるなど市街地が形成されています。

地域内には、国道378号、JR伊予長浜駅、長浜港などがあり、広域交通機能は比較的充実しています。

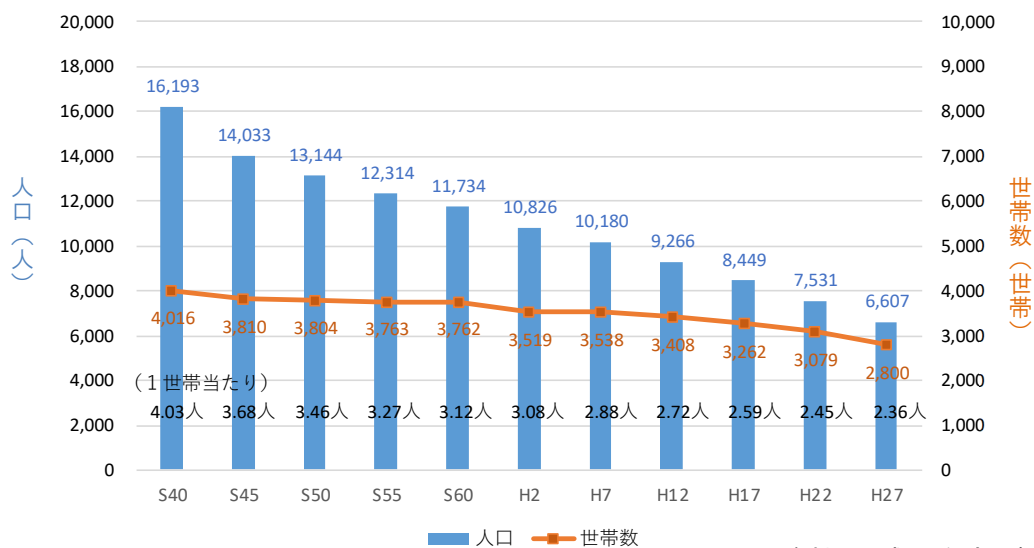
かつて、肱川水系を利用した日本有数の木材の集散地として、また広く中国・阪神方面への交通の要衝としてにぎわいました。

近年は、臨海工業開発事業で造成した晴海工業団地、拓海工業団地への企業立地による生産活動が盛んに行われるとともに、海岸沿い等の傾斜地を利用した柑橘類の栽培などが盛んです。

現役で動く道路可動橋としてはわが国最古であり、国の重要文化財に指定されている「長浜大橋」や、世界的にも珍しい気象現象である「肱川あらし」、落差80m級の滝をはじめとした渓谷美を誇る名瀑「白滝」などがあります。また、フグなどの海の幸をはじめとして、みかん等山の新鮮な産物にも恵まれています。

表 長浜地域の面積

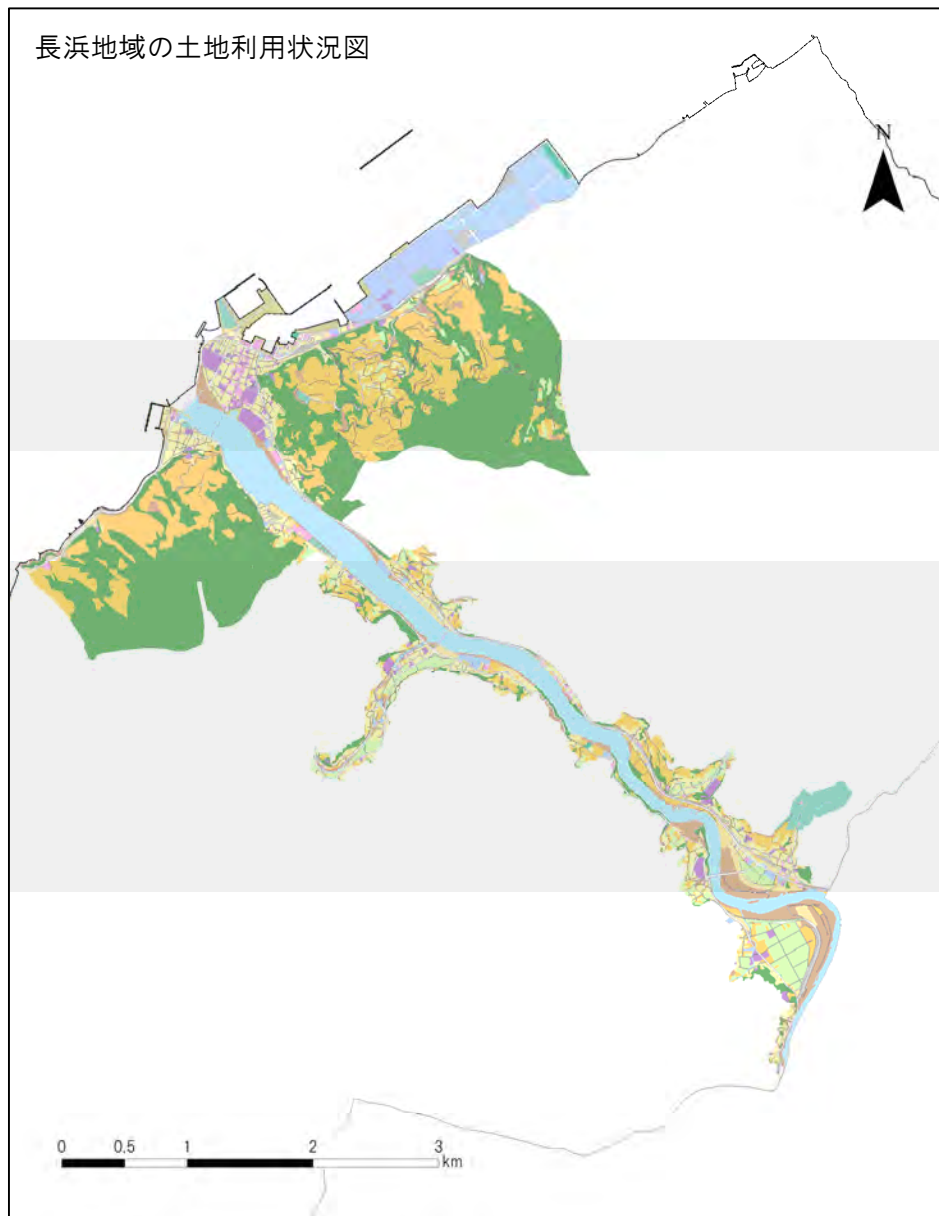
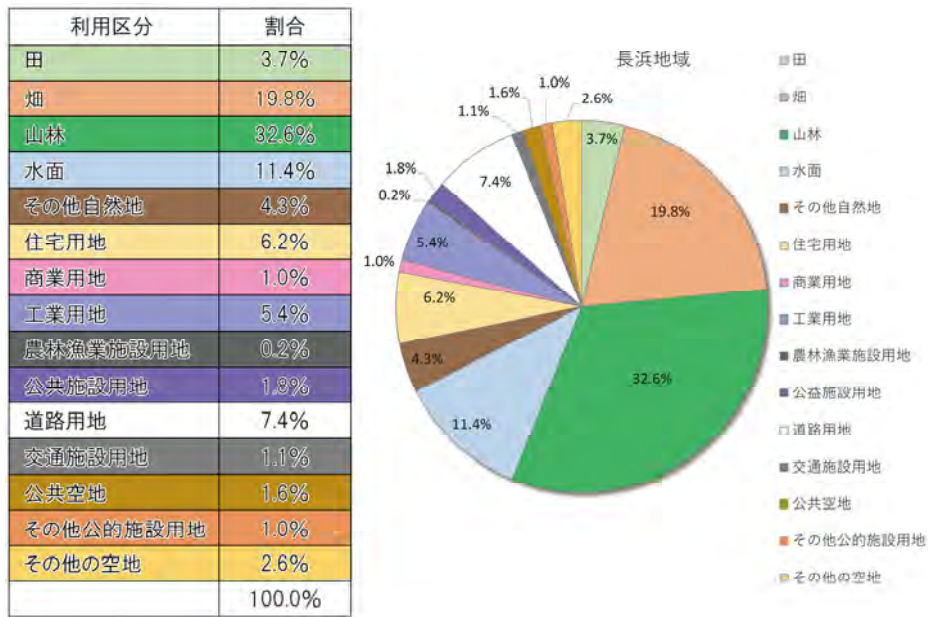
		面積(ha)
都市計画 区域	用途地域	135.2
	白地地域	860.8
	計	996.0
都市計画区域外		6,483.0
計		7,479.0



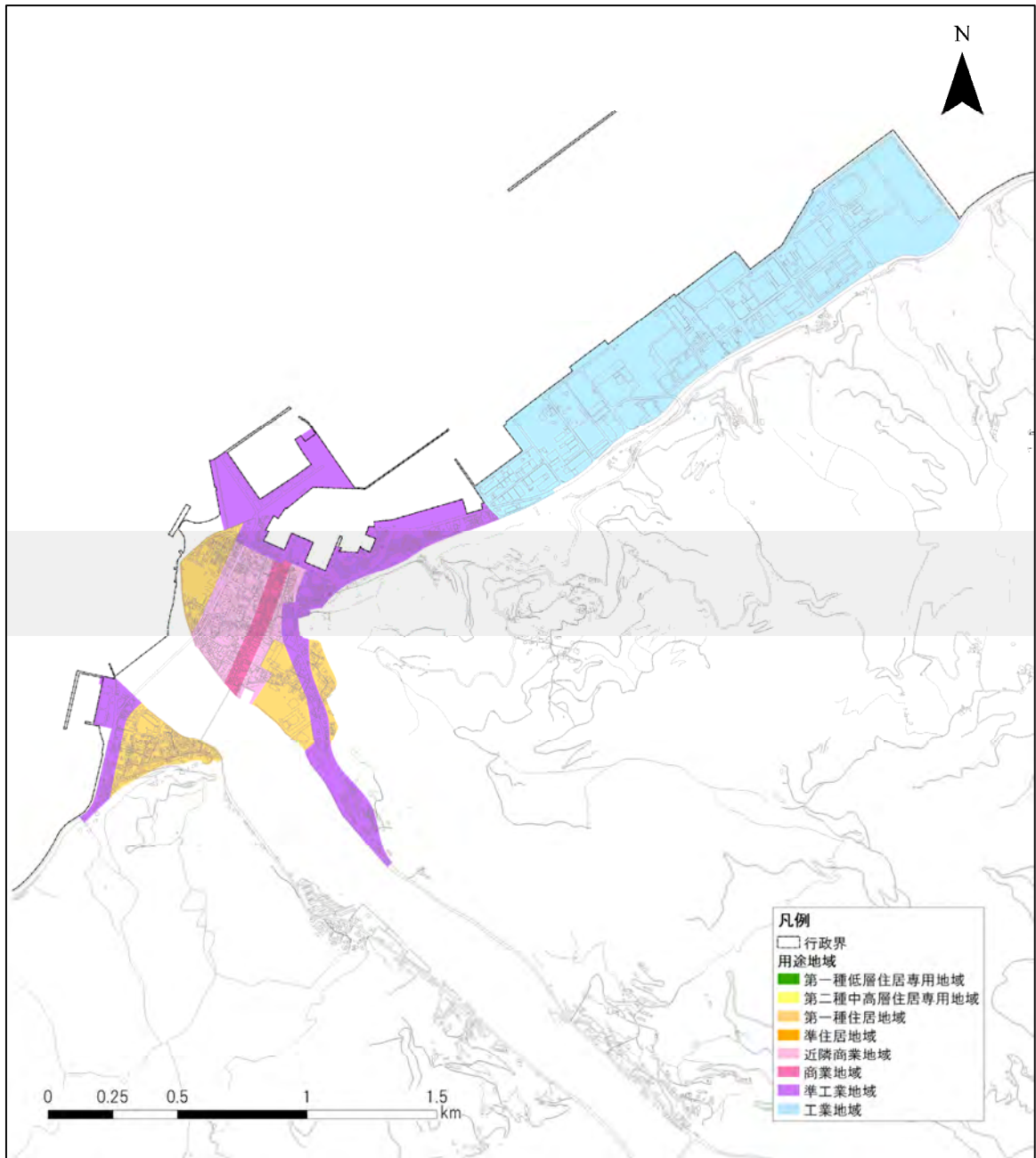
(資料) 平成27年度国勢調査

図 長浜地域人口、世帯数動態

長浜地域の土地利用の状況

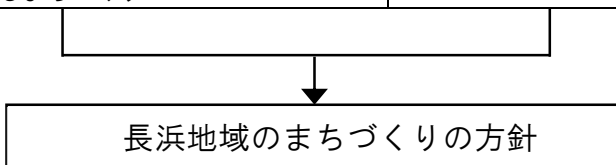


長浜地域都市計画の状況



(2) 長浜地域の課題

		① 地域住民から見た課題 (市民・高校生アンケート調査等)	② 全体構想における地域の方針
土地利用		<ul style="list-style-type: none"> ・ ゆとりある住宅地の形成 ・ 豊かな自然に囲まれた山間型の集落地の形成 ・ 商店街の活性化 ・ 商店や作業所などが共存する住宅地の形成 ・ 地元工業の活性化 ・ 農地の保全、農業基盤の整備、営農環境の保全 ・ 第三次開発事業の早期完成による拠点づくり ・ 河川改修に伴う適切な土地利用の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途地域などの活用によるバランスのとれた土地利用調整 ・ 都市の拡散を抑えた効率的な市街地の形成
都市施設	交通・道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山間部も含めた生活道路網の形成 ・ 市街地部での道路の改良 ・ 歩道や交通安全施設の整備 ・ 鉄道・バスなどの利便性の向上 ・ 高齢者が利用しやすい公共交通手段の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急車輛の通行可能な道路整備 ・ 道路アドプト制度など地域に密着した道路管理手法の検討 ・ 都市計画道路網の見直し ・ ワンコインバスの導入検討 ・ 長浜港の港湾関連施設の充実
	緑地・公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な公園や子どもの遊び場の充実 ・ 災害時の避難公園の整備 ・ イベントなど人が集まることができる広場の設置 ・ 海浜部のレクリエーションゾーンとしての整備、改善 ・ 海水浴場の整備 ・ 自然を活かした公園の保全、充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ニーズにあった施設の創出 ・ 公園アドプト制度など地域に密着した公園管理手法の検討
	河川・下水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親水空間の整備 ・ 肱川の維持管理の強化 ・ 自然環境に配慮した肱川の改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水対策の充実と効率化 ・ 河川アドプト制度など地域に密着した河川管理手法の検討
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水族館などの観光施設の整備 ・ 自然環境を活かした施設の整備 ・ コミュニティ施設等の充実と利用環境の改善 ・ 地域資源を活かした観光施設の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度などの活用の検討
福祉			<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の整備
市街地整備			<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な市街地の形成
環境	都市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的文化的環境の保全と観光資源としてのまちづくりへの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林、水辺環境の保全
	自然	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山、川、海 of 自然環境の保全、活用 	
景観		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水・緑など自然と調和が図られた景観づくり ・ 肱川とその沿川の景観形成 ・ 美しい棚田(田園)景観の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光資源としての景観形成
防災		<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水や火災など災害時の安全性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災マップなどの情報周知 ・ 自主防災組織の支援・育成
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ まちの活気・活力の向上 ・ 住民参加によるまちづくり 	



(3) 長浜地域のまちづくりの方針

1) 長浜地域のまちづくりの目標

<テーマ>

伊予灘と豊かな海の幸に育まれた 活力と安らぎのある臨海産業都市

<目標>

長浜地域は、伊予灘に面した港町で、恵まれた新鮮な海産物などを活かした産業の活性化と港湾を中心とした物流拠点、産業拠点としての活力あるまちづくりを目指します。

また、歴史的遺産と河川景観に配慮し、安全・安心のまちづくりを目指した肱川の河川整備を進めます。

全体構想における長浜地域の都市構造		
	区分	位置
拠点	生活拠点	長浜の中心市街地
	産業拠点	晴海・拓海工業団地
	交通拠点	JR 伊予長浜駅、長浜港
	歴史・文化拠点	国重要文化財の「長浜大橋」や国登録有形文化財「旧長浜町庁舎」など近代化遺産が存在する長浜地区
	レクリエーション拠点	長浜港港湾環境緑地一帯
軸	広域連携軸	国道 378 号、長浜港を拠点として出入りする人と物の流れ
	都市連携軸	主要地方道大洲長浜線、主要地方道長浜中村線
	自然連携軸	清流肱川など
	観光交流軸	広域軸、都市軸と同じ

2) 長浜地域のまちづくりの方針

①土地利用の方針

●大洲版集約型都市構造の構築

- ・既存の商業集積及び商店街を形成している長浜本町商店街付近については、地域住民の日常生活の中心となる「生活拠点商業地」とし、地域住民の日常生活の中心となる商業地として、各種基盤施設の整備と土地の有効利用、高度化等を推進し、その利便性向上とにぎわいある商業・観光及び各種都市的機能の充実を図ります。また、生活拠点の利便性を享受できる住宅の立地についても誘導します。
- ・長浜地区や沖浦地区等の既成住宅市街地については、一定の生活関連施設の立地を許容する一般住宅地として、その住環境の維持形成を図ります。
- ・JR伊予長浜駅周辺の住宅と工業施設等の混在地については、将来的な土地利用の純化を目指し、住環境に影響を及ぼす工業施設は積極的に工業地へ再配置するなど、住環境の改善を図ります。
- ・国道378号沿道及び主要地方道大洲長浜線沿道でまとまった土地利用が可能な地区については、交通量の増加に伴う沿道サービス施設の立地を認めていくこととし、住環境と沿道利用環境の調和した一般住宅地として、その住環境の維持形成を図ります。
- ・晴海地区及び拓海地区については、遊休地の有効活用と企業誘致・留置を推進し、生産型工業地として港湾と連携した一層の生産環境の機能強化を図るとともに、周辺環境との調和及び景観面への配慮を図ります。
- ・長浜町第三次開発事業基本計画の見直しを図るとともに、県と連携した事業を進め、長浜港の機能強化を図ります。また、長浜港周辺の都市機能や交通施設を充実・強化します。
- ・肱川やその周辺地域を活用したレクリエーション機能の向上、「肱川あらし」を活用した地域振興など、肱川を中心として、各地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。
- ・これらの土地利用の方針に基づいて、公共交通等により移動しやすい都市・生活拠点地域に、居住機能や医療・福祉、教育文化、商業等都市機能を集積した集約型都市構造を構築することにより、大洲版集約型都市構造の実現を目指します。

②都市施設整備の方針

●利便性が高く快適に移動できる環境の充実

- ・国道 378 号、主要地方道大洲長浜線、主要地方道長浜中村線などは、都市内をネットワークする骨格路線として、その機能強化を促進します。
- ・既決定の都市計画道路網については、将来の市街地のあり方や整備効果を踏まえ、道路管理者と協議を行いながら、その機能及びルートについて再検討します。
- ・生活道路については、道路幅が狭く緊急車輛の通行等に支障が生じている箇所や、カーブ、急な坂が多い危険な箇所の解消等を図るため、道路整備を行います。
- ・広域・都市内幹線道路やその他の幹線道路が互いに連携しつつ、歩行者が市街地内を快適に回遊できる歩行者ネットワークの形成を図るものとします。歩道の緑化やバリアフリー、ユニバーサルデザインへの配慮、交通安全施設の整備改善などに取組むほか、景観に配慮した歩行者空間の整備・改善を図ります。
- ・JR伊予長浜駅等の主要な鉄道駅については、鉄道駅が有する地域拠点機能及び交通結節点機能の向上のため、周辺市街地や駅前広場等の整備拡充を進め、利便性の向上と利用促進を図ります。
- ・長浜港を発着する離島航路については、青島の島民生活に必要な不可欠な交通手段として、維持を図ります。

●市民のニーズに応じた計画的な公共施設等の管理

- ・公園については、利用者ニーズに応じた施設整備を図ります。
- ・長浜大橋は、近代土木遺産という観点からも、非常に貴重な橋であり、これを大切に保全するとともに、観光資源としてその魅力を高める景観づくりに努めます。
- ・地方港湾長浜港については、重要港湾松山港と地方港湾八幡浜港を補完する港湾であり、海上交通の拠点として、また広域的な物流及び交通拠点として、物流機能の効率化を目指した荷役に関連する荷さばき所や集積場などの港湾関連施設の充実に努めます。また、「長浜町第三次開発事業基本計画」の見直しを図るとともに、長浜地域の中核的な拠点としての都市機能の整備と港湾施設の整備を図ります。

●超高齢社会に対応した保健・医療・福祉等の充実、若者の定住促進などによるコミュニティの強化

- ・集会所や広場・公園などの既存施設をコミュニティ活動・ボランティア活動などの拠点として、有効活用するとともに、整備の充実に努めます。
- ・高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー住宅や優良賃貸住宅の整備を促進します。

③市街地整備の方針

●快適に暮らし、働き、憩い、交流できる活動基盤の充実

- ・長浜本町商店街付近の生活拠点商業地については、各種基盤施設の整備と土地の有効利用、高度化等を推進し、その利便性向上とにぎわいある商業・観光及び各種都市的機能の充実を図ります。また、生活拠点の利便性を享受できる住宅の立地についても誘導します。
- ・晴海地区及び拓海地区については、遊休地の有効活用と企業誘致・留置を推進し、生産型工業地として港湾と連携した一層の生産環境の機能強化を図るとともに、周辺環境との調和及び景観面への配慮を図ります。
- ・長浜港周辺の一帯については、将来の港湾の発展と効果ある港湾の利用増進を図るため、臨港地区の見直しを行い、港湾と連携した土地利用を促進します。
- ・長浜町第三次開発事業基本計画の見直しを図るとともに、長浜地域の中核的な拠点としての都市機能の整備と港湾施設の整備を図り、適正かつ合理的な土地利用を見込んだ用途地域の見直しを検討します。
- ・長浜港については、広域的な物流及び交通拠点として、荷役に関連する荷さばき所や集積場などの港湾関連施設の充実に努めます。
- ・公共下水道の計画区域と農業集落排水処理区域を除く区域を対象として、浄化槽設置整備事業を推進します。
- ・都市施設については、既存施設の有効利用に努めるほか、時代の変化や利用者のニーズに対応した改修並びに指定管理者制度などの活用による管理・運営について検討します。
- ・既存集落では、優良農地の保全とともに、営農環境や農村集落環境の充実を促進します。

④自然的環境保全と都市環境形成の方針

●山・川などの自然的環境の保全と活用

- ・市内を貫流する清流肱川や瀬戸内海「伊予灘」に面した海岸等の水辺空間は、美しい景観要素であるとともに、水生動植物の生息地などとして、本市を代表する良好な都市の自然的環境であることから、これを積極的に保全することとします。
- ・山間部の棚田、田園風景については、本市の原風景としての重要な景観要素であることから、その美しさを維持保全します。
- ・都市における貴重な自然的環境として景観形成やレクリエーションにも資するため、多自然型の川づくりによる水質浄化やビオトープの形成など河川環境の整備・保全に努めるほか、誰もが安全に利用でき、河川を身近に感じることでできる親水空間の整備を促進します。

●魅力的な都市環境の形成

- ・ 肱川あらし、長浜海水浴場などの地域資源を活かしたまちづくりを推進します。
- ・ 観光交流のネットワークの形成にあたっては、水と緑のネットワークとも連携をとりながら、快適な回遊空間の創出に努めるほか、自然的・歴史的環境にも配慮した修景整備などを促進します。

⑤都市景観形成の方針**●固有の歴史・文化の保全と活用**

- ・ 市街地を取り囲む豊かな森林や清流肱川、瀬戸内海などの豊かな自然的景観については、その美しさを積極的に維持保全します。
- ・ 国指定重要文化財である長浜大橋などの建造物は、歴史的・文化的な景観資源として、その魅力を高める景観づくりに努めるとともに、これらの景観資源を眺望できるビュースポット※を設定し、その眺望に支障を及ぼすおそれのある行為の規制などについても検討します。
- ・ 長浜地域における「肱川あらし」は、10月から2月頃にかけての夜間から早朝、上流の大洲盆地でかん養された冷たい霧が肱川に沿って一気に流れ出す、世界でも類のない貴重な自然現象として、本地域の大切な自然景観であり、肱川の冬の風物詩となっています。このような自然現象を生じさせる本区域のシンボルである肱川の水辺空間は、市街地における景観上のシンボリックな緑地でもあることから、計画的に整備、保全を図ります。



長浜大橋

※ビュースポット：まちなみや建物・道路・橋などの建造物、海・山・川・樹木などの自然といった、様々な景観資源を美しく眺めることができる場所のこと。視点場ともいう。

⑥都市防災の方針

●**肱川の洪水をはじめとした災害への対策の強化**

- ・「肱川水系河川整備計画」、「肱川緊急治水対策」、「肱川減災対策計画」などに基づき、ハード対策・ソフト対策の両面から、計画的に治水安全度の向上に努めます。
- ・長浜港湾の海岸においては、高潮等の災害対策として、安全な港づくりのため、施設整備の促進を図ります。
- ・保安林区域や砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等災害の危険性が高い区域として指定されている区域においては、災害防止のため開発を規制します。土砂災害危険箇所については、砂防ダム等の土砂災害防止施設の整備を促進します。
- ・災害時の避難場所や避難ルート等に関する防災マップの充実を図り、自主防災組織の支援・育成、市民やボランティアの受け入れ体制などについて検討します。また、デジタル防災行政無線整備を市内全域に拡張整備し、災害情報伝達手段の多重化を図ります。
- ・建築物の安全性を高めるため、既存建築物の耐震診断や改修、耐震性・耐久性に優れた建物の建築を促進します。
- ・大洲市立地適正化計画を踏まえ、洪水や津波による浸水の危険性が低い地域へ住宅を誘導するよう、適切な用途地域の設定を検討します。
- ・住吉公園など面積が概ね 2ha 以上の規模の公園・緑地については、今後、災害時の避難地として位置づけ、未整備箇所の整備を推進します。その他、緊急時の避難場所や火災時の延焼防止のため、ポケットパーク等の整備を検討します。



地域の消防訓練の風景



図 長浜地域のまちづくり構想図

6.4 肱川・河辺地域

(1) 肱川・河辺地域の概況

【肱川地域】

肱川地域は、肱川が地域の中央を南北に貫流し、昭和33年の鹿野川ダム建設によってできた鹿野川湖を中心に、周辺は県立自然公園に指定されています。

かつては、林業をはじめ農業では段丘地での果樹（栗）や葉タバコの栽培、養蚕、酪農、稲作などが盛んでしたが、近年は、道の駅「清流の里ひじかわ」と連携した地元産の新鮮な野菜や「肱川ラーメン」などの特産品の生産・販売のほか、この施設を媒体として、人、物、技術及び情報等の交流を促進し、先進技術を導入したトマトの栽培など、従来の土地基盤型農業中心でなく技術基盤型農業の導入にも取り組んでいます。

また、鹿野川湖周辺では、湖畔の景観を背景に温泉を活かした「鹿野川荘」やふれあいの里「鹿鳴園」等の保養施設の整備、地域内で発見された喜多川歌麿の浮世絵の版木や浮世絵を中心とした様々なジャンルの作品が展示されている「肱川風の博物館・歌麿館」などの文化施設の整備、鹿野川湖を活用したカヌー・ボート競技の大会や合宿、ドラゴンボート大会やオシドリウォッチングなどのスポーツ・レジャー企画にも力を入れ、魅力的な地域づくりを進めています。

【河辺地域】

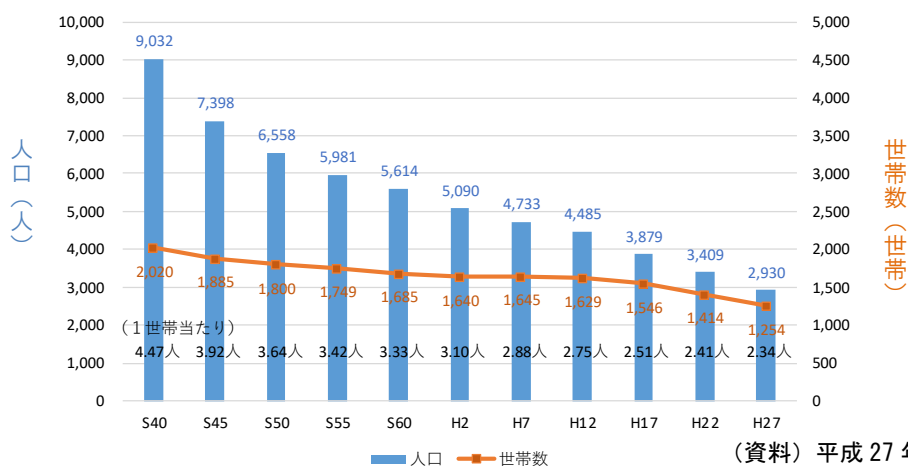
河辺地域は、四方を山地に囲まれ、地域の面積の約80%を山林が占めており、河辺川とその支流に沿って集落が点在しています。

平坦地が少なく、林業や野菜生産などが中心の地域ですが、近年は自然や歴史・文化的な資源を活かし、「坂本龍馬脱藩の道」のイベントの開催や記念館の整備、全国的にも珍しい「浪漫八橋」と呼ばれる屋根付き橋の保存、廃校を宿泊施設として蘇らせた「河辺ふるさと宿」や「河辺ふるさと公園」の整備など、観光の取組みを進めています。

また、山菜料理やアマゴ料理など、地域食材を使った特産品の開発に取り組んでいます。

表 肱川・河辺地域の面積

	面積(ha)
都市計画区域外(肱川)	6,330
市計画区域外(河辺)	5,312
計	11,642



(資料) 平成27年度国勢調査

図 肱川・河辺地域人口、世帯数動態

(2) 肱川・河辺地域の課題

		① 地域住民から見た課題 (市民・高校生アンケート調査等)	② 全体構想における地域の方針
土地利用		<ul style="list-style-type: none"> ゆとりある住宅地の形成 豊かな自然に囲まれた山間型の集落地の形成 小規模商店の育成、地元店舗の協力支援 地元工業の活性化 企業誘致の推進 農村集落の維持、保全、活性化 農業の振興 高齢者のための営農環境の改善 	
都市施設	交通・道路	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の市町につながる幹線道路の整備 生活道路網の充実 災害に強い道路づくり 歩行者の安全性の確保 歩道や交通安全施設の整備 道路の維持管理の強化 バスなどの利便性の向上 高齢者が利用しやすい公共交通手段の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急車輛の通行可能な道路整備 道路アドプト制度など地域に密着した道路管理手法の検討
	緑地・公園	<ul style="list-style-type: none"> 身近な公園や子どもの遊び場の充実 災害時の避難公園の整備 イベントなど人が集まることができる広場の設置 既設公園の維持充実 まちなかへの広場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズにあった施設の創出 公園アドプト制度など地域に密着した公園管理手法の検討
	河川・下水	<ul style="list-style-type: none"> 親水空間の整備 河川環境の保全 鹿野川湖の水質改善 	<ul style="list-style-type: none"> 排水対策の充実と効率化 山鳥坂ダムの建設 河川アドプト制度など地域に密着した河川管理手法の検討
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境を活かした施設の整備 既存公共施設の維持と利用環境の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の改修及び指定管理者制度などの活用の検討
福祉		<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持 	
市街地整備			
環境	都市	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的文化的環境の保全と観光資源としての活用 	<ul style="list-style-type: none"> 森林、水辺環境の保全
	自然	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全と活用 	
景観		<ul style="list-style-type: none"> 水・緑など自然と調和が図られた景観づくり 山と川の美しい自然景観の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 観光資源としての景観形成
防災		<ul style="list-style-type: none"> 洪水や火災など災害時の安全性の向上 情報通信網の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 防災マップなどの情報周知 自主防災組織の支援・育成
その他		<ul style="list-style-type: none"> まちの活気・活力の向上 住民参加によるまちづくり 買い物物の利便性の向上 集落の活性化のための取組みの推進 	

↓

肱川・河辺地域のまちづくりの方針

(3) 肱川・河辺地域のまちづくりの方針

1) 肱川・河辺地域のまちづくりの目標

<テーマ>

温泉と豊かな山の幸に育まれた ふれあいと安らぎのある山里のまち

<目標>

肱川・河辺地域は、小藪温泉や浪漫八橋などの歴史的・文化的資源と豊かな自然や農林水産物を活かしながら、交流と安らぎを持つことができるまちづくりを目指します。

全体構想における肱川・河辺地域の都市構造		
区 分		位 置
拠点	生活拠点	肱川、河辺の中心市街地
	歴史・文化拠点	喜多川歌麿の版木が発見され浮世絵などに親しむことができる肱川地区、「坂本龍馬脱藩の道」や「屋根付き橋」のある河辺地区
	レクリエーション拠点	鹿野川ダム周辺、河辺ふるさと公園
軸	生活軸	河辺地域と肱川地域を結ぶ主要地方道小田河辺大洲線
	自然連携軸	清流肱川など
	観光交流軸	生活軸と同じ

2) 肱川・河辺地域のまちづくりの方針

①土地利用の方針

●大洲版集約型都市構造の構築

- ・盆地や山地部等の優良な農地については、大切な食糧生産の場であり、都市的土地利用と農業的土地利用の健全な調和の観点から、農業振興地域整備計画の活用等、適正な土地利用規制によりまとまった優良農地の保全を図ります。
- ・効果的・効率的な農政の推進に向けて、現状を把握し、各地域の実態に即した農業振興地域整備計画をはじめ、各種計画の見直しと一元化を図り、都市的土地利用との調整を行いながら、優良農地の確保に努めます。
- ・農村集落での住環境整備を図り、地域住民が誇りを持って暮らせる、美しい、快適・安全な農村環境づくりを促進します。農山漁村集落の計画的な整備や防災対策の充実に努めるとともに、肱川・河辺の地域拠点における行政機能の維持や適切な見直しを図ります。市街地を取り囲む森林及び清流肱川等の水辺空間は、水源かん養、山地災害の防止、生物の生息環境の保全などのために、「地域森林計画」に基づき、林地の無秩序な開発を抑制し、その機能の保全、活用を図ります。
- ・木材等生産機能や公益的機能の維持増進に努めるとともに、本市の特産品である「乾しいたけ」や「乾たけのこ」の生産の場として、適切な森林環境保全を図ります。
- ・アウトドアやレクリエーションの場としての活用など、森林の持つ多面的機能の活用を図ります。
- ・肱川とその支流等の水辺においては、自然環境や景観の保全と、防災機能の向上を図ります。
- ・肱川やその周辺地域を活用したレクリエーション機能の向上など、肱川を中心として、肱川・河辺地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。



鹿野川ダム湖

②都市施設整備の方針

●利便性が高く快適に移動できる環境の充実

- ・山鳥坂ダム建設計画に伴い、生活軸である主要地方道小田河辺大洲線の早期整備により、産業振興や通勤・通学はもとより定住環境条件の整備を図ります。
- ・生活道路については、道路幅が狭く緊急車輛の通行等に支障が生じている箇所や、カーブ、急な坂が多い危険な箇所の解消等を図るため、道路整備を行います。
- ・ワンコインバスの導入などを検討し、市民と観光客の利便性の向上を図ります。また、民間バス会社等と連携し、市の福祉バス・代替バスなどを含めた地域交通網の維持充実に努めます。路線バスについては、定時性の確保や他の交通機関との連携強化を促進します。バスの運行にあたっては、高齢者や障がい者に配慮したノンステップバスやデマンドバス※の導入を促進します。

●市民のニーズに応じた計画的な公共施設等の管理

- ・公共公益施設については、既存施設の有効利用に努めるほか、時代の変化や利用者のニーズに対応した改修並びに指定管理者制度などの活用による管理・運営について検討します。

●超高齢社会に対応した保健・医療・福祉等の充実、若者の定住促進などによるコミュニティの強化

- ・集会所や広場・公園などの既存施設をコミュニティ活動・ボランティア活動などの拠点として、有効活用するとともに、整備の充実に努めます。
- ・高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー住宅や優良賃貸住宅の整備を促進します。

③市街地整備の方針

●快適に暮らし、働き、憩い、交流できる活動基盤の充実

- ・優良農地の保全とともに、営農環境や農村集落環境の充実を促進します。
- ・にぎわいと活力のあるまちづくりを目指し、市民生活に密着した魅力的な商店づくりを進め、農林水産業や観光との連携強化により商業の振興を図ります。
- ・鹿野川湖周辺については、地域資源を活かした魅力づくりと地域住民の愛着と誇りの持てるまちづくりを目指し、道路・公園などの整備充実に努めます。
- ・森林整備を推進することにより水源かん養機能を高め、浄化槽の設置、鹿野川湖の浄化などにより、河川などの水質改善に努めます。

※デマンドバス：定まった路線を走るのではなく、利用者の呼出しに応じることにより適宜ルートを変えて運行されるバスのこと。

④ 自然的環境保全と都市環境形成の方針

● 山・川などの自然的環境の保全と活用

- ・ 水源地域としての水を育む森林の整備はもとより鹿野川湖の景観、オシドリやカモなど自然とのふれあい、鹿野川湖を活用したボート競技など、湖を活かした地域づくりに取組みます。
- ・ 多自然型の川づくりによる水質浄化やビオトープの形成など河川環境の整備・保全に努めるほか、誰もが安全に利用でき、河川を身近に感じることでできる親水空間の整備を促進します。
- ・ 間伐・保育等による林業の振興と水源の森づくり、加工品開発を図るとともに、住民が安心して暮らせる住民主体の地域づくりに取組みます。
- ・ 森林や河川などの豊かな自然的景観については、その美しさを積極的に維持保全します。
- ・ 恵まれた自然を活かした「ドラゴンボート大会」や「わらじで歩こう坂本龍馬脱藩の道」などのイベントの充実を図ります。



鹿野川湖ドラゴンボート大会

●固有の歴史・文化の保全と活用

- ・「肱川風の博物館・歌麿館」や「河辺ふるさとの宿」などの施設の適正な維持管理を行います。
- ・道の駅「清流の里ひじかわ」を核とした地産地消や農林産物を活用した加工品づくりによる農林業の振興をはじめグリーンツーリズムに取り組み、自立できる農林業の再構築を進めます。
- ・特産品の椎茸、栗やアマゴなどを利用した新たな加工品及び名物料理づくりなど、既存の観光資源と農林業を活かした山村体験・滞在型観光の整備を進めます。
- ・自治意識の高揚を図るとともに、若者の定住環境の整備や伝承文化が息づく魅力ある地域づくり、誰もが住んでみたい地域づくりに取り組みます。

⑥都市防災の方針**●肱川の洪水をはじめとした災害への対策の強化**

- ・「肱川水系河川整備計画」、「肱川緊急治水対策」、「肱川減災対策計画」などに基づき、ハード対策・ソフト対策の両面から、計画的に治水安全度の向上に努めます。
- ・平成30年7月豪雨により、特に被害が甚大で、住民からの意見・要望や住民意向アンケート調査の結果、住まいと暮らしの再建や地域コミュニティの再生に向けた取り組みが特に必要な地区については、「地区別実施計画」を策定し、地域住民との協議を重ねながら、個別具体的な取り組みを進めていきます。
- ・県立自然公園、河辺ふるさと公園など面積が概ね2ha以上の規模の公園・緑地については、災害時の避難地として位置づけ、整備を推進します。
- ・肱川水系については、洪水流量を低減するため山鳥坂ダムの建設を促進するなど、治水機能の向上及び災害防止に努めます。
- ・保安林区域や砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等災害の危険性が高い区域として指定されている区域においては、災害防止のため開発を規制します。土砂災害危険箇所については、砂防ダム等の土砂災害防止施設の整備を促進します。
- ・災害時における的確な判断、行動を促すため、災害時の避難場所や避難ルート等に関する防災マップの充実を図り、自主防災組織の支援・育成、市民やボランティアの受け入れ体制などについて検討します。また、デジタル防災行政無線整備を市内全域に拡張整備し、災害情報伝達手段の多重化を図ります。
- ・建築物の安全性を高めるため、既存建築物の耐震診断や改修、耐震性・耐久性に優れた建物の建築を促進します。

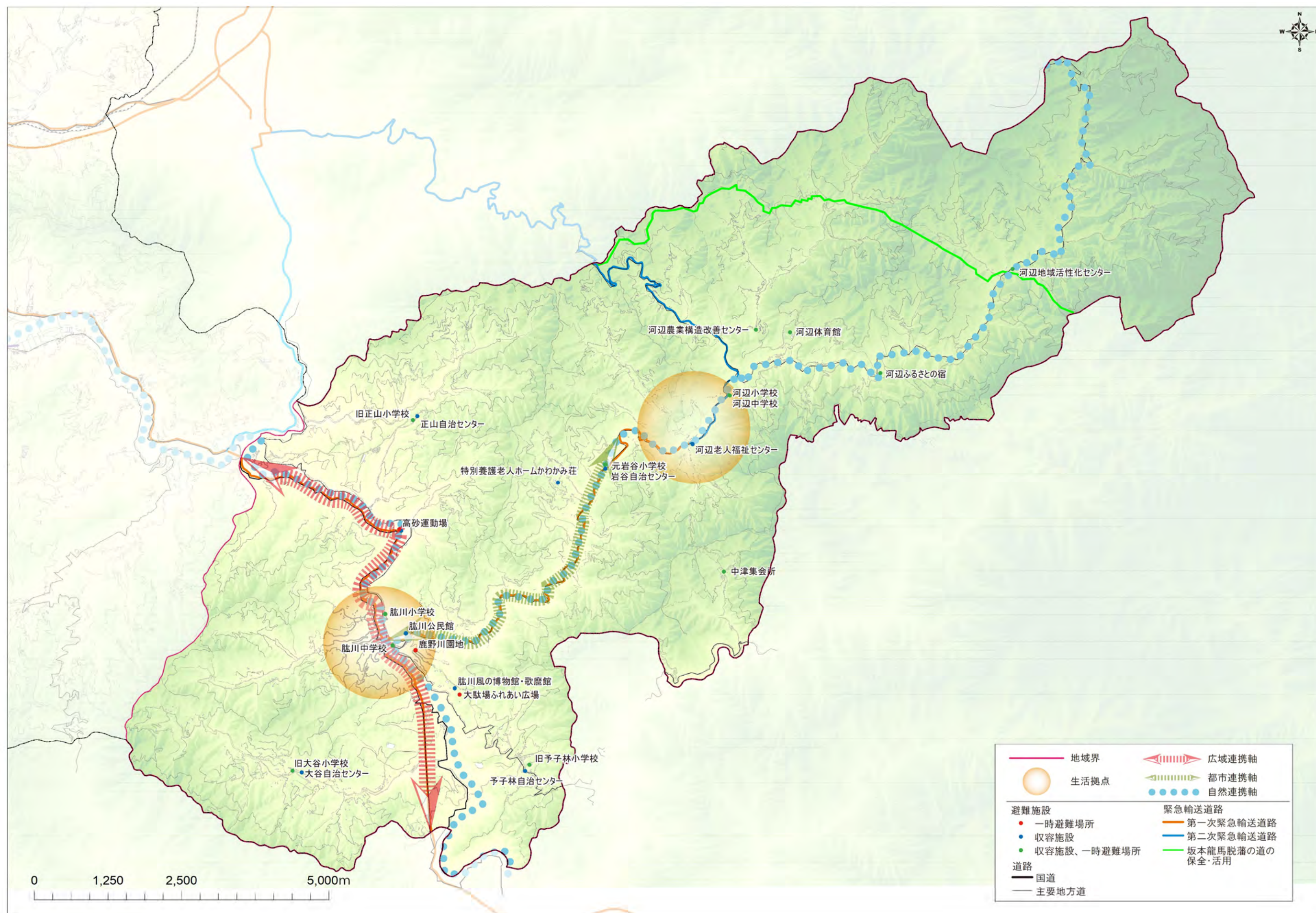


図 肱川・河辺地域のまちづくり構想図

第7章 実現化の方策

7.1 考え方と取り組み方針

これまでに、本市の目指すべきまちの将来像の実現に向け、全体構想では3つの目標「安全・安心のまちづくり」、「快適性・利便性のまちづくり」、「個性・魅力のまちづくり」を掲げ、分野別の基本的な考え方と方針を定めました。

また、地域別構想では、「大洲地域」、「長浜地域」、「肱川・河辺地域」のそれぞれの地域について、まちづくりの目標と、分野ごとの方針を定めました。

ここでは、まちづくりの実現に向け、都市計画マスタープランの意義を踏まえながら、基本的な考え方として示します。

「協働のまちづくり」に関する基本的な考え方

まちづくりは、様々な主体が協働することで実現します。

都市計画マスタープランによって、市民、事業者及び行政が、目指すべきまちの将来像を共有することで、各主体の円滑な合意形成のもとで具体的な方策を進めることを促します。

本市では、市民、事業者及び行政が、それぞれの役割を担い、知恵や力を出し合ってまちづくりに取り組む「協働のまちづくり」を目指します。

「協働のまちづくり」では、多様な主体・世代が、お互いの立場を理解しながら、同じ目標の実現に向けて、自らが主体的に取り組むことが必要となります。自らがまちづくりの当事者であるという意識の醸成を促しながら、持続可能な賑わいのあるまちづくりを目指します。

「目指すべきまちの将来像の実現」に関する基本的な考え方

都市計画マスタープランは、市が定める最上位計画である総合計画（まちづくり基本構想）を実現するための都市計画分野の計画であり、目指すべきまちの将来像は、概ね20年後の将来を見据えたものとなります。

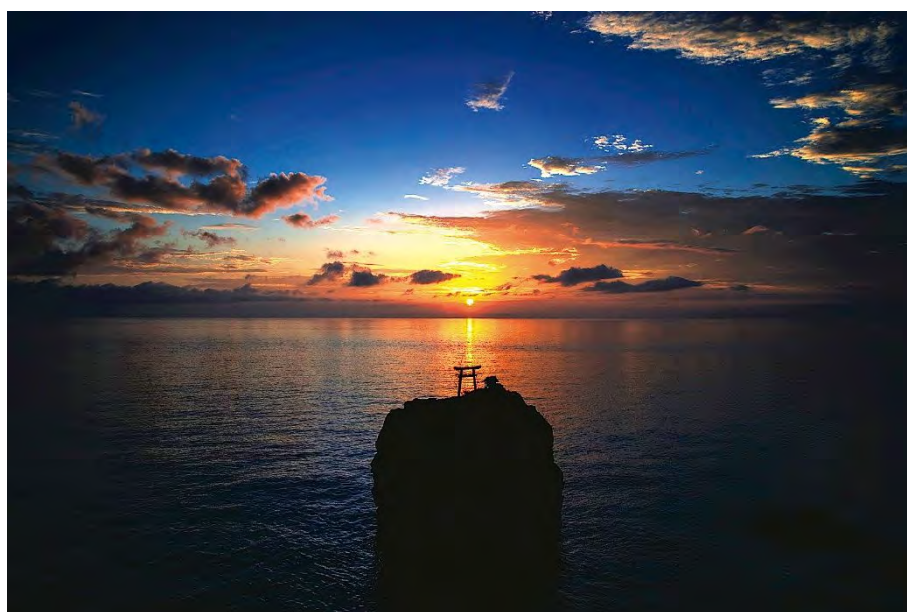
本市では、本計画に基づき、都市計画制度※を積極的に活用するとともに、産業、環境、福祉等の他の分野との連携等、庁内外の連携を強め、まちの将来像の実現を目指します。

※都市計画制度 わが国では、「都市計画法」により、まちづくりのルールが定められている。「都市計画法」は、都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関して必要な事項を定めることで、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、それによって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。都市計画の土地利用計画は、住宅、店舗、事務所、工場など、競合するさまざまな土地利用を秩序立て、効率的な都市活動の増進、優れた環境の保護、特色ある街並みの形成などを目的とした「まちづくりのルール」となる。

「施策の推進」に関する基本的な考え方

都市計画マスタープランは、目指すべきまちの将来像を実現するための都市計画の決定や変更の方針等を示した計画であり、都市計画行政の行動指針となります。

本市では、本計画に基づき、都市全体として総合的かつ一体的なまちづくりを進めるために、的確な施策の推進を目指すとともに、時代の変化にも柔軟に対応[※]し、適正な進行管理、適切な施策判断の実施を目指します。



長浜夕焼け

※時代の変化への対応：都市計画マスタープランは、市の現時点での実情を踏まえ、将来にわたる計画を示すものであり、今後の時代の変化等によっては、実情に適合しなくなる可能性がある。このため、社会経済情勢の変化や総合計画等の上位計画の見直し、今後新たに作成される計画との整合を見極めながら、必要に応じて計画内容を変更するなど、常に市の実情に即した計画となるように配慮する。

7.2 実現に向けた取組み

より良いまちづくりを実現するためには、行政による主体的な取組みに加え、市民及び事業者を含めた協働の取組みが不可欠です。また、社会情勢や上位・関連計画の変化に対して、適切に整合を図る必要があります。以下に、「協働のまちづくり」、「目指すべきまちの将来像の実現」、「施策の推進」に関する取組みについて示します。

「協働のまちづくり」に関する取組み

協働のまちづくりにあたっては、「共通の目標・目的を持つこと」、「自主性を尊重すること」、「立場の違いを認め、理解し合うこと」、「役割分担を明確にすること」が必要です。お互いの立場と役割を理解しつつ、同じ目標の実現に向けて、各々が自ら主体的に取組むことが求められています。住民主体のまちづくり活動等を支援し、地域特性を活かしたまちづくりを推進します。

●市民、地元組織等の役割

市民には、まちづくりの主役として、特に、地域に密着したまちづくりの取組みへの主体的な参画を促します。

自治会やまちづくり協議会等の地域内組織、NPO等の地元組織が主体となった、世代間の垣根を越えた地域ぐるみのまちづくり活動等の取組みを継続していくことが望ましい姿となります。

また、全市的なまちづくりにおいても、行政の取組みに対する積極的な参画が期待されます。

●事業者（経済団体、民間企業等）の役割

経済団体には、地域産業の課題やその解決策の提案と、それを踏まえた行政機関との連携、民間企業との連携等の取組みが期待されます。

民間企業には、社会経済情勢や地域特性、市民ニーズの把握のほか、創造力と豊かなアイデアやノウハウ、情報力、時代にあった民間の経営感覚を活かした新たな施策への取組みが期待されます。

取組みの推進にあたっては、周囲に及ぼす影響への配慮と、行政や市民との協力体制の構築、事業者間の連携等が望まれます。

●行政の役割

行政は、全市的なまちづくりにおいて主導的な役割を担う一方、地域のまちづくりにおいては、市民や事業者の活動に対する支援の役割を担います。

まちづくりにおける行政の役割を推進するため、行政内における連携体制、市民や事業者への支援体制の強化を図ります。

「目指すべきまちの将来像の実現」に関する取組み

目指すべきまちの将来像の実現に向け、市民及び来訪者の各々のニーズや施策実施による効果を見極めた、的確な取組みに努めます。また、行政による推進体制の構築や財源の確保に関して、効果的・効率的な取組みを進めます。

● 市内連携体制の強化

都市計画の施策は、産業、観光、教育、文化、福祉、環境、防災等の様々な分野に密接な関わりがあります。例えば、都市計画道路の整備については、産業振興、交流機会の創出、防災基盤の充実等に効果がある一方、周辺の自然環境や住環境、埋蔵文化財等にも配慮する必要があります。

そのため、都市計画に関わる施策の適切な実施に向けて、幅広い部門との連携が行えるように、市内連携体制の強化に努めます。

● 関係機関への働きかけ

都市計画決定権限の市町村への移譲拡大等、都市計画の地方分権が進められています。しかし、これまでに国や県等に蓄積された情報や経験を踏まえた、より適切な施策の展開が必要であり、これからも、国や県等の関係機関に対する協力要請等の働きかけを行います。

今後、限られた財源の中で効率的な都市運営を行っていく必要がある中で、国や県等が主体的に進めるべき広域的な調整が必要な都市計画については、市民の意向を踏まえながら、適切な要望等の働きかけを行います。

● 的確な施策と財源確保

本市では、厳しい財政状況に配慮した効率的な予算配分を行うことが求められています。目指すべきまちの将来像の実現に向け、選択と集中による優先性や、効果を見極めた的確な施策の実施に努めます。また、公共施設等総合管理計画に基づく既存施設の有効活用や、民間活力の活用等も検討するとともに、国や県の交付金制度等の活用についても検討しながら財源確保に努めます。

「施策の推進」に関する取組み

より良いまちづくりを実現するためには、施策の評価を今後の施策に反映させることが重要です。まちづくりにおいては、計画（Plan）を、実行（Do）に移し、その結果や成果を点検・評価し（Check）、改善し（Act）、次の計画（Plan）へとつなげていく、計画の進行管理の仕組み（PDCAサイクル）をつくり、遂行していくこととします。

●PDCAサイクルの実施

都市計画は、短期的にその効果が現れるものもありますが、一方では、長い時間をかけて取り組む必要があるものもあり、その間に社会情勢等が変化する可能性があります。

このため、施策ごとに所管部署を設定し、年度ごとに施策の実行の報告、実行環境の改善を行うなど、目標を実現していく過程で適正に進行管理し、進捗状況を明らかにします。

さらに、社会経済情勢の変化や上位・関連計画との整合を図るため、必要に応じて、見直しを含む適切な施策判断をするなど、PDCAサイクルを実施し、目指すべきまちづくりの目標の実現に向けて着実に遂行します。

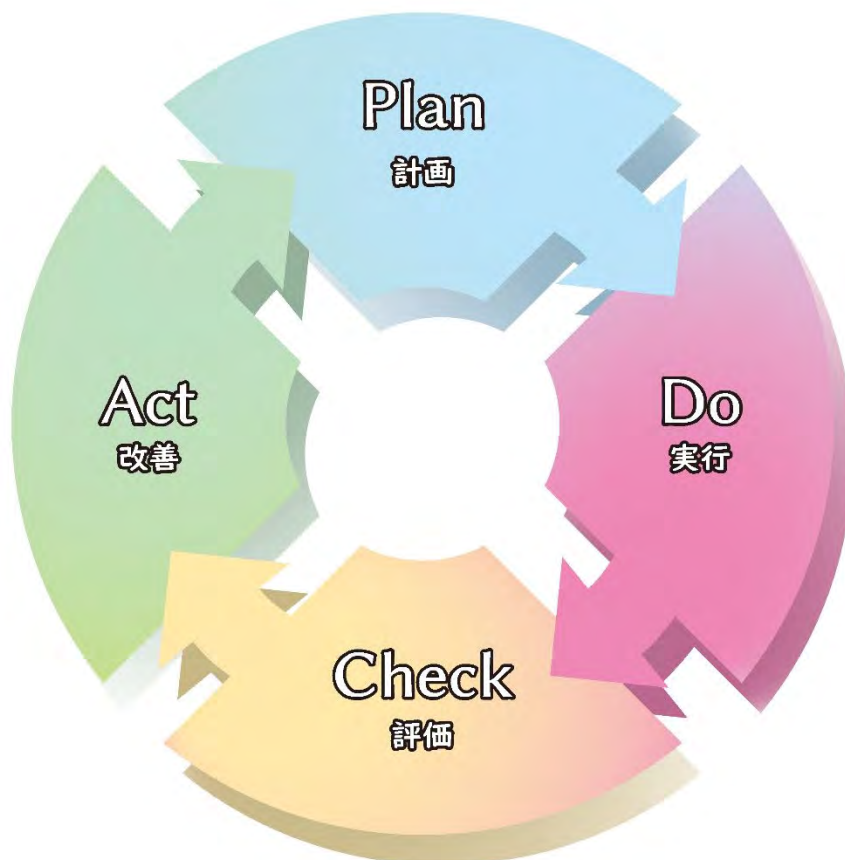


図 PDCA サイクル

大洲市都市整備課

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1

TEL 0893-24-1719 FAX 0893-24-1736